

平成26年2月27日（木曜日）第1号

○議事日程	1頁
○本日の会議に付した事件	3頁
○出席議員	3頁
○欠席議員	4頁
○説明のため出席した者	4頁
○職務のため出席した事務局職員	5頁
○開会宣告	6頁
○開議宣告	6頁
○日程第 1 会議録署名議員の指名	6頁
○日程第 2 会期の決定	6頁
○諸般の報告	6頁
○日程第 3 議案第 4号から 日程第60 議案第61号まで	6頁
○委員会付託省略の議決	14頁
○日程第61 議会だより編集特別委員の辞任及び選任について	17頁
○休会の件	17頁
○散会宣告	17頁

平成26年3月5日（水曜日）第2号

○議事日程	19頁
○本日の会議に付した事件	19頁
○出席議員	19頁
○欠席議員	19頁
○説明のため出席した者	20頁
○職務のため出席した事務局職員	21頁
○開議宣告	22頁
○諸般の報告	22頁
○日程第 1 代表質問	22頁
16番 寺田武造 議員	22頁
9番 伊藤永慈 議員	25頁
21番 木村清一 議員	37頁

○日程第 2 一般質問	50 頁
25 番 平山秀直議員	50 頁
1 番 花田進議員	60 頁
○散会宣告	72 頁

平成26年3月6日（木曜日）第3号

○議事日程	73 頁
○本日の会議に付した事件	73 頁
○出席議員	73 頁
○欠席議員	73 頁
○説明のため出席した者	73 頁
○職務のため出席した事務局職員	74 頁
○開議宣告	76 頁
○日程第 1 一般質問	76 頁
18 番 阿部春市議員	76 頁
20 番 加藤磐議員	88 頁
5 番 山田和宗議員	98 頁
○散会宣告	106 頁

平成26年3月7日（金曜日）第4号

○議事日程	107 頁
○本日の会議に付した事件	107 頁
○出席議員	107 頁
○欠席議員	107 頁
○説明のため出席した者	107 頁
○職務のため出席した事務局職員	108 頁
○開議宣告	110 頁
○日程第 1 議案第4号から議案第38号まで	110 頁
○日程第 2 請願第1号	110 頁
○休会の件	111 頁
○散会宣告	111 頁

平成26年3月17日（月曜日）第5号

○議事日程	113頁
○本日の会議に付した事件	114頁
○出席議員	115頁
○欠席議員	115頁
○説明のため出席した者	115頁
○職務のため出席した事務局職員	116頁
○開議宣告	117頁
○日程第 1 議案第29号から 日程第 7 請願第 1号まで	117頁
○日程第 8 議案第35号及び 日程第 9 議案第36号	120頁
○日程第10 議案第 4号及び 日程第11 議案第38号	121頁
○日程第12 議案第37号	122頁
○日程第13 議案第 5号から 日程第36 議案第28号まで	123頁
○日程第37 議会改革特別委員会の中間報告について	127頁
○日程第38 発議第1号	128頁
○日程第39 発議第2号	128頁
○日程第40 発議第3号	129頁
○市長挨拶	129頁
○閉会宣告	130頁

署名	131頁
----	------

参考資料

○議決結果表	133頁
○会期及び日程	139頁
○代表質問通告表	141頁
○一般質問通告表	143頁
○議案付託区分表	147頁

○予算特別委員長報告資料	149頁
○請願文書表	153頁

平成26年五所川原市議会第2回定例会会議録（第1号）

◎議事日程

平成26年2月27日（木）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 4号 専決処分の承認を求めることについて（西北五広域福祉事務組合の共同処理する事務の変更及び西北五広域福祉事務組合規約の変更について）
- 第 4 議案第 5号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度五所川原市一般会計補正予算（第5号））
- 第 5 議案第 6号 平成25年度五所川原市一般会計補正予算（第6号）
- 第 6 議案第 7号 平成25年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
- 第 7 議案第 8号 平成25年度五所川原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第 9号 平成25年度五所川原市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第 9 議案第10号 平成26年度五所川原市一般会計予算
- 第10 議案第11号 平成26年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 第11 議案第12号 平成26年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計予算
- 第12 議案第13号 平成26年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計予算
- 第13 議案第14号 平成26年度五所川原市後期高齢者医療特別会計予算
- 第14 議案第15号 平成26年度五所川原市介護保険特別会計予算
- 第15 議案第16号 平成26年度五所川原市高等看護学院特別会計予算
- 第16 議案第17号 平成26年度五所川原市公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第17 議案第18号 平成26年度五所川原市神山財産区特別会計予算
- 第18 議案第19号 平成26年度五所川原市松野木財産区特別会計予算
- 第19 議案第20号 平成26年度五所川原市戸沢財産区特別会計予算
- 第20 議案第21号 平成26年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計予算
- 第21 議案第22号 平成26年度五所川原市喜良市財産区特別会計予算

- 第 2 2 議案第 2 3 号 平成 2 6 年度五所川原市相内財産区特別会計予算
- 第 2 3 議案第 2 4 号 平成 2 6 年度五所川原市脇元財産区特別会計予算
- 第 2 4 議案第 2 5 号 平成 2 6 年度五所川原市十三財産区特別会計予算
- 第 2 5 議案第 2 6 号 平成 2 6 年度五所川原市水道事業会計予算
- 第 2 6 議案第 2 7 号 平成 2 6 年度五所川原市工業用水道事業会計予算
- 第 2 7 議案第 2 8 号 平成 2 6 年度五所川原市下水道事業会計予算
- 第 2 8 議案第 2 9 号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について
- 第 2 9 議案第 3 0 号 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に  
関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 0 議案第 3 1 号 五所川原市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 1 議案第 3 2 号 五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて
- 第 3 2 議案第 3 3 号 五所川原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 3 議案第 3 4 号 五所川原市長等の給料月額の特例に関する条例等を廃止す  
る条例の制定について
- 第 3 4 議案第 3 5 号 金木高等学校市浦分校入学料及び授業料徴収条例の一部を改正  
する条例の制定について
- 第 3 5 議案第 3 6 号 五所川原市公民館設置条例の一部を改正する条例の制定につい  
て
- 第 3 6 議案第 3 7 号 市道路線の変更について
- 第 3 7 議案第 3 8 号 西北五環境整備事務組合理約の変更について
- 第 3 8 議案第 3 9 号 神山財産区管理委員の選任について
- 第 3 9 議案第 4 0 号 神山財産区管理委員の選任について
- 第 4 0 議案第 4 1 号 神山財産区管理委員の選任について
- 第 4 1 議案第 4 2 号 神山財産区管理委員の選任について
- 第 4 2 議案第 4 3 号 神山財産区管理委員の選任について
- 第 4 3 議案第 4 4 号 神山財産区管理委員の選任について
- 第 4 4 議案第 4 5 号 神山財産区管理委員の選任について
- 第 4 5 議案第 4 6 号 松野木財産区管理委員の選任について
- 第 4 6 議案第 4 7 号 松野木財産区管理委員の選任について
- 第 4 7 議案第 4 8 号 松野木財産区管理委員の選任について

- 第48 議案第49号 松野木財産区管理委員の選任について  
第49 議案第50号 松野木財産区管理委員の選任について  
第50 議案第51号 松野木財産区管理委員の選任について  
第51 議案第52号 松野木財産区管理委員の選任について  
第52 議案第53号 戸沢財産区管理委員の選任について  
第53 議案第54号 戸沢財産区管理委員の選任について  
第54 議案第55号 戸沢財産区管理委員の選任について  
第55 議案第56号 戸沢財産区管理委員の選任について  
第56 議案第57号 戸沢財産区管理委員の選任について  
第57 議案第58号 戸沢財産区管理委員の選任について  
第58 議案第59号 戸沢財産区管理委員の選任について  
第59 議案第60号 相内財産区管理委員の選任について  
第60 議案第61号 十三財産区管理委員の選任について  
第61 議会だより編集特別委員の辞任及び選任について
- 

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎出席議員（25名）

1番	花田	進	議員	2番	鳴海	初男	議員
3番	山田	善治	議員	4番	三潟	春樹	議員
5番	山田	和宗	議員	6番	木村	慶憲	議員
7番	成田	和美	議員	8番	吉岡	良浩	議員
9番	伊藤	永慈	議員	10番	山口	孝夫	議員
11番	木村	博	議員	12番	古川	幸治	議員
14番	稲葉	好彦	議員	15番	松野	武司	議員
16番	寺田	武造	議員	17番	桑田	茂	議員
18番	阿部	春市	議員	19番	福士	寛美	議員
20番	加藤	磐	議員	21番	木村	清一	議員
22番	川浪	茂浩	議員	23番	磯辺	勇司	議員
24番	工藤	武則	議員	25番	平山	秀直	議員
26番	葛西	収三	議員				

---

◎欠席議員（1名）

13番 秋元洋子議員

---

◎説明のため出席した者（27名）

市長	平山誠敏
副市長	三上裕行
総務部長	小田桐宏之
財政部長	佐藤明
民生部長	高橋勇公
福祉部長	工藤勝
経済部長	島谷淳
建設部長	菊池司
上下水道部長	對馬隆博
会計管理者	岩川静子
教育委員長	阿部育也
教育長	長尾孝紀
教育部長	岩崎明彦
選挙管理委員会 委員長	白川昭麿
選挙管理委員会 事務局長	田中馨
監査委員	山本將雄
監査委員 事務局長	前田晃
農業委員会 会長	斎藤靖裕
農業委員会 事務局長	小山内洋一
総務課長	宮崎昌子
財政課長	三橋大輔
市民課長	新井勝博
保護福祉課長	長尾功一
農林水産課長	小山内秀峰

土 木 課 長	蒔 苗 司
上 下 水 道 部	諏 訪 秀 清
総 務 課 長	
教 育 総 務 課 長	今 義 律

---

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	佐 藤 文 治
次 長	片 山 善 一 朗

◎開会宣告

○三潟春樹議長 おはようございます。ただいまの出席議員25名、定足数に達しております。

これより平成26年五所川原市議会第2回定例会を開会いたします。

---

◎開議宣告

○三潟春樹議長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号により進めます。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○三潟春樹議長 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、8番、吉岡良浩議員、9番、伊藤永慈議員、10番、山口孝夫議員を指名いたします。

---

◎日程第2 会期の決定

○三潟春樹議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から3月17日までの19日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から19日間と決定いたしました。

---

◎諸般の報告

○三潟春樹議長 次に、諸般の報告をいたします。

監査委員より地方自治法第199条第9項の規定に基づく財政援助団体等に関する監査結果報告書及び地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月現金出納検査の結果報告がありました。報告書はお手元に配付しておりますので、御了承願います。

---

◎日程第 3 議案第 4号から

日程第60 議案第61号まで

○三潟春樹議長 次に、日程第3、議案第4号 専決処分の承認を求めることについてから日程第60、議案第61号 十三財産区管理委員の選任についてまでの58件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 一登壇一

平成26年五所川原市議会第2回定例会の開会に当たり、提案理由の説明に先立ち、市政運営に対する基本方針について、所信の一端を申し述べ、市民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

私は、市長職に就任以来、市民、地域、企業、行政がしっかりとしたパートナーシップを築き上げることの重要性を意識しながら、一つ一つの課題に真摯に向き合い市政運営を進めてまいりました。その結果、議員各位はもとより、市民の皆様の御理解と御協力のもと、健全な行財政運営に一定の成果を見いだし、各種取り組みも着実に積み重ねることができました。改めて、関係各位に御礼を申し上げる次第であります。

平成26年度は、市町村合併から10年を迎えることから、新年度を「新たな飛躍に向けた始動の年」と位置づけ、これまでの経験を生かしつつ、協力と連携体制をさらに強固なものにしながら、当市の発展に全力を傾けてまいりたいと存じます。

初めに、当市を取り巻く社会経済情勢と当市の現状について申し述べます。

国政では、一昨年12月に発足した第2次安倍内閣において、いわゆるアベノミクスを推進しながら、長期にわたるデフレと景気低迷からの脱却を最優先課題として各種政策に着手しており、青森県内の有効求人倍率も、平成25年12月の数値で0.69倍、前年同月比で平均0.10ポイントの上昇、当市を含む五所川原管内においても0.43倍、前年同月比で0.08ポイント上昇しており、少しずつではありますが、雇用改善の兆しも現れております。しかしながら、当地域は、県内9カ所ある職業安定所管内でも最も数値が低く、取り巻く環境は依然として厳しいものと認識しております。

この4月からは、消費税率の引き上げも控えており、価格上昇に伴う市民生活への影響や駆け込み需要後の消費の落ち込みなど、さまざまな分野への波及も懸念されるところであります。さらに、当市の基幹産業である農業については、戦後50年の農政の大転換とも言われる、米の生産調整廃止の決定やTPPの行方など、農業政策も大きな変化を迎えようとしております。こうした国政の転換期の中で、迅速な情報収集や国の支援策等についても積極的かつ柔軟に対応し、関係機関との連携をこれまで以上に密接に保ちながら、国政、県政へ地域の声を届け、市民生活の福祉向上に資する各種施策を積極

的に推進してまいりたいと考えております。

当市の状況に目を移せば、つがる西北五広域連合が事業主体となり推進してきた「つがる総合病院」が本年4月1日に開院いたします。自治体病院の機能分担と連携は、まさにこれからが本番であり、医療機能の高度化や医師確保対策、そして何よりも、安定した経営基盤の確立と、よりよい医療サービスの提供のため、本市としても引き続き尽力していく必要があるものと存じます。

冒頭申し述べましたが、平成26年度は、市町村合併から数えて10年という節目の年があります。この間、旧五所川原市、旧金木町、旧市浦村の3市町村が持つ地域資源をしっかりと引き継ぎながら、新たな魅力の創造と新市の一体感の醸成に向け、各種施策を推進してまいりました。

その一方で、人口減少と少子高齢化という社会的要因や依然として厳しい国と地方の財政状況、さらには、雇用環境を含めた地域経済への対応など、まだまだ課題は山積しております。

とりわけ、当市の総人口は、住民基本台帳ベースで申し上げれば、新市発足時の6万4,315人から平成26年1月末日現在で5万9,011人であり、多くの地方自治体の例に漏れず、人口減少の傾向が強まっております。こうしたことから、これまで以上に、人口減少社会という現実に対峙し、その度合いを緩めるための施策や、交流人口の拡大などを図っていく必要があるものと認識しております。

こうした中、「活力ある・明るく住みよい豊かなまち」を将来像に掲げ、平成19年度に策定した五所川原市総合計画が、平成26年度で計画の最終年度を迎えます。平成27年度を初年度とした向こう10年間の新たな計画では、地域経済の底上げやコミュニティ機能の維持と活性化に加え、適正な公共施設の配置の検討など、人口減少に起因するさまざまな課題に対し、より効果的な施策を模索しながら、市民の皆様と叡智を結集し、その解決に取り組んでまいりたいと考えております。

このように、社会経済情勢が刻一刻と変化しておりますが、当市の財政状況を見れば、ここ数年の地方交付税の回復基調に支えられ、財政健全化法で言う健全化判断比率の上では一定の改善が見られておりますが、歳入面では、平成27年度から合併算定替えによる普通交付税の段階的な削減が始まり、歳出面では、「本庁舎整備事業」や「学校給食センター建設事業」などの大規模事業が存在していることに加え、原油価格の高騰による燃料費の増、電気料金の値上げ、消費増税による物資調達費の増など、通常年では想定されなかった財政需要が見込まれるため、これらに向けた施策の厳選と重点化に取り組む必要があります。

当市を取り巻くさまざまな現状を総合的に踏まえ、平成26年度予算は、以下大きく3つの基本方針に基づき編成いたしました。

まず1つ目には、市民生活に安心を与える施策の推進であります。

すなわち、災害時避難施設の整備等を初めとする防災・消防分野の充実や地域医療の維持確保、総合的な保健・福祉の推進など市民生活に安心を与える施策を推し進め、市民の皆様が安心して暮らしていける地域を目指してまいります。

次に、2つ目として、市民と行政のよりよいパートナーシップの構築であります。

引き続き市民ニーズの的確な把握と積極的な情報公開により市民と行政が情報を共有し、新たに、自治会振興交付金を創設することで、町内会などの自治活動の一層の促進と活性化を図るなど、よりよいパートナーシップの構築を図ってまいります。

最後に、3つ目として、行財政改革の推進であります。

当市の財政状況は、今なお、自主財源が乏しく、国の政策や地方交付税に頼らざるを得ないことに変わりはないことから、行財政改革は一時的なものではなく、継続的に実施していく必要があります。全庁を挙げて取り組んでまいります。

以下、平成26年度における主要な事業と施策の概要については、「五所川原市総合計画」に掲げる6つの施策の大綱に沿って申し上げます。

初めに、「次世代に誇りをもって引き継ぐまち―都市基盤の整備―」についてであります。

日常生活に密接している生活道路については、継続的に歩行者などが安全で快適な日常生活を営むための整備・改善を図っていく必要があります。このことから「唐笠柳・錦町線整備事業」を進めるとともに、県道福山五所川原線と市道鎌谷町米田線を結ぶ幹線道路である「広田・尻無線」については、石岡地内において歩道を設置し、円滑な交通を確保してまいります。老朽化が著しい道路橋については、橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕及び架け替えを実施いたします。

次に「活力と魅力のあるまち―産業の振興―」についてであります。

当市を含めた我が国の農業、農村の現状は、農業従事者の高齢化、耕作放棄地の拡大などの課題に直面しております。国の農業政策の大転換の中で、米価の変動も危惧されるところであり、高収益が期待される取り組みにも力を入れる必要があることから、青森県の「野菜等産地生産・販売力強化事業」の補助金に市単独のかさ上げを行うとともに、五所川原市農業再生協議会のトマトや花卉についての産地交付金を拡充いたします。さらに、「五所川原市新規就農者支援事業」、「青年就農給付金事業」を継続し、農業後継者の育成や新規就農希望者への支援を行ってまいります。

新たな産業の育成に向けては、第1次産業の高付加価値化や農産物のブランド化、販路拡大などを支援する「産学官連携による農業の六次産業化モデル事業」に取り組んでまいります。

雇用を含めた地域経済対策については、起業後10年以内の企業、NPO等を委託先として、地域に根差した雇用の創出を図る「起業支援型地域雇用創造事業」を実施し、地方消費者行政に関しても継続実施いたします。

観光振興に関しましては、津軽鉄道株式会社などで構成する協議会の活動を支援する「津軽半島観光アテンダント推進事業」を実施いたします。

次に「健やかで潤いのあるまち—保健・医療・福祉の充実—」についてであります。

生活習慣病予防を中心とした各種検診、健康教育に取り組むとともに、新たに中高生が主役となった「学生発 平均寿命アップ実現プロジェクト事業」を実施し、地域全体の健康意識の向上と平均寿命のアップを図ります。また、「食育推進支援事業」として、市民に食習慣と健康との関係を理解していただき、主体的な健康づくり活動を推進するため、食生活改善推進員の養成、食育リーダーの育成を図ってまいります。

次に「安全で快適な住みよいまち—居住環境の整備—」についてであります。

市営住宅については、五所川原市市営住宅長寿命化計画等に基づいた整備を行っておりますが、老朽市営住宅の解体と「新宮団地市営住宅建替事業」に着手いたします。

防災体制の充実に向けては、「消防防災施設整備事業」として、コミュニティセンター飯詰の解体設計及び建築設計、(仮称)浅井・七ツ館コミュニティセンターの新築設計を行うほか、一野坪、南部、十三、磯松の各コミュニティセンター建設に着手いたします。加えて、十三、磯松コミュニティセンターには、津波避難タワーを併設いたします。

一般廃棄物最終処分場の延命化を図るため、ごみ減量化のための取り組みを推進する必要があることから、試験的に市浦地域で「プラスチック製容器包装分別収集事業」を実施いたします。

消費税引き上げ後のさまざまな影響があると思われませんが、その1つとして、住宅新築の冷え込みも懸念されるところであります。

このことから、「五所川原市浄化槽整備事業」として、これまで下水道処理区域外において住宅の増改築に限っていた合併処理浄化槽設置費の一部補助制度を新築住宅へも対象を拡充することで、住宅購入促進による経済効果、ひいては当市への定住促進を目指していきたいと考えております。

次に「心豊かでたくましい人づくり—教育・文化の振興—」についてであります。

次代を担う子供たちが安全で快適な学校生活を過ごせるよう「金木中学校大規模改造

事業」を実施するとともに「栄小学校大規模改造事業」に着手します。郷土に愛着と誇りを抱く機会を提供するため、市内小学校1年生から6年生までの全児童を対象に、「ふるさと大すき絵画コンクール」を開催いたします。学校給食センターについては、建設工事に着手し、安全で安定した学校給食の供給に努めてまいります。

当市は、歴史的、学術的にも貴重な文化財を数多く有しておりますが、五月女菴遺跡に関し、その出土品やパネル展示、講演会等を開催することで文化財の保護と利活用を図ってまいります。

健康意識が高まる中で、誰もが気軽にスポーツに親しむ環境づくりを行うことも重要な施策であり、市民体育館の大規模改造工事を実施いたします。

最後に、「共に支え合う開かれたまち一参画と協働一」についてであります。

新たな総合計画の策定を行うとともに、昭和46年に建築した市役所本庁舎について、老朽化や利便性などの問題から、建て替えに向けた用地取得を進めてまいりましたが、引き続き、新庁舎建設基本設計及び西北中央病院等の解体実施設計などに着手してまいります。

このほか、「市町村合併10周年関連事業」としては、記念式典の開催、NHKラジオ番組の招致、クラシックコンサートの開催、五所川原の地名に関する冊子の作成、走れメロスマラソンを開催してまいります。

以上、平成26年度を迎えるに当たり、所信の一端と主要な事業について御説明いたしました。五所川原らしさを体現する豊かな自然、歴史、文化、そしてこれらを基盤として培われてきた農林水産物や祭り、そこで営まれる生活を次代にしっかりと継承していくため、引き続き全力を傾注してまいりたいと存じますので、市民の皆様並びに議員各位の一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、平成26年五所川原市議会第2回定例会に提案いたしました議案の提案理由を御説明いたします。

議案第4号は、専決処分の承認を求めることについてであります。西北五広域福祉事務組合の共同処理する事務の変更及び西北五広域福祉事務組合規約の変更について定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第5号は、専決処分の承認を求めることについてであります。平成25年度五所川原市一般会計補正予算（第5号）を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第6号は、平成25年度五所川原市一般会計補正予算（第6号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,726万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳

出それぞれ364億9,153万5,000円とするものであります。

議案第7号は、平成25年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,064万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ84億8,480万1,000円とするものであります。

議案第8号は、平成25年度五所川原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ980万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,644万3,000円とするものであります。

議案第9号は、平成25年度五所川原市介護保険特別会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,376万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ61億7,756万9,000円とするものであります。

議案第10号は、平成26年度五所川原市一般会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ313億1,300万円とするものであります。

議案第11号は、平成26年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億3,448万円とするものであります。

議案第12号は、平成26年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,089万7,000円とするものであります。

議案第13号は、平成26年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,672万1,000円とするものであります。

議案第14号は、平成26年度五所川原市後期高齢者医療特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,247万1,000円とするものであります。

議案第15号は、平成26年度五所川原市介護保険特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億827万6,000円とするものであります。

議案第16号は、平成26年度五所川原市高等看護学院特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億525万4,000円とするものであります。

議案第17号は、平成26年度五所川原市公共用地先行取得事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,094万円とするものであります。

議案第18号は、平成26年度五所川原市神山財産区特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11万2,000円とするものであります。

議案第19号は、平成26年度五所川原市松野木財産区特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11万2,000円とするものであります。

議案第20号は、平成26年度五所川原市戸沢財産区特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9万5,000円とするものであります。

議案第21号は、平成26年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33万5,000円とするものであります。

議案第22号は、平成26年度五所川原市喜良市財産区特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24万円とするものであります。

議案第23号は、平成26年度五所川原市相内財産区特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ210万円とするものであります。

議案第24号は、平成26年度五所川原市脇元財産区特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ638万5,000円とするものであります。

議案第25号は、平成26年度五所川原市十三財産区特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60万9,000円とするものであります。

議案第26号は、平成26年度五所川原市水道事業会計予算であります。収益的収入及び支出の予定額を収入16億1,588万円、支出13億1,184万円とし、資本的収入及び支出の予定額を収入2億2,040万1,000円、支出14億1,420万3,000円とするものであります。

議案第27号は、平成26年度五所川原市工業用水道事業会計予算であります。収益的収入及び支出の予定額を収入1億1,729万7,000円、支出8,285万5,000円とし、資本的収入及び支出の予定額を収入8,962万4,000円、支出1億3,758万3,000円とするものであります。

議案第28号は、平成26年度五所川原市下水道事業会計予算であります。収益的収入及び支出の予定額を収入9億4,996万3,000円、支出10億8,998万5,000円とし、資本的収入及び支出の予定額を収入6億465万1,000円、支出7億2,152万4,000円とするものであります。

議案第29号は、五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。市長の附属機関として、新たに五所川原市市民憲章等制定委員会を設置するとともに、所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第30号は、五所川原市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。行政連絡員を廃止するため提案するものであります。

議案第31号は、五所川原市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法施行令及び地方税法施行規則の一部改正に伴い、所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第32号は、五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法等の一部改正に伴い、金融商品に対する課税制度の変更に伴う所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第33号は、五所川原市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。固定資産に関する証明書書式の見直しにより、所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第34号は、五所川原市長等の給料月額の特例に関する条例等を廃止する条例の制定についてであります。市長等の給料月額の特例等を終えるため提案するものであります。

議案第35号は、金木高等学校市浦分校入学料及び授業料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正に伴い、授業料不徴収制度が廃止となるため提案するものであります。

議案第36号は、五所川原市公民館設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。五所川原市中央公民館及び金木公民館の使用料を改めるため提案するものであります。

議案第37号は、市道路線の変更についてであります。道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第38号は、西北五環境整備事務組合同規約の変更についてであります。西北五環境整備事務組合事務所の移転に伴い、西北五環境整備事務組合同規約の一部を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第39号から議案第61号までの23件は、いずれも財産区管理委員の選任についてであります。神山財産区、松野木財産区、戸沢財産区、相内財産区及び十三財産区の財産区管理委員を選任するため、五所川原市財産区管理会条例第3条の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上が本定例会に提案いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、全議案とも御賛同賜りますようお願い申し上げます。

---

◎委員会付託省略の議決

○三潟春樹議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております日程第38、議案第39号 神山財産区管理委員の選任に

ついでから日程第60、議案第61号 十三財産区管理委員の選任についてまでの23件につきましては、委員会付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第39号から議案第61号までの23件については委員会付託を省略し、直ちに審議することに決しました。

---

○三潟春樹議長 初めに、議案第39号から議案第45号までの7件は、いずれも神山財産区管理委員の選任についてでありますので、一括審議いたしたいと思います。

質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第39号から議案第45号までの7件については同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 異議なしと認めます。

よって、以上の7件は同意することに決しました。

---

○三潟春樹議長 次に、議案第46号から議案第52号までの7件は、いずれも松野木財産区管理委員の選任についてでありますので、一括審議いたします。

質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第46号から議案第52号までの7件については同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 異議なしと認めます。

よって、以上の7件は同意することに決しました。

---

○三潟春樹議長 次に、議案第53号から議案第59号までの7件は、いずれも戸沢財産区管理委員の選任についてでありますので、一括審議いたします。

質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第53号から議案第59号までの7件については同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 異議なしと認めます。

よって、以上の7件は同意することに決しました。

---

○三潟春樹議長 次に、議案第60号 相内財産区管理委員の選任について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

---

○三潟春樹議長 次に、議案第61号 十三財産区管理委員の選任について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

---

◎日程第61 議会だより編集特別委員の辞任及び選任について

○三潟春樹議長 次に、日程第61、議会だより編集特別委員の辞任及び選任についてを議題といたします。

山田善治議員より2月24日付で議会だより編集特別委員の辞任願の提出があり、委員会条例第14条の規定により議長においてこれを許可いたしましたので、報告いたします。

後任の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により議長において指名いたします。

議会だより編集特別委員に20番、加藤磐議員を指名いたします。

---

◎休会の件

○三潟春樹議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明28日から3月4日までの5日間は議案熟考のため休会いたしたいと思えます。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 異議なしと認めます。

よって、5日間は休会することに決しました。

次回は3月5日定刻より会議を開きます。

---

◎散会宣告

○三潟春樹議長 本日はこれにて散会いたします。

午前10時48分 散会

平成26年五所川原市議会第2回定例会会議録（第2号）

---

◎議事日程

平成26年3月5日（水）午前10時開議

第1 代表質問（3人）

至誠公明会 寺田 武造 議員

政 和 会 伊藤 永慈 議員

新 緑 会 木村 清一 議員

第2 一般質問（2人）

25番 平山 秀直 議員

1番 花田 進 議員

---

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎出席議員（25名）

1番 花田 進 議員	2番 鳴海 初男 議員
3番 山田 善治 議員	4番 三 瀉 春樹 議員
5番 山田 和宗 議員	6番 木村 慶憲 議員
7番 成田 和美 議員	8番 吉岡 良浩 議員
9番 伊藤 永慈 議員	10番 山口 孝夫 議員
11番 木村 博 議員	12番 古川 幸治 議員
14番 稲葉 好彦 議員	15番 松野 武司 議員
16番 寺田 武造 議員	17番 桑田 茂 議員
18番 阿部 春市 議員	19番 福士 寛美 議員
20番 加藤 磐 議員	21番 木村 清一 議員
22番 川浪 茂浩 議員	23番 磯辺 勇司 議員
24番 工藤 武則 議員	25番 平山 秀直 議員
26番 葛西 収三 議員	

---

◎欠席議員（1名）

13番 秋元 洋子 議員

◎説明のため出席した者（27名）

市 長	平 山 誠 敏
副 市 長	三 上 裕 行
総 務 部 長	小田桐 宏 之
財 政 部 長	佐 藤 明
民 生 部 長	高 橋 勇 公
福 祉 部 長	工 藤 勝
経 済 部 長	島 谷 淳
建 設 部 長	菊 池 司
上下水道部長	對 馬 隆 博
会 計 管 理 者	岩 川 静 子
教 育 委 員 長	阿 部 育 也
教 育 長	長 尾 孝 紀
教 育 部 長	岩 崎 明 彦
選挙管理委員会 委 員 長	白 川 昭 磨
選挙管理委員会 事 務 局 長	田 中 馨
監 査 委 員	山 本 將 雄
監 査 委 員	前 田 晃
農 業 委 員 会 長	斎 藤 靖 裕
農 業 委 員 会 長	小山内 洋 一
事 務 局 長	
総 務 課 長	宮 崎 昌 子
財 政 課 長	三 橋 大 輔
市 民 課 長	新 井 勝 博
保 護 福 祉 課 長	長 尾 功 一
農 林 水 産 課 長	小山内 秀 峰
建 築 住 宅 課 長	對 馬 肇
上 下 水 道 部	
総 務 課 長	諏 訪 秀 清

教育総務課長 今 義 律

---

◎職務のため出席した事務局職員

事務局 長	佐藤 文治
次 長	片山 善一朗

---

◎開議宣告

○三潟春樹議長 おはようございます。ただいまの出席議員24名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号により進めます。

---

◎諸般の報告

○三潟春樹議長 初めに、諸般の報告をいたします。

監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月現金出納検査の結果報告がありました。報告書は、お手元に配付しておりますので、御了承願います。

---

◎日程第1 代表質問

○三潟春樹議長 日程第1、代表質問を行います。

質問は再質問を含め3回までとなっておりますので、質問、答弁とも簡潔明瞭に願います。

それでは、至誠公明会、寺田武造議員の質問を許可いたします。

○16番 寺田武造議員 一登壇一

おはようございます。至誠公明会の寺田武造であります。会派を代表して、通告に従い質問させていただきます。

平山市長は、本定例会の冒頭で平成26年度施政方針を述べられました。その中で、国においてはいわゆるアベノミクスの推進により、長期にわたるデフレと景気低迷からの脱却を最優先課題として各種施策に着手しており、県内でも雇用改善の兆しがあらわれているものの、当地域においては有効求人倍率が他の地域よりも低く、依然として厳しい環境にあると認識をいたしております。また、4月の消費税率の引き上げに伴う市民生活の影響や駆け込み需要後の消費の落ち込みなど、さまざまな分野への波及が懸念されること、さらに当市の基幹産業である農業についても、戦後50年の農政の大転換とも言われる米の生産調整廃止の決定やTPPの行方などの施策も大きな変化を迎えようとしております。平山市長は、このような国政の転換期においても積極的かつ柔軟に対応し、市民生活の福祉向上に資する各種施策を積極的に推進していく考えを示されております。さらに、平成26年度は市町村合併から10周年を迎えることから、新年度を新たな

飛躍に向けた始動の年と位置づけ、これまでの経験を生かし、協力と連帯体制をさらに強固なものにしなが、当市の発展に全力を傾けていくという強い決意を申し述べられましたが、これもまた幾多の課題に真摯に向き合いながら市政運営を進められてこられたことに深く敬意を表するとともに、今後においてもその卓越した行政手腕を発揮されますことを大いに期待しているところであります。

それでは、施政方針の中で示されました施策の中から、3点ほど市長の今後の方針についてお伺いいたします。まず、1点目は、平成27年度を初年度とした新たな総合計画についてであります。平成19年度に策定した活力ある・明るく住みよい豊かなまちを将来像に掲げた総合計画は、平成26年度で計画の最終年度を迎えるところであります。平成19年度には、この計画を策定してから社会情勢は大きく変化しており、とりわけ当市を含む自治体が少子高齢化とともに人口減少という課題を抱えている中、今後の重点的な取り組みも必要ではないかと思われませんが、これらを含め平成27年度からの新たな総合計画の策定について市長はどのような思いをお持ちか、お伺いいたします。

2点目は、平成26年度の予算編成についてをお伺いいたします。平山市長は、昨年第4回定例会の私の一般質問に対する答弁の中で、「思い描く将来像は財政の健全化を維持しつつも、市民一人一人がふるさとに夢と誇りを持ち続け、未来の発展につながる地域社会を実現したい。そのような社会を実現するためにも、単に行政が主導するのではなく、市民の力を存分に発揮していただきたい」と述べられておられましたが、その平山市長の思いは新年度予算の中でどのように反映され予算化されているのか、お伺いいたします。

3点目は、財政運営についてお伺いいたします。つがる西北五広域連合が事業主体となり推進してきたつがる総合病院が本年4月1日に開院いたしますが、当市においては今後も本庁舎建設事業や学校給食センター建設事業など、大規模な建設事業が予定されているほか、今後地方交付税の段階的な削減も予定されており、このような当市を取り巻く状況を踏まえた上で、安定した財政運営が持続可能なのか、今後10年間の財政の見通しはどのようになっているのか、お伺いいたします。

以上、3点を質問させていただきますので、御答弁をよろしくお願いします。

○三潟春樹議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 ただいまの寺田武造議員にお答えいたします。

まず、平成26年度の予算編成についてでございますが、議員お尋ねのように、私の理想は単に行政が主導するのではなく、市民の力を存分に発揮できるようなまちづくりで

あります。市の施策の多くは立案や実施に当たって、市民の皆さんの声を大きく反映できる、市民の皆さんに主役になっていただける余地のあるものであります。日ごろから住民懇談会などを通じて市民ニーズの把握に努めるようにしておりますが、さらに踏み込んだ、市民が主役の施策をこれまで設けてまいりました。代表的な事業を申し上げますと、平成22年度からは市民参画と協働により、ともに支え合う開かれたまちづくりをするために市民提案型事業、平成24年度からは市民討議会や地域の自主的な防災意識に基づく活動を支援する自主防災組織育成助成事業を継続実施しております。さらに、これに加えて平成26年度からは、町内会などの自治会活動のより一層の促進と活性化を図る自治会振興交付金を予算計上したところであります。また、平成26年度には、市の最上位計画であります五所川原市総合計画の策定が予定されております。この策定に当たっては、市民みずからが参加するワークショップなどを開催し、策定段階から市民の声を計画に反映させてまいりたいと考えております。今後とも施策の効果が最もよく発揮されるよう、市民の皆様の御意見によく耳を傾け、市民参画と協働を重要なキーワードとして進めてまいるのでございますので、議員各位におかれましても御協力をよろしくお願いいたします。

次に、平成27年度を初年度とした新たな総合計画についてでございますが、以下大きく3つの視点で計画作成に取り組むこととしております。まず、1つ目は、地域特性を生かした独自性のある計画づくりであります。人口減少を含めた環境変化などを的確に見据え、当市が目指すまちの形を示すとともに、市の強みを生かし、弱みを克服するための施策を検討してまいります。2つ目には、市民参画による計画づくりです。平成25年度は、住民基本台帳から無作為抽出した3,000人を対象に、市民意識調査を実施しております。市民がまちづくりの主体であるとの考えに立ち、その意見や提案を計画に可能な限り反映させた計画づくりを目指してまいります。3つ目には、地域経営の視点による計画づくりであります。これは、どれくらい事業実施したかではなく、市民の暮らしがどのように変わったかという視点に立ち、限られた資源を最大限活用できるよう努めてまいりたいと考えております。地方自治法の改正により、総合計画の基本構想の策定義務は廃止されましたが、昨年12月定例会で可決をいただいた五所川原市基本構想の策定に関する条例に基づき、市の最上位計画としてこの地域にふさわしい効果的かつ効率的な施策を展開していくための計画づくりに努めてまいりたいと存じておりますので、よろしくお願いいたします。

○三潟春樹議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 財政運営についてお答えいたします。

市の財政の現状から先に申し上げますと、一般会計では平成18年度に赤字決算を経験しました。行財政改革を実施して財政の健全化に努め、特別会計、企業会計、一部事務組合を含む全ての会計で平成23年度決算で赤字を解消したところであります。この間、職員の計画的な採用により人件費を縮小しつつ、指定管理者制度等アウトソーシングを推進してきたこと、地方交付税が復元基調であったこと、行財政改革の一環として不要不急の事業を抑制しつつ、不可避な事業については過疎債、合併特例債といった国の財政支援の大きな特例債の活用を集中的に図ったことなどにより、現在では財政健全化法でいう健全化判断比率は改善し、実質公債費比率についてはピークであった平成20年度の22.5%から起債許可団体となる18%を下回る16.5%まで低下したところであります。財政健全化への取り組みは着実に成果を上げており、直ちに財政健全化団体へ陥る心配はないと考えてございます。一方では、将来を見据えた場合、当市の財政の構造は慢性的に一般財源が乏しく、市独自の施策に予算を割くことが困難な状況にあることも事実であります。今後の財政面の課題としては、歳出面では過去に実施した事業の公債費の負担、年々増加傾向にある扶助費など、義務的経費の負担増が見込まれ、歳入面では人口減少による税収の減少、平成27年度から段階的に実施される合併算定替えの終了による交付税の減少など、不安定要素も少なくありません。また、市債に関しては、本庁舎建設事業など経年劣化等による不可避な投資的事業が予定されており、平成28年度までは市債残高が増嵩していくこと、過去に行った大型事業の元金償還が始まるため、実質公債費比率が平成30年度にピークを迎えることが見込まれます。今後も中長期にわたる財政計画を立て、計画的な財政運営を行うことはもちろんですが、税制改正や景気の動向など、外的要因によって計画の変更が余儀なくされる場合には、機動的に事業の実施時期を含めて計画を見直してまいりたいと考えております。

○三潟春樹議長 16番、寺田武造議員。

○16番 寺田武造議員 御答弁ありがとうございました。ただいま私からの質問の内容を含めた活力ある・明るく住みよい豊かなまちといった項目については市民が強く関心を持っておりますので、また大きく期待するものであります。御丁寧な御答弁でありますので、再質問はいたしません。

どうもありがとうございました。

○三潟春樹議長 以上をもって寺田武造議員の質問を終了いたします。

次に、政和会、伊藤永慈議員の質問を許可いたします。9番、伊藤永慈議員。

○9番 伊藤永慈議員 一登壇一

おはようございます。政和会の伊藤です。平成26年第2回定例会に際しまして、発言

通告に従い政和会を代表いたしまして代表質問をいたします。

まだ寒い日が続きますが、時折差す日差しや吹く風に春が近いことを感じさせられます。リンゴ農家の皆様方は、もう本格的な作業に入っており、また他の農業に携わる皆様方も準備などで心忙しい日々を送っていることと思います。今年も豊作で、農業を取り巻く環境が一層よくなることを念じております。

さて、最初の質問に入ります。間もなく開業するつがる総合病院とその後すぐ現在の西北中央病院の解体、そして市役所新庁舎建築、学校給食センター建設と続くわけです。このことについて、何度かこれらの財源について説明がありましたが、いずれも問題ないとの説明でした。今回いただいた市の財政計画の資料によりますと、平成24年度の自主財源は約71億6,000万円、収入全体の約20%で、これから徐々に減っていき、平成28年度の自主財源は約63億2,000万円となっております。そして、債務の残高のピークが平成28年度で合計残高が約546億円になるとありました。年間平均約10億円ほど返していくことになっています。ここで質問ですが、市長の施政方針に人口減少と少子高齢化、そして0.08ポイント上昇したとはいえ厳しい雇用環境とありました。すると、今述べた財政計画の地方税だけの収入が平成24年度から平成31年度まで約50億と変化なく見込んでおります。施政方針とかなりの矛盾がありますが、平成31年までの収入の根拠を説明してください。

これに加えて、つがる総合病院についてですが、施政方針によりますと医療機能の高度化と医師の確保、そして安定した経営基盤の確立を掲げております。つがる総合病院の経営収支予算は、現金ベースでは黒字であるとのことでした。ただ、これに資産の償却など現金以外に帳簿に算入できる経費を加えると赤字となっています。このことについては、いろいろ議論もしましたので今これについて述べることはしませんが、しかし4月から開業され、総合病院と各サテライト病院、会計全般が包括されることとなりますが、現在各サテライト病院の経営収支は毎年赤字になっております。そして、その負担割合は、各サテライト病院及び診療所によって違うわけですが、特になぎ病院については負担割合は58.79%でスタートするわけですが、各サテライト病院を包括経営する広域連合は独自で経営の健全化のための医師専門指導機関、有識者などによる諮問機関等設置し検討したのでしょうか。また、施政方針に掲げた医療機能の高度化と医師の確保について、例えば診療科目、医療機器、そして医師の数など、当初計画したとおりになっているのでしょうか。4月から開業です。これを踏まえた答弁をお願いいたします。

先日2月24日の東奥日報の1面の報道によりますと、脳外科常勤医師の確保が困難であり、入院、手術ができないとなっております。御存じのとおり、本県は全国一の短命

県で、とりわけこの地方は脳血管疾患で命を落とす人が多いと言われております。県においても、このことは重要課題となっており、総力を挙げて取り組むことになっております。また、この病気の性質は、治療に一刻を争うということです。今開業する総合病院には最も必要な診療科目であると考えます。市長、これは直接命にかかわることであり、市民は大変関心を持っております。市長は、生活習慣病予防をうたっておりますが、絵に描いた餅ではなく、これについて明快な見通しについて答弁をお願いいたします。このことは、今回の質問である財政の視点で考えると、つまり多額の金をかけて建物を準備しても、機能しなければ患者は来ないということで、赤字に転落する可能性があるということです。今申し上げた状況下でもう一度確認いたします。財源について、総合病院が赤字になった場合、債務の償還期間も含めて一般会計を過度に圧迫することがないような計画が成り立つのでしょうか。つまり教育、福祉、住民サービスなどが長期にわたり影響がないのか、お聞きします。つまりこれらを削減することや増税や財源を確保することは、全く筋違いということです。また、これは財政的不測の事態、例えば災害や豪雪、重篤な伝染病などによる緊急的な支出がシミュレーションされているのでしょうか。答弁をお願いいたします。

2番目の質問です。今財政の質問で申し上げた人口減少についてで、市長の施政方針のとおり、新市発足当時の当市の人口は6万4,315人から平成26年1月末現在で5万9,011人となっております。特に郡部に行くほどこれが顕著となっております。市長も申し上げた、安倍政権のいわゆるアベノミクス、この柱となる3本の矢の最後の矢に経済成長戦略がうたわれております。このアベノミクス効果について、大企業では徐々にではありますが効果が出始めているとのこと。しかし、これが地方へ反映するまでにはまだまだ時間がかかると思われまます。このままでは、地方と大都市との賃金格差は広がる一方で、このためによる人口の流出に歯どめがかからない状態が続くと予想されます。さらに、少子化の問題です。これには女性が働きながら安心して子供を育てる環境が急務であると考えます。既にこのことについて大胆な施策をとっている自治体が出ていることが報道されています。市長にお聞きします。市では、この問題について何か対策を講じているのか、また事業主等に啓蒙活動や就労者に対しアンケートなどの調査をしているのか、お答えください。加えて、市長は雇用の兆しが見えてきたとありましたが、具体的にどのような職種などが増えているのか、またどのような施策を推進しているのか、答弁をお願いいたします。経済、文化、この全ての活気の源は人口であることは言うまでもありません。私は、平均寿命も含めて、最も重要な課題と考えております。

それでは、3番目の質問に入ります。昨年政府は、5年後に減反の廃止を発表いたし

ました。生産量を減らし、価格を維持するとのことでした。また、さらに所得補償制度による補助金を半分に減らし、その4年後には廃止することが決まっております。ただ、それにかわる案として、転作補助金は維持され、それと飼料米など主食以外の米に転作した場合の補助金は増額されることになっております。農業者、農業関係機関、団体は一応安心しているのですが、政府内や他の省庁からはかなりの批判的な意見があり、今後また変更する可能性も否定できません。また、仮にこの制度が安定的に長く続くとして、私は大規模な農業経営には今後も経営維持ができる制度であると考えますが、中小規模の農業経営に果たして当てはまるのか、甚だ疑問であります。一方、制度としての減反が廃止となり、誰もが自由に食料米をつくることになるわけですが、この場合既存の転作組合や営農組合の組織そのものはどのようになるのか、多額の資金を投じた施設や農機具についてもどうするのか、このことについて市ではどのような指導、または対策をとるのか、加えてこれらについて関係機関、団体などと協議しているのか、これをあわせて答弁をお願いいたします。

市長にお聞きします。この問題について、さきの議会の答弁で、対策として稲作以外の作物を考えるとありました。今回の施政方針では、野菜等産地生産・販売力強化事業の料金のかさ上げとトマトや花卉産地交付金の拡充とあります。これについて、具体的にどの程度かさ上げ、または拡充するのでしょうか。また、国の政策に中小の農家を救済できるような内容はあるのか、あるとしたらこれらに該当する農家の要件とこれらの方の市としての対応について、あわせて答弁をお願いいたします。今述べた中小の農業経営者は、不安な日々を送っております。前からの事業をただ継続するのではなく、日々変化する農業施策に対応したしっかりとした基盤を示していただくようお願いいたします。

最後の質問として、市町村合併10周年関連事業としていろいろなイベントの開催や当市の地名に関する冊子の作成をすることになっておりますが、このほかに事業、または整備するものがあるのか質問いたします。

以上で壇上からの質問を終わります。市長初め関係部長の誠意ある答弁をお願いいたします。

○三潟春樹議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 ただいまの伊藤永慈議員にお答えいたします。

まず、人口減少の問題でございます。人口減少の現状をより詳しく見ますと、出生数から死亡数を差し引いた自然動態と転入から転出を差し引いた社会動態の両方が減少し

続けていることがわかります。すなわち、人口減少の度合いを緩めるための施策としてより効果的なことは、自然動態に関しては出生数が増加するための施策と死亡数を減らす施策を推し進めることとあります。そのための一例としては、子供を産み育てやすい環境づくりを推進していく必要があります。現在市では、ゼロ歳児から6歳児を対象に、乳幼児の保健及び出生育児環境の向上を目的として、乳幼児を養育している保護者に対し乳幼児医療費の助成を行っておりますが、この制度の充実を検討しております。死亡数の減少に向けては、新年度の新規事業として学生発平均寿命アップ実現プロジェクトなどを予定しております。社会動態に関しては、当市への転入者を増やし転出者を減らす方策を検討していく必要があります。そのためには、観光振興による情報発信と交流人口の拡大に加え、定住促進に向けた事業の実施、雇用の場の確保が重要な施策となっております。新年度は、浄化槽整備事業の拡充や起業支援型地域雇用創造事業の実施を予定しております。このほか人口減少の度合いを緩めるためには、住宅関連施策、教育関連施策などさまざまな施策を中長期的に取り組んでいく必要があるものと考えております。

以上でございます。

○三潟春樹議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 一般会計の今後の見通しについてであります。つがる総合病院、それから消防庁舎建設事業、本庁舎建設事業と大型建設事業が続き、市債発行額が増嵩していることから御心配をいただいているところでございます。これらの施設は、ともに防災拠点施設であり、昭和40年代の高度経済成長期に建設されており、耐震強度に問題があり、さらには国からの財政支援が市債発行を通してのみある公共施設でございます。これらの建設には、過疎対策事業債または合併特例事業債の財政支援措置が高い特例債を活用することから、財政健全化法に定められた早期健全化基準には抵触をすることはないと見込んでございます。しかし、これらの建設により、市債の元利償還費である公債費については、平成30年度がピークとなると見込んでおり、これ以上公債費が伸び続けることは財政運営の硬直化を招くことから、大型建設事業の最後となる本庁舎建設事業以降においては市債の発行総額を元金償還額以内とする元金ベースのプライマリーバランスを予算編成方針に据え、市債発行額を抑制するとともに、施策の重点化を図りながら、これからも財政健全化を維持してまいりたいと考えてございます。財政計画に示しました歳入の見積もりの根拠でございますけれども、一般財源の大宗となる地方交付税にあっては、現在活用を図っている合併特例債、過疎対策事業債については事業費補正7割が加わってきます。これらを加えまして、27年度から始まります合併算定替えの

措置、そぎ落とし額を減額した額を推計額として計上しておるところでございます。

それから、つがる総合病院の経営についてでございます。つがる総合病院は、西北中央病院を母体に移行することから、つがる総合病院の運営に際しては西北中央病院の実績を踏まえた上で推計してございます。医師については、マスタープランの改定を行った平成20年度時点では常勤医28名でありましたが、25年度では38名と10名増となっており、つがる総合病院においては、加えて歯科口腔外科の新設や第三内科の常勤医の確保など医師の増加が期待されるほか、病床数22床、手術室2室の増や高度医療機器の整備、血液透析室20床の新設など、増収が期待できるところであり、現金ベースでの黒字は達成できる見込みであります。脳神経外科医の常勤医確保につきましては、自治体病院機能再編開始の当初よりその確保に努めてまいりましたが、御承知のとおりつがる総合病院開院時点での配置は極めて厳しい状況にあります。しかしながら、脳神経外科医の常勤医配置はつがる総合病院の新設による地域医療の底上げを図る上での目標の一つでございますので、今後とも県内唯一の医育機関である弘前大学との連携を密にしながら、病院事業管理者、病院長を初め、つがる西北五広域連合にあります病院運営部一体となって鋭意その確保に努めてまいりたいと考えているとのことでございます。

○三潟春樹議長 市長。

○平山誠敏市長 減反政策についてお答えいたします。

国は、主食用米の生産目標を農家ごとに割り当て、生産数量を抑制することによって価格を維持する減反政策について、5年後の廃止を決定したところであります。あわせて、平成22年度から始めた戸別所得補償制度による米の補助金を平成26年度から半減し、平成30年度には廃止するというものであります。生産調整の割り当てをなくするとしたため、減反廃止、50年ぶりの農政大転換と多くの報道機関が報じたところであります。しかしながら、その内容は、米の生産数量目標の配分を廃止するもので、生産調整は農業者みずからの判断で実施するというものであります。よって、主食用米のかわりに麦、大豆などを作付した場合に支払われる転作補助金は維持されるものであり、飼料用米や米粉用米など、非主食用米を作付した場合も同様であります。このことから、転作制度は減反廃止の有無にかかわらず、水田活用の直接支払交付金として水田フル活用制度のもと継続するものであり、今後市の担う役割は国からの制度に関する情報を速やかに農家の皆様に提供することはもちろん、農家の所得向上に結びつく作物の検証や周知、そしてその取り組みに対する支援であろうと考えております。

○三潟春樹議長 経済部長。

○島谷 淳経済部長 基幹産業に係る農業者の位置づけについてお答えいたします。

国の政策は、大規模農家がさらなる農地の集積を行い、コスト縮減を図り、所得の向上を目指す方向で進めようというものであります。当市の基幹産業は、1次産業の農業であります。専門農家の比率は約30%でありまして、自給的農家及び兼業農家が70%というのが実態であります。70%の自給的農家及び兼業農家が全て大規模化を図るということは困難な話でありまして、現実的ではございません。このような政策の中で、自給的農家や兼業農家の所得向上を図るためには、国の経営所得安定対策をフル活用しつつ、例えば集落営農組織を立ち上げ、共同作業による機械等の経費削減、あるいは収益性の高い施設野菜や花卉等に取り組むなど、新たな取り組みがこれからは必要であると考えております。現在市や五所川原農林高校、そして農業に関する機関が五所川原6次産業化推進協議会を設立し、地域の6次産業化の可能性を目指してさまざまな取り組みを展開しているところであります。具体的には、新たな雇用の創出と特色ある農産物及び加工品を高付加価値化し、五所川原ブランドとして流通ルートに乗せて農家所得の向上を図ろうというものであります。早期の実現に向けて、市としての支援策を講じてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、転作営農組織についてお答えいたします。現在市内では、集落ぐるみで転作に取り組んでいる営農組織がございまして、それぞれ麦、大豆やソバなどの転作作物を作付しております。集落営農組織による転作のメリットとして、参加する集落内の農家の方々は転作に係る機械投資や栽培技術の習得などに縛られずに、主食用の水稻の作付のみに専念できるということが挙げられます。国が打ち出した生産調整が5年後に廃止となった場合、個々の農家の方々が自由に水稻を作付することが可能になり、これまで地域の転作を担ってきた集落営農組織が崩壊するのではというような懸念が生じますけれども、国では米価下落防止のためには今まで以上の転作が必要になるだろうということを予想しております。したがって、議員御懸念の転作営農組織の崩壊に関しましては、今後ますますその組織の担う役割が増えるものと考えております。

なお、来年度から主要な転作作物であります麦、大豆につきまして、産地交付金を活用して、その加算措置として10アール当たり今年度までは1万6,000円であったものを来年度からは10アール当たり1万8,000円と単価の増額を図っております。市といたしましても、農業経営の安定、農家所得の向上、そして地域を守る取り組み強化に努めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○三潟春樹議長 総務部長。

○小田桐宏之総務部長 市町村合併10周年関連事業についてお答えいたします。

当市は、平成17年3月の合併から平成26年で合併10年を迎えます。この節目を記念し、将来にわたって当市が飛躍していくための機運を高め、地域の一体感の醸成を図るため、合併10周年記念事業を実施することとしております。関連事業の内容としては、走れメロスマラソン、NHKラジオ番組招致、クラシックコンサートの開催、五所川原の地名に関する冊子の作成、市民憲章及び市の花鳥木等の制定並びに第九演奏会を含む合併10周年記念式典事業、ふるさと大すき絵画コンクール開催事業の6事業を予定しているところでございます。来年度に実施される合併10周年記念事業が節目の年のイベントとしてふさわしいものとなるよう、今後も検討してまいります。

○三潟春樹議長 9番、伊藤永慈議員。

○9番 伊藤永慈議員 どうも答弁ありがとうございました。収入の一般会計がプライマリーバランスによって今後それを考えて行うということですが、ただ人口が減ればまた自主財源も減ることから、それを今後考えながらやるんですけども、特にその対策とか、そういうのももうちょっと明確な答弁が欲しかったんですけども、それはそれでわかりますけども。

病院会計で市長のほうから脳神経外科の今後の見通しもちょっとお聞きしたかったんですけど、何もなかったの。やっぱり市民はここが一番期待しているところであって、今後どうなるのか、そこも、その辺もまた財政にかかわってくるのではないかと考えておりますので。そしてまた、4月から病院が開業されますと、特にサテライト病院、かなぎ病院のことですが、今かなぎ病院はまだ医師不足で大変なわけです。今つがる総合病院では10人前より増えたということですが、かなぎ病院のほうは全然増えないので、まだまだ医師が来なければ赤字がずっと増えていくわけです。これに対して、かなぎ病院のサテライトとしての位置づけをどう考えているのか。そしてまた、医師をかなぎ病院自体で探さなきゃだめなのか、そこの辺もちょっと明確にお知らせ願えればと思います。

そして、農業ですが、国の政策はそれこそ大規模の農家だけを支援していくような形で、兼業農家が70%というわけですけども、その中でもまた小規模の農業での専業農家もありますので、例えば無農薬とか、いろんな手段で頑張っている農家もあります。そういった人たちをどういうふう考えていくのか、ちょっとお知らせ願えればと思います。

そして、転作組合は逆に補助金が増えて、そのまま崩壊しないでいくのではないかと。ということですが、私が心配しているのは主食米がどんどん増えていきますと、どうしてもつくりやすい田んぼに耕作していくと思います。金木地区でありますと集団転作で毎年交代して転作しているわけですけども、つくりやすい田んぼだけ耕作するようになり

ますとどうしても山間地とか、そういうふうなものに逆に転作が進むのではないかと思います。その辺どうなのか。それは、またなってみなきゃわからない状態もありますので、その辺も考えていただければと思います。

そして、最後に、合併10周年関連事業、非常に10周年を記念していろいろなイベント等やるのはいいんですけども、これ私地元金木地区なので申し上げますとちょっとあれなんですけども、金木地区には日本大学の理事長、元アマチュア相撲優勝者の田中英壽、大相撲で小結にいた二子岳、日本の民間飛行士家、操縦者第1号の白戸栄之助や今年ソチオリンピックでいろいろ盛り上がりましたけども、ワールドカップでホルメンコーレン大会ジャンプ複合で銅メダル、そしてリレハンメルと長野オリンピック2回出場している古川純一氏など、功績をたたえたものが金木総合支所と体育館にあるわけです。せっかく10周年を記念するんですので、例えばほかの功績を挙げた人、市浦地区いっぱいあると思います。それを五所川原の市民体育館とか中央公民館にまとめて展示できないものか。これはどうなのか、ちょっとその辺も、せっかく10周年なんですので、その辺を整備して功績を残して、子供たちのためにも一番人が集まるところに展示することも大事だと思います。その辺の答弁をお願いします。

○三潟春樹議長 市長。

○平山誠敏市長 脳神経外科の問題でございますが、機能再編成計画を進める当初からぜひこの地域には欲しいということで計画を立てまして、先ほど答弁したように、当初から大学病院のほうにもお願いしてまいりました。しかし、ドクターの絶対数が少ないということで、なかなか実現しない、非常に残念なことでございます。ただ、大熊教授が現に西北病院のほうにも毎週見えて診察していただいているということで、この地域の事情は教授が詳しく御存じということでありますので、新しい総合病院には脳外科の手術施設も整備いたしましたので、できるだけ早くまた総合病院においでいただけるようにこれからも努力してまいります。その辺は、棟方管理者とも連携をとりながら頑張っていきたいと思っております。ただ、一番のもとになるような糖尿病の内科医さんは2人常勤することに決まっておりますので、そういう面では今まで以上の経営効率が、この地域のための方々には安心があるのかなという思いでございます。経営自体もかなり心配されておられますが、一番最初には、当初の国の制度では建設費の50%を医療収益で返済しなさいという計画でございましたが、これはとても今の病院経営では無理だということで、現在では、数字ちょっとはつきりしませんが、病院の収益から返せる分をたしか二十七、八%に落としてもらったという経緯もありますので、今までのような病院形態とはまたかなり……病院自体の経営としては楽になるのではないかと考えており

ます。

○三潟春樹議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 人口減少に伴う歳入確保のお話でございますけれども、今現在地方交付税でございますけれども、今総務省では普通交付税の算定において、平成26年度から5年程度期間をかけたしまして、支所の運営経費や消防サービス経費の基準、標準団体の面積拡大などの交付税の算定方法を見直すこととしてございます。とりわけ現在26年度から検討されている部分については、支所に要する経費の算入について、合併前の、現在交付税の中では標準団体、10万人規模の人口にあれば1支所を置くという基準財政需要額の算定になるのですけれども、合併市町村にあっては支所に要する経費の算入について、合併前の旧市町村の役場を1つの支所とみなしまして、標準的な支所経費として1支所当たり2.4億円程度と見込みまして、所管区域の人口の多寡、本庁からの距離に応じてその額を増減した額を一本算定として交付税額に3年かけて3分の1ずつ加算することとされてございます。この交付税算定の関係を総務省のほうでは5年程度かけて確保していきたいというふうに考えてございますので、この措置がどのようになるのかは今現在の段階で全て見込むことはできませんけれども、これから5年かけて見直されていくと考えております。

それから、かなぎ病院の位置づけのお話がありました。かなぎ病院については、緊急を含めた地域住民に対する初期医療を提供するとともに、中核病院であるつがる総合病院の後方支援病院として回復期、リハビリテーション機能の整備を図ることとしておりますが、当該機能の整備には施設基準上の医師やリハビリスタッフを確保する必要があることから、現在一般病床60床、療養病床40床の計100床としており、回復、リハビリテーション機能については収益性と病院全体の医療体制との整合性を図りながら、引き続き医師等の必要なスタッフの確保に努めていくというふうに聞いてございます。広域連合の医師確保についてですけれども、医師の確保につきましては常勤医については経営の根幹をなすため、病院事業管理者と各施設の長との意見調整を図りつつ、地域唯一の医育機関であります弘前大学への要望を行い、大学の支援及び配置を得て確保が図られているところでございます。常勤医以外の応援医師については、各施設の実情やこれまでのつながり等がありますので、現状では個別に対応していますが、今後は病院事業としては各施設の医療体制と経営の整合性を図っていく必要があることから、病院運営部が各病院における応援医師確保を支援していく体制づくりが必要と考えてございます。このことについて、今後検討して進めてまいりたいと考えてございます。

○三潟春樹議長 経済部長。

○島谷 淳経済部長 まず、小規模農家の方々についての御質問にお答えいたします。

まず、農業は大規模農家の方々だけで成り立っているものではございません。小規模の農家の方々の参画もあって初めて農業が成り立っておりまして、その上でその地域が成り立っている、形成されているものと考えております。議員おっしゃるとおり、小規模ながら特別栽培とか、そういう特色ある農業に取り組んでいる方もございます。それによって付加価値をつけて所得の向上に取り組んでいる、目指しているわけでありまして、けれども、これに関しては支援措置、現在もそういう特色ある農業、特別栽培等々に取り組んでいるの方々への支援措置を実施中でありましてけれども、今後ともそういう支援措置を講じながら、ぜひ小規模農家の方々もやはり地域として必要なの方々ですので、守っていきたいものと考えております。

次に、農地のお話もございました。議員おっしゃるとおり、金木地区ではブロックローテーションという制度が確立しておりまして、そのブロックローテーションによる要は営農組織があるわけです。ですから、先ほども申し上げましたけれども、これからさらにそういう転作が必要になってくるだろうというような国では予想しておりますけれども、そういう意味でそういう地域の営農組織の担う役割というのはこれからますます増えていこうと先ほど申し上げました。ただ、ますます転作というものが拡大することになりますと、どうしても条件の悪い農地でもってさまざまな転作作物を作付するというようなことに多分なるんだろうと思います。条件の悪い農地での作付ということになりますと、当然その収量等少なくなるわけですので、収量がそれだけ上がらないというようなことになりますので、そういうことからの所得の減というものも心配されるところです。そういう所得減にならないように、やはり本地区、五所川原地区においての転作作物、要は米にかわる作物が何がベストなのかというようなことをきちんと検証しながら、その取り組みを進めることによって農家の方々の所得減防止対策に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○三潟春樹議長 総務部長。

○小田桐宏之総務部長 議員から御提案のありました、これまで個別に展示していた先人の功績を後世に伝えるため、より多くの人目に触れるよう一つの施設での展示を検討してはどうかについてお答えいたしますが、実施可能かどうかを含め今後検討し、総合的に判断したいと考えております。

なお、合併10周年にかかわらず、先人の功績の企画展示、寄贈された物品の活用方法等については今後検討してまいりたいと考えてございますので、御理解くださるようお願いいたします。

○三潟春樹議長 9番、伊藤永慈議員。

○9番 伊藤永慈議員 どうもありがとうございました。大きな箱物は30年までと。例えばその後はいつという予想されるかはわからないですけども、その後大きな建物と、市長が前に公約したんですけども、金木地区の体育館などは無理ということになるのか、その辺をちょっとお知らせ願えればと思います。

財政にかかわるんですけども、人口減少、いろいろな手は、いろいろ難しい問題に取り組んでいるということを知りましたが、各地区にやっぱり住宅増やすのも大事だと、そこも財政的な面もありますけども、その辺もまた市浦、金木、五所川原、そっちのほうにも検討していただければと思います。

病院の問題ですけども、今医師が10名増えて、ベッド数も増える。そしてまた、透析も増えるわけですけども、収入も増えるけども、やっぱり建物が大きい分維持管理もかなりの経費になってくるのではないかと考えていますけども、これ稼働しなけりゃわからない部分もありますけれども、その辺もこれから懸念しなければならない問題ではないかと考えていますので、その辺もお願いしたい。ただ、合併する前、かなぎ病院も大変赤字で、医療機材とか、それこそ事務用品、いろいろな面で管理節約、果ては薬までやったんです。今後もまだそこまでやらなくてもいいかどうかわからないんですけども、総合病院に関してもそういう対策も必要になってくるのではないかと考えていますので、その辺もこれからどういうふうに考えているのか、答弁していただければと思います。

そして、農業の問題ですけども、いろいろ策を講じて、国の政策変わるたびに大変であると思いますけども、地元のほうの五所川原農林高校を活用しているということでしたけども、それは私も今最後にそういう要望を出そうかと考えていたらやっているということですので。ただ、メンバーなんですけども、大規模農家はもちろんですけども、JAとか農業委員、県、それらを含めた6次産業に向けての、今五農で6次産業、そしてまたいろいろな品種改良もされております。そういった意味で、やっぱり地元に着したものをやってほしい、また活用してほしいと考えていますので、その辺も新しいメンバーというか、そのメンバーも取り入れてほしいという要望をいたします。

以上で終わりますけども、病院とその辺ちょっと。

○三潟春樹議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 大型建設事業の関係でございますけども、今平成30年が公債費のピークと見ておまして、合併特例債や、そういう形の活用をした大型建設事業については平成28年、本庁舎建設事業がピークになると考えてございます。大型建設事業ですけ

ども、後年度の負担を平準化するためには、長い年月で、スパンでやれば確かにそういう形の、一度に地方債の活用依存しない形になりますけども、やはり建設事業を長いスパンでやると、事業費自体が膨らんできてしまいますんで、予定しているものについてはやはり短期間で建設していきたいと考えてございますんで、平成28年が大型建設事業の一番のピークになる時期と考えてございます。それ以降にあっては、地方債に多分に依存していくことはやはり後年度の財政の硬直化を招くこととなりますので、その後においてはやはり地方債の発行、そういう形のを十分に抑制した予算編成を定めて図ってまいりたいと考えてございます。

それから、市営住宅のお話がございました。市営住宅については、平成23年に市営住宅長寿命計画を出しております。その中で、今年度の、26年度の予算に計上してございましたけども、平成26年から平成32年までに関しては現在新宮団地の建て替え事業を検討していくこととなります。その後の建築に関しては、新たな市営住宅の建設計画を打ち出して対応してまいりたいと考えてございます。

それから、病院の経営について非常に御心配をいただいていることとございますけども、この西北五の圏域の自治体病院、これまで一番の課題はやはり多額の不良債務を抱えてきたことだと考えております。やはりこの不良債務は、その病院の経営においては一時借入金で賄うために、新たな負の部分を生み出すという形で、負の連鎖につながりますんで、やはり不良債務を抱えない形の経営をしていかなければならないわけで、この部分に対して各構成市町の中でどういう対応をするかという形のこと、連合の中の規約の中で定めてございますけども、万が一不良債務が発生したときは、不良債務が固定化し特別利益として繰り出す場合については、医療機関個々の負担割合に応じて構成市町村が負担すると協定してございますので、仮に各病院のほうに不良債務が発生した場合については、速やかに解消して、そして病院のほうにおいてはその不良債務を抱えないで経営に……経営自体に対する……ドクターの皆さんに対しての経営士気自体もそぎかねませんので、不良債務は速やかに回収していく方針で考えてございますので、そこら辺よろしくお願ひしたいと思ひます。

○三淵春樹議長 以上をもって伊藤永慈議員の質問を終了いたします。

次に、新緑会、木村清一議員の質問を許可いたします。21番、木村清一議員。

○21番 木村清一議員 一登壇一

まずは、新緑会を代表いたしまして代表質問させていただきます。今箱物の話ししていましたが、箱物はそろそろやめて、これから来る農業が危機的な状況にありますんで、ぜひできればそちらのほうに大きく力を入れてほしいという願ひを持ちまして、

きょうは農業を中心に代表質問させていただきたいというぐあいに思います。

まずは、一昨年自民党が政権をとりまして、安倍さんが第2次安倍内閣ですか、それで打ち出したのがアベノミクスと。第1の矢、第2の矢、第3の矢と。果たしてこの矢が効果があったのか。第1、第2は、それは株が上がったりどうのこうのして、中央の大企業とか輸出産業にとってはいいかもわからないけども、果たしてこの地域にどのぐらい効果があったかと。ちまたに油は上がるわ、いろんなものは上がるわ、一体金が出る一方だと、給料は上がらないというぐあいに、ぐだめきばかり聞かされる毎日でございます。それに、第3の矢です。これは、農業にとって大きな転換期を迎えるわけです。5年を指して、それこそ我々のときは米が1万7,000円、1万8,000円ぐらいしたのか、それから米余りが起こりまして、減反政策に入ったわけです。それを5年後に向けて減反を廃止すると。要するに市場原理を取り入れていくということになるわけです。果たしてこの地域の農家の人が生き延びていけるだろうか。私は、大変それに対しては危惧されるわけです。それに対して、これから厳しい時代が来るこの地域にとっていろんな問題がありますので、鋭意質問していきたいというぐあいに思います。今回は、農業問題を初め財政についてと、そしてまた市営住宅に関することについて、それぞれ質問させていただきたいと思います。

まずは、減反廃止についての、5年後、それについて飼料米を取り組むと。潜在能力が450万トンあると。できれば転作、麦とか大豆、経済部長、そういうぐあいに言っていましたけども、あんまり飼料米を言わないんですけども、国では飼料米を進めていきたいと。できれば田んぼそのものに飼料米と主食米を一緒に入れたほうが面倒くさくなくて大変いいんですけども、なかなか飼料米についての問題もかなり抱えているわけです。それについての御答弁もひとつお願いします。

それから、新年度戸別補償が半減になりました。民主党時代1万5,000円が7,500円になると。それについての農家の所得はどういうぐあいになっていくのかと。

それから、農地中間管理機構、昨年11月に法律ができて、3月1日から施行されると。県が、まだ所属ははっきりしていないのかどうかわからないけども、細かい点はまだこれからのようです。この農地中間管理機構は、なぜ設けなきゃならないか。今までの稲作経営が、経費がかかり過ぎてだめだということで、米価が例えば6,000円、7,000円していても生き延びていけるだけの経営能力を持っていかなきゃならないということでありまして、こういう法律の施行を見るわけです。果たしてそれに対して集積していけるかいけないか、これについても質問していきたいと思っています。

それから、今までは農地・水保全管理支払いと、日本型支払制度、もっと細かくすれ

ば多面的支払制度ですけれども、これが4月1日から、また民主党でやってきたものを自民党になったところで、気に入らないところで名前も変える、金額も何ぼか多目にするべやという感じでやるんですけれども、予算書見れば農地・水、そのままの名前にもなっているし、この扱いについてどのように考えているのか。今までは4,400円、そのうち25%カットで3,300円というぐあいになっていましたけれども、今後の見通し、そしてまたこれから範囲を広げていくのか、それぞれにどういうぐあいな運営をしていくのか、その辺のところと、それから保全隊の数ほどのぐあいあるのか聞きたいということに思っております。

農業については、1回目はそういうぐあいにして、次財政について。元気交付金というの、がんばる交付金だか、それもあるんですけども、これは9割が交付税算入になります。去年も、24年の補正、そして25年の当初というぐあいにして、ダブルでやっています。今回もダブルで、25年の補正も入れているし、26年の当初にものせると。この元気交付金、これの実績と今後の見通しについて、それからこれからの交付税の見通しについても伺いたいというぐあいに思います。

最後に、市営住宅の建設についてですけれども、先ほど伊藤議員も聞いていましたけれども、金木と合併したとき、平成17年ですけれども、そのときに当然新宮団地の住宅も候補に挙がっておったわけですけれども、2月の末か、合併すれすれに金木が建て替えのほうを先に認可が来まして、若葉が、新宮団地の住宅が2カ月、3カ月おくれで、それが1市町村に2つの建て替えはだめだということで、若葉というか、新宮団地が置き去りになってきたわけです。それを、金木の住宅がもう終わって三、四年ぐらいになりますけれども、そろそろ新宮団地も建て替えにかかるんじゃないかなというぐあいに思ったんですけれども、何かわからないけれども、長寿命化計画というものをつくりましておくれたわけですけれども、何でもかんでもおくれるためにはそういう委員会つくって、必ずそういうぐあいにするのが役所の手法ですけれども、もう少し早く進んでいくものと思っていましたけれども、これがすぐ着手できなかったその理由。そして、せっかく新しく一戸建てで何かやるみたいですが、話聞くとオール電化というぐあいに、そのぐらいうばらしい建物らしいんですけども、もう少し将来を見据えたやっぱり計画にしてほしいというぐあいに思うんです。それというのは、やっぱりこの地域に根差す若い人たち、税収を生む若い人たち、そういう人たちにやっぱりそういうところに住んでもらって、可能性があれば自分で一戸建てを建ててそこから出ていくという、そういう可能性を秘めたやっぱりこれからの住宅の改築工事にできればしていただければ、私は夢を持てることができるんじゃないかというぐあいに思うわけです。それから、やっぱり坪当たり

が60万円、70万円というぐあいに建設費がいく。どこの家でも、私の実家のおやじの家でも、大体40万円から50万円ぐらいの坪単価で家ができていますけども、どうして市役所が建てることになれば60万円も70万円もかかるのか、私不思議でならないんだけれども、その辺のところもやっぱり経費を削減してかかっていたきたいと。それから、今まだ古い住宅がいっぱいあります。広田にしてもそうです。もう恐らく40年ぐらい、近くになりますか、新宮団地が終われば、金木も何か古いところがあるみたいですけども、そういうところをこれからどういうぐあいにして計画していくのか、その辺のところをお聞きしまして、1回目の質問を終わりたいと思います。

○三潟春樹議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 木村清一議員にお答えいたします。

新宮団地の建て替え事業は平成26年度から平成34年度までの予定としております。その後の見通しとしましては、現在策定されております五所川原市市営住宅長寿命化計画の目標年次が平成31年度までとなっていることから、それ以降については本計画を再び策定する予定となっており、その中で詳細に検討してまいりたいと考えております。現在の計画では、建設年度が古い金木地区の芦野団地の建て替え事業に着手することとしておりますが、今後は住宅の入退居状況や修繕状況なども勘案しながら計画を策定することといたしますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

○三潟春樹議長 経済部長。

○島谷 淳経済部長 まず、減反政策と飼料米についてお答えいたします。

減反廃止につきましては、議員御承知のとおり、政府の産業競争力会議の農業分科会において、農業の担い手の経営力向上を阻害するとして、1つは3年後の2016年度から生産数量目標の配分と生産調整の廃止、2つは米の直接支払交付金の廃止、3つは米価変動交付金の廃止、4つは水田活用の直接支払交付金の見直しなどの提言がありまして、これを受けて農水省は5年後をめどに行政による生産数量目標の配分に頼らなくても国が策定する需給見通し等を踏まえつつ、生産者や集荷業者、団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政、生産者団体、現場が一体となって取り組むと農業基本政策検討プロジェクトチームに示し、了承されたところであります。つまり生産調整は5年後に生産者団体などが主体的に取り組むというものであります。一方で、主食用米の供給過剰で米価が急落しないように、転作強化の水田フル活用として飼料米などの転作補助金を増やす対策を追加したところであります。しかしながら、大規模な飼料米への転換に当たっては、専用品種の確保や売り先となる飼料メーカーや

畜産農家などとの連携、主食用米への混入を防ぐ生産、保管、流通の仕組みなど、多くの課題を早急に解決する必要があることに加えて、飼料米の専用品種は肥料を主食用米の1.5倍ほど必要として生産費が割高になることや地力の低い水田での作付や直播栽培などによって収量が主食用米より1割以上少ないというような実態もございます。新制度の最大10万5,000円に届かず、現行の8万円を下回る生産者が出てくる可能性も秘めております。このようなことから、飼料用米への積極的な取り組みは非常に難しい現状にあると考えております。今後水田フル活用の経営所得安定対策制度を十分活用しながら、米にかわる転作作物の検証と支援など、農家所得減少防止対策を関係機関、そして農家の皆様と一丸となって取り組みを強化していかなければならないものと考えております。

次に、米の直接支払いについてお答えいたします。国は、平成22年度から導入された米の直接支払交付金を高い関税により守られている米に交付することによって、他産業の従事者やほかの作物を生産する農業者に納得していただくことが困難なこと、交付金を受け取ることで安定的な販路を切り開いて経営を発展させる道を閉ざしているなどの理由から、主食用米10アール当たり1万5,000円の交付金を平成26年度から7,500円に半減し、これを4年間の事業措置と位置づけて平成30年度から廃止するということとしております。つまり平成26年度は、主食用米の作付において10アール当たり7,500円の収入減となるわけです。この収入減を補う措置として、水田に水稻以外の作物を作付することでフル活用すべく、麦、大豆、飼料用米等の作付に対し戦略作物助成、耕畜連携助成、そして産地交付金等、手厚い助成措置を講じたところであります。当市では、主要な転作作物である麦、大豆に対して産地交付金を活用して、10アール当たりそれぞれ1万6,000円から1万8,000円へ、またトマト、花卉には2万円から4万円と加算措置を増額して所得減の防止措置を講じているものであります。

次に、農地中間管理機構についてお答えいたします。国は、担い手への農地集積や耕作放棄地の発生防止、解消の抜本的な強化を目指して、都道府県に1つ公的な機関として農地中間管理機構を設立することとしております。内容としては、地域内の分散し錯綜した農地利用を整理し、担い手ごとに集約化する必要がある農地や耕作放棄地等について、必要に応じて基盤整備等の条件整備を行い、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して貸し付けをするというものであります。機構が簡易な基盤整備を行った場合は、通常所有者等が負担する経費は一旦機構が肩がわりするということとしております。整備によって農地の生産性が向上することになりますので、受け手の賃料は高く設定できるのが通常でありまして、この受け手の負担で何年かかけて機構が肩

がわりした整備コストを賄うことを基本に考えており、機構に長期にわたって農地を貸し出した所有者には負担を求めないという方向で検討しているということでもあります。また、農業農村整備事業と連携して、本格的な大区画化等の基盤整備を実施する場合も農地集積、集約化等の要件によって農業競争力強化対策として条件のよい国の補助が受けられるということになっております。

次に、多面的機能支払いについてお答えいたします。本事業は、今年度まで農地・水保全管理支払交付金として事業を行ってきたものを組みかえ、名称変更した資源向上支払交付金と新たに創設される農地維持支払交付金のこの2つを多面的機能支払いとして事業を行うこととしております。基本の交付単価につきましては、農地維持支払交付金が水田で10アール当たり3,000円、資源向上支払交付金は同じく水田で10アール当たり2,400円となっております。この事業に関しては実施に向けて関係機関と協議しながら取り組んでまいりたいと考えております。

なお、現在農地・水保全管理交付金で事業を行っている組織数であります。小田川土地改良区管内が10組織、十三湖土地改良区管内及び市浦土地改良区管内が各1組織、また五所川原市南部土地改良区管内及び五所川原北部土地改良区管内が各8組織で、合計28組織となっております。本制度の開始により農地・水保全管理交付金で事業に取り組んでいる各組織がそのままこの多面的機能支払いに移行するものと考えております。また、この28組織だけではなく、共同活動を行うことにより担い手の負担軽減、農地の集積規模拡大を後押しするとともに、農業の多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮できるよう、今後農家の方々に広く説明会を開催し、制度内容を十分御理解していただいた上で、この制度に対する取り組みの需要を確認した上で必要な予算措置を講じてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○三潟春樹議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 元気な交付金についてから答弁させていただきます。

地域の元気臨時交付金については、平成24年度国の補正予算（第1号）により、日本経済再生に向けた緊急経済対策の一環として地域経済の活性化と雇用の創出を図ることを目的に、特別の措置として創設されたものです。各地方公共団体への交付金の限度額は、平成24年度国の補正予算（第1号）により計上された公共事業等の地方負担額等を基礎とし、財政力に応じその負担額の7割から9割を交付金として交付され、各団体の実施計画に基づいて建設地方債対象の地方単独事業、または建設公債対象の国庫補助事業の地方負担部分に限り使用できるというものでございます。当市においては、津軽広

域水道企業団への出資金、土地改良事業負担金、中央小学校建設事業等が対象事業となり、事業費から国庫支出金を除いた1億4,300万円が追加地方負担額として算定され、その9割に当たる1億2,877万7,000円の交付額の決定を受けてございます。その用途でございますけれども、管内全小中学校に整備する校務用パソコン及び校内ネットワークの構築事業、それからし～うらんど海遊館改修事業等に活用してまいります。また、がんばる地域交付金については、この2月に成立した平成25年度国の補正予算（第1号）により、好循環実現のための経済対策の一環として、景気回復が波及していない市町村でも地域活性化に取り組めるよう支援することを目的に創設されたもので、各地方公共団体への交付金の限度額は財政力に応じ地方負担額等の最大で4割を交付することとされており、これに係る当市の地方負担額は、今定例会に上程している議案第6号、平成25年度一般会計補正予算のうち道路橋長寿命化修繕事業、中央小学校建設事業、土地改良事業負担金に対し交付額にして2,400万円程度が交付されると見込んでございます。今回の交付金の用途については、公共施設等の点検、調査、除去等にも使えることとされていることから、平成26年度当初予算に既に計上されている地方単独事業に活用していきたいと考えてございます。

それから、地方交付税についてでございます。このたびの消費税8%の引き上げに伴いまして、地方交付税にあっては法定率が消費税換算で現行1.18%が1.4%に引き上げられています。しかし、平成26年度地方交付税において、国税5税分の法定率、または平成25年度からの繰越金等を活用しても資金不足が生ずることから、平成13年度から発行を認めてきた臨時財政対策債に2兆6,438億円を求め、総額16.9兆円、対前年度比で0.2兆円の減、率にして1%の減となっております。この状況を踏まえまして、当市新年度予算においては地方交付税、臨時財政対策債合わせて対前年度比2%の減、金額にして2億5,500万円の減の総額127億3,800万円を予算計上してございます。今後の地方交付税の見直しについてでございますけれども、総務省では普通交付税の算定において、平成26年度から5年程度の期間をかけ支所の運営経費や消防サービス経費の基準、標準団体の面積拡大など、交付税の算定方法を見直すこととしてございます。とりわけ支所に要する経費の算入については、合併前の旧市町村の役場を1つの支所とみなし、標準的な支所経費として1支所当たり2.4億円程度と見込み、所管区域の人口の多寡、本庁からの距離に応じてその額を増減した額を一本算定とした交付税額を3年かけて3分の1ずつ加算することとされており、このことにより、合併算定替えと一本算定の差額は縮小するものの、単純に交付税額が増額するわけではありませんので、この効果は平成27年度からの段階的に縮減される額が緩和されるにとどまると考えております。

○三潟春樹議長 建設部長。

○菊池 司建設部長 新宮団地建て替え後に将来を担う若い世代を入居させることはできないかという御質問についてお答えいたします。

新宮団地の建て替えは、公営住宅建替事業として五所川原市市営住宅長寿命化計画に基づき、現在の233戸から100戸程度に戸数規模を縮小して建設する計画としております。公営住宅は、住宅に困窮する低所得者を対象に整備された公共の住宅であり、若い世代から高齢者世代まで幅広くかつ公平に住民が利用することを目的とした住宅であります。現在市営住宅に空き住戸が出た場合には、定期的に公募を行ってございまして、入居申請者の数が公募戸数を超えた場合には、公開抽選により入居者を決定しております。しかしながら、公営住宅建替事業により建設される新宮団地の新住宅への入居者については、公営住宅法第40条第1項の規定により、既存入居者を優先的に入居させ、公募での入居者決定は行わないこととなりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

次に御質問の新宮団地建て替え年度についてでございますが、金木地区さくら団地が平成22年度に完成し、同年度末の平成23年3月に五所川原市市営住宅長寿命化計画を作成したところであり、平成31年度までの市営住宅の建て替え、維持管理、用途廃止の活用に関する基本方針及び建て替え事業の実施方針を示しました。本計画では、新宮団地は建て替えすることとしており、初年度である平成26年度は設計を行い、2年目から建て替えを実施することとしておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、市営住宅の建設費を安くできないかとの御質問についてお答えいたします。市営住宅の建設に当たっては、国が定める標準的な建設費内で建築できるよう設計し建設しております。平成26年度から建て替え事業が始まる新宮団地も同様に、安全、安心で安価な住宅建設を目指してまいります。設計に当たりましては住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく日本住宅性能表示基準が定められており、公営住宅はその中で定められている一定の等級以上の性能を有する住宅とする必要があります。また、昨年改正されましたエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準、いわゆる住宅・建築物の省エネルギー基準も改正後ごとに基準が強化されており、これらの基準を満たすような住宅にすることにより、建設費にもはね返るものと考えております。しかし、木村議員御指摘のとおり、建設費を極力抑える必要があるため、設計時点で詳細な検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三潟春樹議長 21番、木村清一議員。

○21番 木村清一議員 まず、住宅、一番最後のあれなんだけれども、先ほど市長も部屋に来ていろいろ話したんだけど、私市浦の製材所とは言わないけども、地産地消で、住宅はやっぱり木材で、市浦とは言わないけども、嘉瀬にも何かあるみたいだけど、地元のそういうものを使ってやっぱり地域のものを他方面に進めていただければありがたいというぐあいに思いますんで。別に市浦とは言わないけども。

それから、農業問題についてですけども、5年後に市場原理を取り入れて、これからやるということでもありますけども、例えばTPPに関連して、先にTPPに加入しなきゃならないということによりまして、何かこういう政策が出たような感じがあるわけです。TPPに加盟していて、そのためには日本の農業は完全に守られているんですけども、それを何とか救う方法としてこういうぐあいにしているという感じがあるんですけども。飼料米でも、先ほど言いましたけども、飼料米専用の品種がないわけです。県では主食用のあれに対して10アール当たり1万円交付するようですけども、それこそ飼料米にしてでも、飼料米が一番安易なものですから飼料米に走るんですけども、大体450万トンの潜在能力が国ではあるというぐあいにするんだけども、部長が言うように、それじゃ麦、それじゃ大豆というぐあいになりますけども、去年はいいんです、おとしあたり、麦買う人がいないんです。買っても赤字になったんです。だから、収穫しないで、そのまま捨てた人もあるんです。大豆に至っては収穫できなかったんです、11月ずっと雨降って。そういう場合が往々にしてあるんです。あなたたちそういう、口ではあれもこれもだというぐあいに言うんだけども、議長も笑っているんだけども、実際農業やっている人たちは大変なんです。これから5年後に市場原理を取り入れていく、その辺についてはやっぱりみんな一体となって、この地域の米をどうするんだと、飼料米だのどうのこうのと、主食米、五所川原市何万トンですか。昔、旧市内であれば二十何万俵、約30万俵とれたんです。金木も皆含めれば、恐らく50万俵、60万俵が生産できるわけです。トン数に直せばちょっとあれですけども、何万トンになるんですか。それを半分飼料米にどうのこうのと。そうすれば、1次加工する、まず潰さなきゃだめでしょう。要するに養豚やっている人、牛やっている人、鶏、トキワ養鶏みたいに近くにあればの大きい養鶏場あればいいです。でも、あそこももう手いっぱいでしょう。1次加工できる飼料米のところ八戸にありますけども、300トンしか処理できないです。そうすれば、そういうものをこれからどうやって5年後にクリアしていくんだということ、やっぱり真剣に考えていかないと、この辺の農家は成り立っていきません。

それに、特Aの米がないんです。この間、東奥日報さんで出ていましたけれども、26年

産をもって27年に配付するという事です。ところが、特A米って、この品種特A米だ  
はんで特A米になりますか。部長、ならないんだよな。これは、何年間を経て、例えば  
こちらでいえば中弘南黒のほうとか、藤崎、あの辺とか、板柳とか、それは特Aになる  
かならないかは、それもわかりません。実績があっっていて、それでは平成30年に間に合  
うかといえば、間に合うと自信持って言えますか、部長。あなた今年で退職迎える人な  
のであれだけれども。それやっぱり保証がないんです。そうすれば、主食米の米が市場  
原理のその中に入って、例えば6,000円、7,000円、1俵当たりにしたときに、それじゃ  
この辺の農家の人成り立っていきますか。いけないんです。だから、それじゃ6次産業  
と、こういうぐあいに言うんでしょう。でも、6次産業といたって、何奨励しますか。  
あなたたち五所川原にせっかくある干し餅なんて投げてきているべき。ああいう干し餅  
をきちんと育成して、もう少し広げて、それじゃ干し餅の米はどうだかといえば、モチ  
米は主食用米ですよ。私言えば加工米です。主食用米として扱うそのものもおかしい  
けども、やっぱり加工米としてやって、6次産業を広めて、おまえたちがもう少し広い  
気持ちでやっていけば産業が成り立つんです。せっかくあるものを、これからつくね芋  
からあれだのどうのこうといたって、今あるものを広げてもっと産地を拡大してそし  
てやっていけば、この地域の農業というのはやっぱり本当に黙って、国の政策がどうだ  
の、それ以上考えていますだのと、あっという間に5年来るんだ。そうしたとき、平成30年  
のときに、何の対策もできないんで、それこそ人もいなくなる、人がいなくなれば納税  
者もいなくなるといえば五所川原市どうなる。

それと、農地中間管理機構、大体ここら辺に農地持っている人が、田んぼ持っている  
人が五、六千人ぐらい組合員がいるんです。そうすれば、集積されて、それが1,000人ぐ  
らいになったと。それでは、あとの4,000軒の農家どうすればいいんですか。することが  
ないと言えばおかしいけども、野菜細々とつくって飯食えません。そういうことだとか、  
いっぱい、国の方式でこういうことやる。裏を返せば変なことなんです。これがうまく  
いけば自民党も次も選挙勝つけども、まずくいけばまた議席減らすことになって、民主  
党もいいことやったんです。1万5,000円の戸別補償。本当言えば米の値段もよかったし、  
今のその貯蓄がまだ残っているところで民主党がいいんですけれども、土地改良の予算  
6割以上もカットしたところで、結局その分のあれで、その分でまず戸別補償やったも  
んですから長もちしなかったんですけども、自民党も、私も自民党员ですけども、長も  
ち、できれば政権がかわれば必ず農家の、いじるわけです、農政をいじってくるわけ  
ですけども、これにめげないでやっぱり行ってほしいというぐあいに、今近くに出てきて  
いるものを、問題をそれぞれ解決していただければありがたいです。

もう一つ、多面的支払制度。農地・水ということで、今までそういう予算で今年度きていましたけれども、新年度から多面的支払制度というぐあいになりますけれども、それじゃどうだずやと。3,000円と2,400円に分けて5,400円にするんずがというぐあいに聞きたいですよ。それについてはっきりしたお答え。そうでなければ、予算書に3,300円のやつ載せて、おまえたちの答弁、これからの国の政策では5,400円というぐあいになっていますんで、6月補正にかける意思があるのかないのか。財政部長は大概にこにこしていましたけども、恐らくその気があるんだろうと思いますけども、その辺のところ。

それから、農地・水の事業をやったの見ていますと、農振地域でやっても埋め立てをして、飯場にして、いろいろと、農地なんだか資材置き場だかわけわからないようなところがかかり最近目立ってきました。農業委員会、会長さんそこにおりますけども、私もそういう関係もちらっとありますんであれけども、一応そういうのに対して、あるところに行くと、たしかあそこは農振除外地域でないし、農振地域だし、どうして、だんだん、だんだん飯場が増えていたり、資材がだんだん、だんだん大きくなっていくんだよね。農地なんだけども、そういうところにどうしても無造作にみんなそれぞれ埋め立てしてやっているみたいですから、警告とかだめですよとか、そういう周知徹底はしているのかどうか、その辺のところもお聞きして、2回目の質問を終わりたいと思います。

○三潟春樹議長 建設部長。

○菊池 司建設部長 今後の市営住宅建設における使用資材につきましては、極力地元の材木等の資材を活用するよう設計時点で検討してまいりますので、よろしく願いいたします。

○三潟春樹議長 農業委員会会長。

○斎藤靖裕農業委員会会長 御質問の農業振興地域内の無断転用数とその指導方法についてお答えいたします。

農業委員会は、農地の公的管理主体として農地の荒廃や乱開発を防ぎ、優良農地を確保する役割が重要であるものと認識しております。当委員会では、毎年農地法の定めによって、7月下旬から8月中旬にかけて農地パトロールを実施して、遊休農地の実態把握、あるいは発生防止解消を図るとともに、農地の無断転用の発見、防止に努めているところであります。平成25年度、無断転用の発見実績はなしとなっております。無断転用者への指導方法であります。転用許可を得ずに無断で転用した事実を知ったときは、速やかにその事情を調査し、原状回復を行うよう口頭で指導しております。また、その指導に応じない場合、県知事に報告書を提出し、県知事は違反転用者に対して期限を定

めて農地への原状回復を行うよう指導を行い、その指導にも応じない場合には書面によって勧告、さらに勧告に従わない場合は特に必要があると認めるときその必要の限度において工事、その他の行為の停止を命じ、もしくは相当の期間を定めて原状回復等の措置を講ずるべく命ずることができるとされております。当市において、平成25年度の無断転用発見実績はないものの、優良農地を確保し農地の有効利用に努め、これまで以上に農地パトロールを強化するとともに、無断転用者に関する情報収集及び関係機関、団体などとの情報共有の強化を図り、さらに農業委員会だよりを初め市ホームページにより周知し、無断転用の防止に努めてまいりたいと考えております。

よろしく申し上げます。

○三潟春樹議長 経済部長。

○島谷 淳経済部長 まず、今回の農政の大改革は、産業政策と地域政策、この2本が大きな柱になっているわけです。産業政策については、農業に産業としての競争力を求めるというような中身ですから、これはTPPと大きな関連性があるものと私は思っています。ということで、まずこのTPP関連についてお答えいたします。

直近の報道では、このTPP、環太平洋戦略的経済連携協定ですけども、この交渉に関する閣僚会合が行われて、アメリカは輸入者の関税撤廃と引きかえに日本の重要農産物5分野である米、麦、砂糖、牛、豚肉、乳製品を含む農産物に対して最長20年の猶予期間を設けて関税を撤廃する案を提示したと報道されております。日本は、この死守したい重要農産物5分野を細かく分けた586品目について、一部の関税を撤廃、または引き下げる譲歩案というのも検討しているようでありましてけれども、アメリカ側と折り合いがつかず、協議が行き詰まっていると報じられております。TPPの交渉の結果次第ではありますけれども、もし関税が撤廃されたと仮定した場合、米農家は非常に大きな打撃を受けることは間違いないものと思います。さらに、国が推奨している飼料米でありますけれども、この飼料米への取り組みについても関税撤廃によつての要は畜産農家への打撃というものも非常に大きな打撃が生ずるものと考えますので、ということは飼料の需要が、要するに畜産経営が成り立たなければ飼料米の需要というものもなくなるわけですので、やはりそういうところも大きな課題だろうと、TPPに関してですけども、思います。まだまだこのTPPに関しては先が見えないという状況ではありますけれども、当市の基幹産業である農業に負の影響が出ないように願っているものであります。

それから、専用品種に関してお答えいたします。まず、家畜の飼料、穀物価格というのは、輸入に頼って近年非常に高騰が続いている状況でありまして、畜産経営を圧迫する一つの要因となっております。国は、この畜産経営の安定化と食料自給率向上の観点

から、飼料用米の潜在需要が450万トンあるとして、輸入トウモロコシの一部代替作物としての活用を方向づけたところでありまして、飼料用米の専用品種は、都道府県が毎年の需要を把握して供給することが基本になっておりまして、これまで専用品種で飼料米に取り組んでおられる農家の方々は、例年7月から8月と早い時期に専用品種の種子の確保を行っております。しかしながら、今回国の政策による飼料用米に対する助成額の増額というものは12月に発表されたところでありまして、多くの農家の方々がその取り組みに興味を示したものの、専用品種の種子確保は困難な現状であるとなっております。

次に、特A米であります。議員からいろいろ特A米に関してのお話ありました。これは、同じ特A米というようなことでもすぐ特A米できるのかというようなお話もありました。これは、昔米に関しても要は1類、2類、3類地区というものがあつて、まず県内でも1類地区は黒石とか田舎館村とかの地区で、五所川原は2類、あと五所川原以北、金木地区は3類地区というような分類づけがあつた時期もありました。ということで、この特A米でありますけれども、農産物の品質検査を手がける財団法人日本穀物検定協会による平成25年度の食味ランキングで特Aを獲得した銘柄は24都道府県で38銘柄となっております。北海道、東北、新潟がこの特Aを占めていたものが現在は全国的な広がりとなっております。残念ながら議員御指摘のように、青森米において特Aの銘柄はいまだ誕生していないのが現状でありまして、市場では業務用米としての評価は高いものの、全国的には低価格の米と位置づけられております。青森米本部では、あおり米活性化推進運動の展開を図って、良食味、高品質米の安定生産や安全、安心な米づくり、新品種の特A評価獲得に向けた取り組みなどによって、県産米のさらなる評価向上を目指していくこととして、現在青系172号、青系187号の有望2系統で特A取得を目指した良食味栽培技術の確立に取り組んでおりまして、先般これを青系187号に絞り込んで平成27年度の新品種デビューに向けてその取り組みを進めているということになります。

最後に、多面的機能の御質問もございました。現在の農地・水は、単価が4,400円で、あと5年以上の継続農地、我がほう、当市では75%の3,300円というような単価でもって現在事業展開しております。この農地・水に関しては、要は名称を資源向上支払いに農地・水を名称変更したのが資源向上支払いとして単価は2,400円です。それで、新たに創設したのが農地維持支払いというようなことで3,000円、合計、合わせて5,400円ということになるわけですが、当然これは資源向上支払い、現在の農地・水に関しては、やはり5年以上の取り組みに関しては25%減の75%というようなことが表示されておりますので、全てが、全く新規であれば当然5,400円というようなことも想定されるわけで

すけれども、現実的には資源向上支払いの2,400円に関してはそのまた25%減の75%というようなことも現実としては考えられます。ということで、新制度の多面的機能支払いを市として、要は6月、財源の不足を6月の補正で財源確保するのかというようなお話でしたが、先ほど申し上げましたけれども、あくまでもその需要というものを確認しなければいけませんので、確認した上で6月の補正計上、財源確保を目指したいと思っていますので、よろしくお願いします。

○三潟春樹議長 21番、木村清一議員。

○21番 木村清一議員 要は多面的あれも、財政部長、要するに6月補正にやるという話もちらっと聞いてたはんで、期待して、問題は残金残っているんだでばの。その残金の行方はどういうぐあいになるのか。それこそ資源向上になるのか、それとも今まで従来あるときのそのところに行くのか、その辺のところは行き先まだ不明で、曖昧にして、年度越されればその保全隊の人たちも困りますんで、早くその辺のところの結論は急いでほしいというぐあいに思います。いろいろこれから、部長も言いましたけれども、競争時代を迎えるわけです。それに対してこの辺の農業が成り立っていけるように、それだけ今からでもいいですから対策を講じて、これからの厳しい時代を乗り越えられるようにひとつ対策を講じてやってほしいというぐあいに思います。

きょうは本当にありがとうございました。

○三潟春樹議長 以上をもって木村清一議員の質問を終了いたします。

これにて代表質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 零時11分 休憩

---

午後 1時19分 再開

○川浪茂浩副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎日程第2 一般質問

○川浪茂浩副議長 日程第2、一般質問を行います。

質問は再質問を含め3回までとなっておりますので、質問、答弁とも簡潔明瞭に願います。

それでは、25番、平山秀直議員の質問を許可いたします。25番、平山秀直議員。

○25番 平山秀直議員 一登壇一

市政公明会の平山秀直でございます。通告に従い一般質問をさせていただきます。

通告の第1点目は、地域包括ケアシステムについてであります。住みなれた地域内で医療や介護、生活支援などのサービスを一体的に提供するこのシステムの構築は、超高齢化社会への対応に欠かせない近々の課題であります。今日、政府の来年度予算案やさきに成立した今年度補正予算には、小規模特別養護老人ホームなどの施設整備の促進や認知症の患者家族を支援する施策など、同システムの構築を後押しする予算が盛り込まれております。こうした予算を活用し、いかに地域に合ったシステムを築くか、自治体の取り組みにかかっております。そこで、質問の第1点は、地域包括ケアシステムの構築のための取り組みが重要であります。なかなかイメージがわかりにくいようであります。この点、どのように当市では進めていくか、お伺いいたします。地域包括ケアシステムは、重度の要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供されるシステムであります。地域包括ケアシステムについては、一つの正解があるものではなく、それぞれの地域の特性に応じてさまざまな姿があるものであり、他の地域の取り組み例も参考にしながら、それぞれの地域で考えて、地域の自主性に基づいてつくり上げていく必要がありますが、この点当市ではどのようにお考えか、まずお伺いいたします。

第2点は、入院から在宅に移行する場合、十分なりハビリが受けられずに介護度が悪化するケースが出ております。入院から在宅への移行をスムーズに行う体制が必要ではないかと考えております。ここが地域包括ケアシステムの今回の最大のポイントと考えております。この点当市ではどのようにお考えか、お伺いいたします。

第3点は、介護職の処遇改善と人材育成についてであります。介護職の処遇改善は、今後どのように進められていくか、また人材の確保のために処遇改善と人材育成の両面から考えてほしいと思っておりますが、医療、介護、そして福祉の現場で最も大きな声は、人材の確保であります。どれだけシステムをつくりハードを整えても、マンパワーの確保ができなければ制度は動かないとの厳しい声が届いております。アベノミクスで経済がよくなれば、ますますその傾向が強くなります。ある地域では、処遇を改善するだけでは若い方が医療、介護分野に入っていただけない、小学校教育のときから介護を考える時間を設けるべきとの切実な声も寄せられております。この点どのように考えておられるか、お伺いいたします。

次に、通告の第2点目、消費税アップに伴う負担軽減策についてお伺いいたします。4月の消費税率アップに伴う負担軽減策として支給される低所得者向けの臨時福祉給付金や子育て世帯向けの臨時特例給付金も実施主体は自治体であります。どちらの給付金

も受け取るには申請手続が必要となります。対象者全員にきちんと周知しなければなりません。広報の体制や申請審査の方法など、どのようになっているか。厚生労働省によれば、多くの自治体は6月ごろから申請を受け付ける見通しですが、できるだけ早く対象者に給付が届くよう作業を急ぐ必要があります。この点給付の内容と広報体制、申請審査方法は当市ではどのようになっているか、お伺いいたします。

次に、通告の第3点目、福祉灯油についてお伺いいたします。各地で記録的な大雪が観測される中、寒冷地では低所得者の灯油購入費を助成する福祉灯油事業を実施する自治体があります。2007年、2008年度には、政府が特別交付税の配分で自治体の助成事業を支援した経緯があり、灯油の小売価格が高どまりする中、この冬も特別交付税の措置をすべきであると訴えております。総務大臣は、自治体の実情を把握した上で、3月分の特別交付税で必要な措置を講ずる方向で検討していきたいと委員会で前向きな答弁をしておられました。原油高騰に伴い、福祉灯油事業を実施している自治体は、3月分の特別交付税で2分の1を措置する方法を総務大臣が明らかにいたしました。県議会では、今回の特別交付税措置について、県も4分の1を助成し、県内各市町村が福祉灯油事業を実施するよう情報提供することを2月24日に三村知事宛てに党青森県本部は要望書を提出いたしました。県が4分の1助成補助にすることにより、市町村も4分の1の負担で済みます。今年度内に実施される福祉灯油事業が対象となりますが、この点どのように考えておられるか、お伺いいたします。

次に、通告の第4点目、子育て支援についてであります。乳児教育無償化に向けた第一歩として、幼稚園就園奨励費補助の拡充が考えられております。具体的には、保育園と同様に生活保護世帯の保護者負担を無償にし、また多子世帯に関して第2子の保護者負担を半額にした上で所得制限を撤廃し、第3子以降無償についても所得制限を撤廃すると考えられておりますが、当市ではどのようになるのか、その見通しについてお伺いいたします。また、高校生向けの給付型奨学金を今年度4月に創設することが検討されているようですが、新高校1年生の家庭のうち年収が250万未満の場合が対象のようですが、一方私立高校がいる世帯に対する就学支援金の加算対象も拡充が検討されております。支援金の加算対象を年収590万円未満、現行は350万円未満に広げるとともに、現在の対象者には加算額をアップする予定だと言われております。当市では、この点どのように受けとめ、今後の対応についてお伺いいたします。

以上、4項目にわたり質問いたしますが、市長及び関係部長の御誠意ある答弁を求め、1回目の質問を終わります。

○川浪茂浩副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 平山秀直議員にお答えいたします。

地域包括ケアシステムは、団塊の世代が後期高齢者になる平成37年を見据え、高齢者が可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域が包括的な支援、サービスを提供できる体制を構築するもので、この実現のため医療、保健、福祉、介護の専門職が連携してかかわり、健康や予防、安心、安全の住まいや生活を支援することが求められております。平成27年度からの介護保険制度改正では、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実として、在宅医療、介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実、強化が柱となっております。当市では、平成19年4月に五所川原市地域包括支援センターを設置し、主治医、ケアマネジャーとの多職種協働や関係機関との連携を図りながら、ケアマネジメントの後方支援を行っているほか、市内9カ所の在宅介護支援センターへ委託し、地域の高齢者に対して介護保険サービスにとどまらない多様な支援を行っております。高齢化の進行により、介護を必要とされる方の増加が予想されることから、今後も地域包括ケアシステムの構築に積極的に取り組んでまいります。

以上です。

○川浪茂浩副議長 福祉部長。

○工藤 勝福祉部長 入院から在宅へ移行の場合の介護についてお答えをいたします。

入院から在宅への移行の場合の介護につきましては、医療が必要になった方が入院治療を終えられ、円滑に安心して住みなれた地域に戻り生活ができるよう支援するため、病院と地域との連携の窓口である地域医療連携室が幾つかの病院に設置されております。西北五地域の病院では、つがる西北五広域連合が運営する西北中央病院を初めとする5病院、白生会胃腸病院、済生堂増田病院等9カ所に設置されておりました。各病院や地域の介護保険事業所等との連絡調整を行っているところであります。病院を退院される方の状態に応じまして、在宅または施設での介護サービスを利用できるよう、地域包括支援センターや介護保険施設等に配置されているケアマネジャーと連携し支援を行っているほか、認知症の方が病院を受診する際、安心して受診することができるようにケアマネジャーから地域医療連携室に情報提供を行っております。今後は、西北五地域以外の病院を利用されている方への支援も拡充してまいりたいと考えております。

次に、介護職員の処遇改善につきましては、平成21年度から平成23年度までの第4期介護保険事業計画期間において、介護職員の賃金月額1.5万円引き上げの経費が介護職員処遇改善交付金として国から事業者へ交付されておりましたが、平成24年度から平成

26年度までの第5期介護保険事業計画期間においても介護職員処遇改善加算として介護報酬に組み込まれ、現在も加算されております。また、人材育成につきましては、介護施設で働きながらホームヘルパー2級の資格を取得させることを目的に、五所川原市介護雇用プログラム事業を実施し、平成22年度から平成24年度までの3年間で49名の方が雇用従事者となり、事業終了後も約半数の方が継続雇用されている状況となっております。平成26年度は、地域密着型の小規模特別養護老人ホームが2カ所、住宅型有料老人ホームが4カ所開設される予定で、介護に従事する方の雇用拡大が見込まれておりますが、今後は小中学校の児童生徒や新規学卒者に対し介護保険制度について普及啓発を行い、人材育成に取り組んでまいります。

次に、低所得者向けの臨時給付金の内容についてお答えをいたします。臨時福祉給付金は、平成26年4月1日からの消費税率引き上げに際し、所得の低い方々への影響を緩和するため、国による暫定的、臨時的措置として給付金を支給するものであります。支給対象者は、平成26年1月1日において住民基本台帳に記録されている方で、かつ平成26年度の市民税均等割が課税されていない方となりますが、御自身を扶養している方が課税されている場合や生活保護制度の被保護者の方は対象外となります。対象者には、1人につき1万円が支給されますが、老齢基礎年金や児童扶養手当などを受給されている方には5,000円が加算され、1万5,000円が支給されます。平成25年末現在の人口をもとに対象者を算出したところ、支給対象者は約1万8,000人で、給付額は約2億3,000万円を見込んでおりますが、費用につきましては全額国庫負担となっております。給付金の申請及び支給方法につきましては、支給要件を満たす対象者へ申請書を郵送し、受領した対象者が郵送、または持参により申請していただくこととしております。市では、申請に基づき、審査の上支給を決定し、指定口座への振り込み等により給付金を支給する流れとなります。

なお、申請及び受け付けの開始時期につきましては、平成26年度の課税情報をもとに対象者を確定することから、6月初めには申請書を郵送し、順次受け付けを開始する予定となっております。また、申請期間につきましては、基本的には3カ月間とされておりますが、当市では所得の未申告者への対応を考慮しまして、最長で6カ月間を想定しております。

その周知方法と今後の対応についてであります。両給付金につきましてはともに消費税率引き上げに対する負担軽減措置であることから、支給事務についても一体的に取り組んでまいりたいと考えております。周知方法につきましては、3月31日及び4月25日発行予定の市広報へ掲載するとともに、あわせて市ホームページへ掲載を開始し、随時

情報提供をしております。また、市役所本庁舎、各総合支所等の窓口にも両給付金の概要を掲載したチラシを備え付け、市民の皆様への周知を図っております。今後の対応についてであります。両給付金の申請、受け付け、それから審査等の事務につきましては、4月には本庁舎及び各総合支所に専用の窓口を設置し、給付金の交付に係る準備作業を進めてまいりたいと考えておりますので、御了解をお願いいたします。

最後になりますが、福祉灯油についてお答えをいたします。当市では、平成19年度に寒冷地における生活困窮者対策など、地方公共団体の自主的な取り組みへの支援等により、地方公共団体が自主的な取り組みをした場合、経費の2分の1を特別交付税として交付する旨の通知が総務省から発出されたことから、低所得者世帯に対する灯油購入費等の助成を1世帯当たり1万円、計2,723世帯へ行いました。今年度につきましては、現時点で寒冷地における生活困窮者対策など地方公共団体の自主的な取り組みへの支援等に関する国からの通知等については把握しておりませんので、御理解をお願いいたします。

○川浪茂浩副議長 民生部長。

○高橋勇公民生部長 民生部のほうからは、低所得者向けの臨時給付金の中で子育て世帯臨時特例給付金の内容と周知についてお答えをいたします。

子育て世帯臨時特例給付金は、平成26年4月1日からの消費税引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として実施するものであります。また、児童手当の上乗せではなく、臨時福祉給付金の類似の給付金として、それと調整をし支給するものであります。支給対象者は基準日となります平成26年1月1日において平成26年1月分の児童手当の受給者であり、かつ平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額に満たない方を基本とするものであります。ただし、臨時福祉給付金の該当者及び生活保護の被保護者の方は対象外となります。給付額は、対象児童1人につき1万円で、費用は全額国庫負担となっております。基準日現在での当市の対象児童数は5,216人で、給付額は5,216万円を見込んでおります。

なお、支給手続、申請受け付け開始月日及び申請期限等は、ただいま福祉部で御説明申し上げた臨時福祉給付金と同様となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

○川浪茂浩副議長 教育部長。

○岩崎明彦教育部長 教育委員会からは、幼児教育無償化への取り組みと高校生向け給付型奨学金の御質問に御答弁申し上げます。

まず、幼児教育無償化の取り組みについてお答えいたします。当委員会では、子育て

支援策の一環として、文部科学省が実施している幼稚園就園奨励費補助金事業を活用しながら、保護者の経済的負担軽減を図ることとしておりますが、国においては無償化に段階的に取り組むとしており、平成26年度については幼稚園と保育園の負担の平準化を図ることとし、この補助事業の中で低所得世帯と多子世帯の保護者負担を軽減することとしております。主な変更内容は、先ほど議員御質問の中にもありましたとおり、低所得世帯の保護者負担の軽減としては生活保護世帯の保護者負担を無償とし、多子世帯の保護者負担の軽減としては保育園と同様に第2子の保護者負担を半額にした上で所得制限を撤廃し、第3子以降についても保護者負担を無償とし所得制限を撤廃するものであります。今後におきましても、国において実施される幼児教育の無償化に向けた新たな支援制度を踏まえながら対処してまいりたいと考えております。

次に、高校生向け給付型奨学金についてであります。国では、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減については、平成26年度から高等学校等就学支援金の支給に関し所得制限を設けるなどの見直しが行われますが、これによって捻出された財源により低所得者支援のための奨学のための給付金事業が創設され、今国会において予算の審議が行われているところであります。青森県もこれに合わせた予算計上を行い、速やかに実施することとしております。本事業は、市町村民税非課税世帯を対象に、教科書費や教材費等の経費について給付するもので、生活保護世帯では国公立の高校で年額3万2,300円、私立高校で年額5万2,600円支給され、また第1子の高校生等がいる世帯では国公立の高校で年額3万7,400円、私立高校で年額3万8,000円、さらに23歳未満の被扶養者がいる世帯で第2子以降の高校生等がいる世帯では国公立の高校で年額12万9,700円、私立高校で年額13万8,000円が支給されることとなっております。当教育委員会としては、給付に関する事務はございませんが、新しく入学を控えた保護者のいる市内各中学校及び金木高等学校市浦分校にはこの事業の概要についてお知らせすべく通知したところでございます。

○川浪茂浩副議長 25番、平山秀直議員。

○25番 平山秀直議員 それでは、再質問させていただきます。

通告の第1点目の地域包括ケアシステムのことについて、市長のほうから御答弁をいただきましてありがとうございました。これは、今すぐというわけじゃなくて、今まで、現在ある制度、医療、介護、福祉のさまざまな制度をかみ合わせながら構築させていくと、五所川原として構築していかなければいけない事業だというふうにして受けとめておりますけれども、一番やはり肝心なのは介護の部分ではないかなというふうにして思います。五所川原の場合には、中核病院としてのつがる総合病院ができました。また、

周辺には支所、診療所もでき、また小規模な特別養護老人ホームというのも、今答弁でございますように新たにできるというふうな……箱物はすばらしいものができましたけれども、それをきちんと運営というか、動かしていくためのさまざまなサービス、それをまた行う人、そういうものがきめ細かに行われていかなければ大変ではないかなというふうにして考えております。特に一つ質問ですけれども、要支援者の予防給付、この点について今見直しがかかっている、訪問介護と通所介護に限って地域支援事業に移行すると、これが非常に利用するほうにはわかりづらいというふうになっております。この点、訪問介護と通所介護に限って、地域支援事業に移行するメリットというのがどういう点にあってこういうふうにして変わっていくのか、この点についてお答えしていただければと思います。特に福祉部長のほうから御答弁ございました。入院してから在宅に移行された、それからスムーズにリハビリ、そしてまた通院ができない、また訪問介護がなかなかできない地域の高齢者の方、こういう人たちにどう対応していくのかという点が非常に今後の問題になってきているわけでございますので、この点をまずお尋ねいたします。

それから、第2点は、国のほうではボランティアも活用してというふうにしてございますけれども、果たしてこのボランティアというのがそう簡単にやるような人たちが集まってくるのかという点、これをできるだけ機能的に集えるような仕組みづくりが必要だと思っております。特に一つの実例を入れれば、介護予防をどういうふうにして行うのかという点で、ボランティアの人たちというのを応援していかなきゃいけないんですけれども、この介護予防の点について、ボランティアの、例えば介護の体操、こういうのを老人クラブの人たちは保健師さんに頼っているわけですが、そういう人でない違う人をもっと増やしていかなければ介護予防を充実させていかないという点がありますので、この点どう考えているのか、お尋ねしたいと思います。

それから、処遇改善と人材育成については、1.5万円引き上げしていると。それから、ホームヘルパー2級を目指して人材を育成していると言っていましたけれども、この人材の確保のために……まず答弁いただきました。学校の教育の段階から介護のことについて小学生とかでも触れさせていくような教育をしていきたいという答弁でございますけれども、その答弁のように今後行っていったきたいなというふうにして思いますので。これは答弁要りません。

次に、通告の第2点目、消費税のアップについての軽減措置について。申請の方法、3月の15日号の広報に、これは広報でお知らせすると答弁、ちょっとはつきりと確認できなかったんですが、答弁でそういうふうにおっしゃっていましたよね。いいですよ。

3月の15日号の広報でお知らせするんですね。31ですか。31の広報でお知らせするという答弁がございました。早く対応していただけるということです。ただし、実際の申請通知というのは、6月の初めに出していくということです。できるだけとにかく申告の関係があって、税金の関係があって6月になるんだと。課税の基準の関係で6月になるんだというお話でしたけれども、きちんとそれスムーズに行っていたらいいなと。いやが応でも消費税というのは4月からアップするわけですから、その対策に、低所得者の対応にできるだけ、2カ月おくれるわけですが、6月スムーズに行っていたらいいように体制づくりをよろしくお願ひしたいなというふうにして思います。

それから、教育部長のほうから子育ての臨時特例給付金というのも答弁ございましたけれども、これも同じに窓口を設けられるんですか。窓口は違ってくるんですか、6月の受け付けの時点で。この点1点、それぞれ別々になるのか、この点を答弁お願ひしたい。窓口はできるだけ1つのほうがいいので、この点お答えしていただければと思います。

それから、通告の第3点目の福祉灯油について。以前やったことはいいんですけども、今現在何か通知が特別来ていないので配慮してくださいというようなことではなくて、積極的にやってもらいたくて質問しているわけなので、3月中のことなので、どうなんでしょう、これはやっていただけないものなのかなというふうにして思っているわけですが、この点、市長、福祉灯油のことについて、燃料高騰で高どまりしている状況で、この事業は国のほうからもやりたいという自治体があれば十分特別交付税という形で配慮するということになっているみたいなので、ぜひとも検討していただけないかなというふうにして思っているわけですが、この点もう一度御答弁いただければと思います。

最後に、通告の第4点目の子育て支援についてですが、幼稚園の就園奨励費の補助金の拡充ですが、まず当市の対象人数、これも決定しているわけですから、対象人数が何人いて、それからその対象者というのは現在の幼稚園に入れている人たちだけなのか、それともこれから新たに入れる人たちもこういう軽減措置というのが対象になっているのか、この点をお答えしていただければと思います。

それから、高校生の給付型奨学金制度、これについても、今中学校を卒業する人たちが対象なわけですから、この見込みの対象人数、それから今後の奨学金の給付のことについて、この新しい制度の今後のスケジュールについてお答えしていただきたいと思います。

これで2回目の質問を終わります。

○川浪茂浩副議長 福祉部長。

○工藤 勝福祉部長 当市で実施しております地域包括ケアシステムは、地域包括支援センターを拠点として、介護を必要とされる方や家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた相談を受けて、専門的または緊急の対応が必要か、的確な状況の把握を行い、保健、福祉、医療の関係機関と連携を図り適切なサービス提供につなげております。また、支援を必要とする高齢者を早期に発見し、適切な支援、継続的な見守りを行うため、民生委員、保健協力員、市社会福祉協議会等、地域における多様な社会資源、関係機関とのネットワークを構築しております。今後も協力機関と協働し、地域の特性を生かした取り組みを推進してまいりますので、よろしくお願いいたします。

それから、予防給付が地域支援事業へ移行するというお話もございました。予防給付を地域支援事業に移行させることにより、従来の予防給付から移行するサービスの利用料等は要介護者に対する介護給付の利用者負担割合を参考にしながら設定するとなっておりますので、1割負担の料金を基本にする考えが示されております。また、現在示されているとおりに進めば、個別の給付から事業という形に変更するという本質的な違いはございますが、これまで受けていた予防給付サービスの多くがほぼ同じ形で地域支援事業でも受けられるようになるため、改正当初に大きな混乱が生じる可能性は低くなったと思っております。

それから、臨時福祉給付金についてでございますが、対象者が平成26年度の市民税均等割の非課税者が基本となっております。その関係から、平成26年度の課税所得が確定するのは条例上6月1日ということでございますので、そこから申請書の印刷や製本、封緘に二、三日、郵便局に提出し発送まで3日程度を要するために、どうしても早くとも6月上旬ごろの発送となり、その後順次申請を受け付け、審査の上決定し支給となる予定であります。できる限り早期に支給できるよう努めてまいりますので、これも御理解をお願いいたします。

最後に、福祉灯油のことでございますが、今冬県内10市の福祉灯油助成事業の実施状況について確認をしたところ、実施を予定している市はございませんでした。当市といえども財源の確保が見込めない現状では実施は困難と考えておりました。他市と足並みをそろえたいと思っておりますので、どうか御理解をお願いいたします。また、平成26年度においては、灯油価格の推移と国の動向、県の対応及び県内市町村の取り組み状況を踏まえた上で、低所得者世帯の経済的負担を軽減するための灯油購入費の助成を検討したいと考えております。

以上です。

○川浪茂浩副議長 民生部長。

○高橋勇公民生部長 子育て世帯臨時特例給付金と臨時福祉給付金については、一体となった支給方法を考えておりますので、受け付けは、その窓口は一緒になるということで考えてございます。

○川浪茂浩副議長 教育部長。

○岩崎明彦教育部長 幼稚園児の就学支援でありますけども、幼稚園就園奨励費補助金事業の新しい制度の対象者は、幼稚園に在園している全ての世帯が対象となるものであります。

なお、市内の幼稚園に確認しましたところ、在園世帯のうち該当者は14名でございました。また、第3子以降にかかわる対象者はおりませんでした。

なお、現在生活保護世帯からの入園者はございません。

それから次に、高校生向け給付型奨学金の給付手続でございますけども、県教委からの通知によりますと、平成26年度の入学生から対象となるということでございます。こちらのほうの該当の人数は、非課税世帯、先ほどの福祉部長の答弁と同じで、7月1日が基準日となりますので、その所得に応じて該当になるか非該当になるかの人数でございまして、今のところちょっと確定はできませんけれども、申請は各高校を通して配付され、保護者から各高等学校へ提出することになりますが、県外の高等学校等の場合には、直接教育委員会へ提出していただくことを予定しているというふうに聞いております。

以上です。

○川浪茂浩副議長 以上をもって平山秀直議員の質問を終了いたします。

次に、1番、花田進議員の質問を許可いたします。1番、花田進議員。

○1番 花田 進議員 一登壇一

日本共産党の花田進です。質問に先立ち、お礼を申し上げます。

12月議会で耳マークの掲示を提案させていただきましたが、2月下旬から市民課と福祉事務所の受け付けに掲示していただき、ありがとうございました。難聴者の方々がこの耳マークを利用し、少しでも気軽に窓口を利用することを期待いたします。

それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。最初の質問は、介護保険制度についてであります。4月から消費税増税となり、福祉が充実されるのかと思っていたところ、厚生労働省は介護保険制度の改悪案を示しています。1つは要支援者向け訪問介護と通所介護を介護保険サービスから外して市町村の事業に移行する、2つ目は特別養護老人ホームは原則として要介護3以上に限定する、3つ目は一定以上の所得のある人は利用者負担を2割に引き上げるなどというものです。まだ詳細が不明な点もあるよ

うですが、質問をします。

1つ目の要支援1、2に認定された人は市町村が実施する訪問介護や通所介護を受けることとなります。これは、市町村ごとにサービスがばらばらになり、低下してしまうおそれがあります。また、初期の認知症の人への支援が大幅に切り下げられ、重度化を加速するなどの問題点があります。全国的には、要支援者は150万人と言われていますが、当市では何人いるのでしょうか。また、市の事業として実施することになる訪問介護や通所介護をどのように行うつもりなののでしょうか。

2つ目の特別養護老人ホームの入居は要介護3以上となると、現在入所している要介護1、2の人たちはどうなるのでしょうか。市内の対象人数や今後の対応をお知らせください。

配食交流サービス事業として、社会福祉協議会がひとり暮らしの高齢者等に安否を兼ね1食500円でお弁当の配食サービスを行っております。お弁当の宅配は、お年寄りの栄養補給にとどまらず、安否確認という点でも広く普及したいものです。この配給事業の利用者は何人いるのでしょうか。また、広く普及を図るためには、生活が苦しいお年寄りでも気軽に利用できるように市が補助をするなど、もっと安く提供することができないのでしょうか。

2番目の質問は、乳幼児医療費についてです。乳幼児医療費の負担の少ないまちは、若い夫婦にとっても住みやすいまちであります。そのことが定住化を促進し、市の活性化につながります。乳幼児医療費の軽減の方策には、支給対象の拡大や所得制限の撤廃、自己負担の無料化、給付制度などがあります。今回は、給付方法と給付対象、それに自己負担の無料化の拡大について質問します。乳幼児医療費の現物支給は、長い間市に求めてきた要望事項です。これを拒んでいるのが、市長の決断がないことに加え厚労省のペナルティーです。財源が少ない中で医療費の負担の上に国からの助成金が少なくなるのではたまったものではありません。それでも、多くの自治体の実施に踏み込んでいます。県内でも、乳児を除いて現物給付を部分的にでも実施している市町村が30に及び、このうちほぼ完全実施している市町村が14に上ります。10市で見ても、7市が何らかの形で現物給付を実施しています。県内でも既に現物給付は当たり前となっています。すなわち、当市は大変立ちおけているのであります。当市は、県の基準に合わせ医療費の無料化を実施しています。無料なのに病院の窓口で一旦医療費を支払い、後で市から還付するというのはまことに回りくどい話です。そこで、後で戻す還付払いでなく、窓口で無料にする現物給付を求める声が盛り上がってきました。私もそのことを主張してきたのですが、厚労省のペナルティーの壁を避ける形で、同じ還付払いでも市の窓口で

そのたびに来なくても口座に振り込みする制度への変更を提案し実施されています。この制度により、親の負担が減少しました。これまでは、制度を変えてすぐに次の提案をすることをためらってきましたが、この制度に移行して4年になります。多くの自治体では、国のペナルティーがありながら現物給付を実施しているわけですが、現物給付にすると医療費が増加するという理由で厚労省はペナルティーを科していますが、もし実施したとしたらペナルティーは幾らぐらいになるのでしょうか。当市も現物給付に移行するべきと提案しますが、市の見解をお伺いします。

次に、乳幼児医療費無料化の拡大についてお伺いします。さきに述べた現物給付や医療費が何歳まで無料なのかは、若者が居住地を選ぶ選択肢の重要な一つです。県内では、西目屋村では高校まで、市では三沢市や隣のつがる市では中学校まで無料です。当市は、就学前までですが、4歳から6歳までは入院で1日500円、外来は月1,500円の自己負担があり、本当に無料化と言えるのは3歳までです。かつて当市の人口移動で周辺市町村からの移動が多いことを述べましたが、合併以来10年間に5,000人以上の減少となっています。若者の当市への居住を増やすためにも、6歳までの自己負担分の無料化や年齢の拡大をする意思はありませんか、お伺いします。

3番目の質問は、障害者の雇用についてです。障害者の雇用促進等に関する法律では、全ての事業主は法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。当市も例外ではありません。この法定雇用率が25年4月から2.1%から2.3%に引き上げられています。当市の障害者の法定雇用率はどうなっているのでしょうか、お伺いします。また、雇用の方法はどのように行われているのでしょうか。

4番目の質問は、農業問題についてです。43年間続けられてきた減反生産調整が5年後に廃止する方向を安倍政権が示しました。この施策は、TPPで関税の撤廃を受け入れれば、アメリカなどからの米が輸入されるため、消費に見合った生産という生産調整が機能しなくなるからです。農業政策が自動車などの輸出産業の踏み台となったのです。政府は、米価を管理していた食管に続き、自給と生産への責任を全面的に放棄するものです。米価の暴落は避けられず、地域農業の衰退が懸念されます。私は、日本の農業政策の一番の失敗は、農業者の資本蓄積の機会を奪ってきたことにあると思っています。200万を超える水田を購入しても米価が低落し、残ったのは借金だけです。あげくの果てには、高く買った田んぼが競売にかけられ50万、これでは農業者は自立していくことはできません。26年度から始まる政策の主なものは、生産調整にかかわる経営安定対策での米の直接支払交付金が半額に、米価変動補填交付金が廃止、農地維持支払制度の創設、農地中間管理機構の整備などです。まだ確定していないことも多くある中で、あえてこ

これらの施策の主なものについて市の対応についてお伺いします。それは、困難な中でも行政がその中で最も最善な施策をいち早く農業者に伝える義務があると考えからです。米の直接支払交付金が10アール当たり1万5,000円から7,500円と半額になります。このことが当市に与える影響は大変大きなものがあります。減少額は幾らぐらいと想定されますか。輸入飼料のトウモロコシの代替として飼料米の生産に対して、政府も交付金を引き上げるなどして交付金の支払いも数量払いに変更されています。みなゆたかなど、専用種子の不足などもあるようですが、飼料米への対応をどのように進めるのか。さらには、耕畜連携に対する支援を強めることにより、農業者の減少も収入減収も少なくなると考えます。市の対応方策や推進方策についてお伺いします。

農業の多面的な機能の維持、発揮に対して、これまでの農地・水保全管理に加え、農地維持支払制度が創設されました。地域で農業の多面的な機能の維持に貢献する団体等に交付するようであります。この新たに創設される制度にどのように対応するのか。農地の流動化を推進するために、各県に1カ所、農地中間管理機構をつくり、そこが農地を借り受け、必要な農家に貸し付けるとのことです。昔同じような組織があり、当時は買い取りでしたが、破綻したことを思い出しました。国は、この機構のために25年度の補正予算も含め700億円以上を投入し、業務の一部を市町村に委託するとのこと。農業者の6割以上が65歳。いや応なしに農地を耕せない人が多く生まれます。当市として、農地中間管理機構を活用した農地の流動化をどのように推進するのかお伺いします。また、農業委員会にも農地の流動化、集積をどのように推進していくのかお伺いします。

国の未確定な部分もありながら、市のいち早い取り組みを期待しての質問をしました。市長及び関係部長の誠意ある御答弁をお願いし、壇上からの質問を終わらせていただきます。

○川浪茂浩副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 ただいまの花田進議員の市の障害者雇用についてお答えいたします。

当市では、これまで市民一人一人が障害に対する理解を深め、ともに支え合う地域社会を目指し、各種障害福祉施策を推進してきたところでございます。とりわけ障害を持つ方々の就労につきましても、自立した生活基盤となるばかりではなく、生きがいや社会参加の面でも非常に重要な役割を果たすものと強く認識しているところでございます。平成24年3月に策定した五所川原市第2期障害者計画、第3期障害福祉計画におきましても、ハローワーク等の関係機関との連携を一層強化しながら、民間企業やサービス提供事業所等への働きかけを行い、障害を持つ方々の雇用、就労の場の拡大に努める

こととしております。当市の職員採用におきましても、平成22年度以降の採用試験では障害者限定枠を設定し、障害者雇用の推進を図ってきたところでございます。今後とも国や県、障害福祉関係団体、そして市民の皆様との連携、協働を図りながら、各種施策に取り組んでまいりますので、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○川浪茂浩副議長 福祉部長。

○工藤 勝福祉部長 介護保険制度についてお答えをいたします。

要支援の市町村事業への移行につきましては、厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会において、昨年12月20日に介護保険制度の見直しに関する意見が取りまとめられ、その中で予防給付を市町村の地域支援事業に移行する方針が明記されております。要支援者に対する予防給付のうち、訪問介護、いわゆるホームヘルプと通所介護、デイサービスであります。について、市町村が地域の実情に応じ多様な主体による柔軟な取り組みにより、効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう、地域支援事業の形式に見直し、平成29年4月までに全ての市町村で実施し、平成29年度末には新たな総合事業のサービスに全て移行することとされております。要支援者は、見守り、配食、買い物など、生活支援のニーズが高いことから、市が主体となり実施している事業に加えまして、NPO、民間事業者等による掃除、洗濯等の生活支援サービスやリハビリ、栄養、口腔ケア等の専門職等が関与する教室の開催等、地元の医師会やボランティア等との連携が不可欠な事業もございまして、今後関係機関と協議をし、地域資源を効果的に活用できる対策を検討してまいります。

それから、要支援の認定者数と移行される訪問介護、通所介護のサービスの利用状況についてであります。平成25年12月分の介護保険事業状況報告によりますと、要支援の認定者数は796人となっております。移行となる訪問介護の利用者数が175人、通所介護の利用者数が467人で、ともに延べの利用者数となります。

次に、特別養護老人ホームの要介護3以上限定につきましては、これも同じく社会保障審議会による介護保険制度の見直しに関する意見の中で、施設サービス等の見直しが行われ、特別養護老人ホームの待機者のうち要介護4と5の重度者が多い実態を踏まえまして、入所要件を整備して、重度者が優先的に入所できるようにするとともに、既入所者についても配慮していくことが確認されております。特別養護老人ホームは、常時介護が必要で居宅での生活が困難な方が入所して、日常生活上の支援や介護サービスが受けられる施設で、当市では5つの社会福祉法人が運営し、利用定員は260名となっております。昨年12月分の介護保険事業状況報告によりますと、施設サービスの受給者数は

要介護1、2が20名、要介護3以上が258名、合計278名という状況であります。施設への入所は、各事業所が緊急性の高い方を優先して入所させておりますが、要介護1、2の軽度の要介護者について、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の関与のもとで特例的に入所を認めることとなっていることから、今後もより適切に対処してまいりたいと考えております。

次に、配食交流サービス事業でございますが、配食交流サービス事業は買い物や調理等が負担となっているひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等を対象に、見守りや交流を兼ね、温かいお弁当を自宅へ配達するサービスで、五所川原市社会福祉協議会が実施しております。毎週月曜日と木曜日に夕食としてお弁当を配達し、料金は1食500円で、利用状況は平成24年度が3,831食、平成25年度が1月末までで2,726食となっており、五所川原地区の方が利用されております。市浦地区では、市が地域自立支援事業として配食交流サービスを実施してはりましたが、利用される方の減少によりまして平成20年度から廃止となっております。県では、本年1月に事業者が配達、訪問等の活動を通して見守り活動を行い、高齢者等が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう支援することを目的に、県内7つの生活協同組合と協定を締結しております。本市においても、生活協同組合との協定締結に向け準備を進めているほか、市内のJAを初めとする各事業者と協力し、今後も食生活支援等に取り組んでまいります。

○川浪茂浩副議長 民生部長。

○高橋勇公民生部長 それでは、民生部からは、乳幼児医療費に関連する御質問にお答えをいたします。

まず、乳幼児医療費の給付を現物給付に移行できないかという御質問でございます。乳幼児医療費の給付は、小学校就学前の乳幼児の医療費について県の乳幼児はつらつ育成事業による2分の1の補助を受け、残りの2分の1について市が負担し、償還払いにより実施しているところでございます。就学前の乳幼児医療費の現物給付については、国庫負担金等の減額措置や全額給付に伴う追加負担など、費用面での問題はありますが、議員御指摘のように若者が定住のための環境をつくるため、平成26年度中に青森県国民健康保険団体連合会や社会保険診療報酬支払基金などの関係機関との協議を調べ、平成27年度を目途に実施していきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

次に、乳幼児医療費の無料化を拡大することによりペナルティーがあるとするれば、その額は幾らかという御質問でございます。小学校まで医療費の無料化を拡大することによるペナルティーは、地方単独事業による医療費助成については償還払いによる場合は

調整対象となりませんが、現物給付を行った場合には国の療養給付費負担金及び調整交付金が減額調整の対象となっております。小学校までの医療費について、現物給付による無料化を実施した場合、未就学児までは療養給付費負担金と調整交付金を合わせて約570万円、就学後については約640万円、合わせて約1,210万円が減額とされることとなります。

次に、乳幼児医療費の支給対象の拡大についての御質問でございます。国民健康保険に加入されている児童の医療費をもとに、仮に小学校までの全ての児童の医療費の見込額を算出しましたところ、およそ8,000万円の追加負担が必要と見込まれるため、無料化の拡大は極めて厳しい状況にあると考えております。

以上でございます。

○川浪茂浩副議長 総務部長。

○小田桐宏之総務部長 市役所の障害者雇用の実態についてお答えいたします。

障害者雇用につきましては、障害者の雇用の促進等に関する法律の規定によりまして、地方公共団体の法定雇用率は2.3%と定められております。当市では、これまで障害者雇用を進めるため、平成22年度、24年度及び今年度において障害者限定枠を設けまして職員採用試験を実施しておりますが、平成25年6月1日時点では当市の障害者雇用率は1.76%となっております。今年度に限って申し上げますと、法定雇用率を0.54%下回る結果となっておりますが、この理由としましては昨年度の採用試験において障害者限定枠を設けましたものの、応募者がなかったこと、さらに障害を持つ職員が昨年度定年の前に退職されたことが挙げられます。現段階では、2名の障害者の採用が必要となっておりますが、今年度実施しました職員採用試験によりまして、平成26年4月1日の採用予定者2名を内定しておりまして、26年度は法定雇用率を満たす見込みとなっております。今後も障害者の雇用情勢を注視しつつ、適正な定員管理のもと計画的な障害者の雇用に努め、障害者雇用の促進を図ってまいりたいと考えてございます。

次に、市職員の募集方法についてでございますが、市職員の募集方法につきましては、職員採用の試験案内を市の広報及びホームページに掲載しているほか、当圏域の高等学校、県内外の大学、短期大学へ送付しております。また、公務員試験の情報誌や学生向け就職情報サイトへ当市の採用情報を掲載するなど、広く周知するよう努めているところでございます。先ほど申し上げました障害者限定枠につきましては、身体障害者手帳の交付を受けた方を対象としておりまして、高卒以上の学歴を有し、自力での通勤及び職務遂行ができること、活字印刷文による出題に対応できること、口述による面接試験に対応できることを条件に、今年度は採用予定人員2名を募集いたしました。今後は、

ハローワーク等の障害者雇用にかかわる関係機関とも十分連携しながら、職員の採用情報の周知に努めてまいりたいと考えております。

○川浪茂浩副議長 農業委員会会長。

○斎藤靖裕農業委員会会長 農地中間管理機構における農業委員会の役割についてお答えをいたします。

農地中間管理機構関連2法案、いわゆる農地中間管理事業の推進に関する法律及び農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律、これに基づいて農業委員会系統組織が果たすべき主な役割は、1つ目は農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積を推進すること、2つ目は農用地利用配分計画案の作成に当たって、地域との調和要件等を確認すること、3つ目は遊休農地の所有者に対する利用意向調査を実施し、機構への活用を促進し、遊休農地を活用すること、4つ目は遊休農地等の所有者が不明の場合、権利調査の実施と公示等を行うこと、5つ目が農地基本台帳の法定化に向けた対応を通じ、農地関連情報の精度を高め、市町村等と情報を共有し、農地の利用調整、遊休農地対策等に当たって情報を活用すること、最後に6つ目が法定化される人・農地プランの作成に当たって、農業委員、農業委員会事務局による合意形成等への支援、これが主な役割となっております。今後政省令の制定を受けて、関連2法案の情報が明確になった段階で改めて組織の具体的な方針が決定になるものと考えております。

以上です。

○川浪茂浩副議長 経済部長。

○島谷 淳経済部長 まず、米の直接支払交付金についてお答えします。

米の直接支払交付金についてであります。国は現行の10アール当たり1万5,000円の交付単価を平成26年度から7,500円に削減した上で、平成29年産までの時限措置として平成30年産からの廃止を打ち出したところであります。当市の平成25年産の米の直接支払交付金は、申請件数が1,680件、交付対象面積が3,812ヘクタールで、5億7,177万3,000円の交付実績となっております。平成26年産については、交付単価が半額になることと米の生産目標数量の配分減等により、交付対象面積の減も見込まれることから、本年の半額以下の交付額になると思われ。このため、国では農家所得減少に伴う対策の一つとして、飼料用米や米粉用米への転作を促す補助金を拡充したところであります。これは、収穫量に応じて支給額が変わる仕組みでありまして、上限を10アール当たり10万5,000円、下限を5万5,000円とするものであります。さらに、産地交付金による10アール当たり1万円から1万7,000円までの加算措置や畜産農家とわら利用の供給協定を締

結することで10アール当たり1万3,000円を交付する耕畜連携助成措置も設けられています。本市の平成25年度の飼料用米の実績は、トキワ養鶏等と契約を結んでいる34農家の118ヘクタールでありまして、うち耕畜連携の取り組みは16農家、65ヘクタールとなっております。しかしながら、この飼料用米の専用品種の種子の確保が難しいことや、仮に種子を確保できたとしても、保管や運送経費、そして主食用米との混粒防止問題等々、さまざまな課題が山積しておりまして、飼料用米への積極的な取り組みは非常に難しい現状にあります。このようなことから、従来小麦、大豆、主力野菜や花卉への産地交付金を手厚くして、担い手農家や集落営農組織の所得向上を目指すこととしたいと考えております。

次に、農地維持支払いについてお答えいたします。本事業は、農業者等が取り組む水路の泥上げや農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動や農村の構造変化に対応した体制の拡充、強化等、多面的機能を支える共同活動を支援することを目的に、平成26年度に新しく創設される支援制度であります。現在進められております農地・水保全管理支払いとは異なりまして、交付対象組織が農業者のみでも対象となっていることなど、要件の緩和が図られておりまして、新規参入が容易となっております。基本交付単価につきましては、水田で10アール当たり3,000円となっております。農家の所得向上の一端を担うことができるものと考えております。また、これらの共同活動を行うことにより、担い手の負担軽減、農地の規模拡大及び集積等、構造改革を後押しするとともに、農業の多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるものと考えております。これらを踏まえまして、農地維持支払いにつきましては今後説明会を開催して農家の方々に制度内容を十分御理解していただくとともに、その事業実施について関係機関と協議しながら前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、農地中間管理機構に関してお答えいたします。国では、10年後に目指す姿の実現に向け、農用地等の効率的な利用を進めるため、都道府県ごとに農地中間管理事業を担う農地中間管理機構を設置することとしております。農地中間管理事業の実施に当たっては、法整備、予算措置、現場の話し合いをセットで推進することになりますが、農地中間管理機構はその業務の一部を市町村に委託できることになっておりまして、原則として全ての市町村にその同意を得て業務委託をするとともに、農用地利用配分計画案の作成を求め、市はその計画案を作成することとなります。

なお、農地中間管理機構が市町村に委託可能な業務は、窓口相談、出し手の掘り起こし、借り受け予定農用地等の位置、権利関係の確認、出し手との交渉、契約締結事務、利用条件改善業務の実施、借り受け希望者との交渉等となっておりますが、現状の体制

でこの全ての業務を受託できるかについては、非常に難しいところもあるのではないかと考えております。いずれにしましても、本県では青森農林業支援センターが農地中間管理機構として立ち上がる予定と聞いておりまして、近々市町村に対する説明会が開催されることになっておりますので、その内容を確認しながら市の取り組みを進めることになろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○川浪茂浩副議長 1番、花田進議員。

○1番 花田 進議員 要支援者1、2への対応については、人数がわかっただけで今後の具体的に市がどういう方向でこの人たちのケアをしていくかというのは未定だということだと思うのですが、いずれにしても約800人の人たちというのは多いわけで、その人たちのケアをなるべく早くどういうふうにしていくのか、現状のいろんな介護の関係の民間団体に引き続きお願いしていくのかとか、市が独自に別な事業を立ち上げてやるのかとか、そのような方向を早目に確立していただければいいと思っております。

あと、特養に要介護1、2の人たちが20人いるということで、この人たちが何とか介護できる施設をこのまま維持するのが一番いいと思うんですが、そういう方策を考えていただければというふうに思っています。そこで、今年、26年度から介護の6次計画をつくって、国が出した方策を対応していくことになると思うんですが、介護の6次計画の検討のスケジュールとか主な内容がわかれば教えていただきたいということ。もう一つは、高齢者へのお弁当のことで、私は500円ではなくて例えば400円とか300円とか補助して下げられないかということに回答がなかったと思うので、その辺お答え願えればというふうに思っていました。

次、乳幼児については、26年度にいろんな団体と協議し、27年度からは現物給付に移行するという回答でよろしいんですね。あと、無料化については、お金もかかることだしということでありましたが、自己負担分をなくするとか、とりあえず4歳から6歳までの、そのことについてはいかがお考えなのか、再度お願いいたします。

障害者の雇用については、低いと民間だと罰則金みたいなのを出さなきゃだめなんです。雇用率を達成していないと、ちょっと正式名忘れましたが、そういうのを、納付金を払うことになっているわけで、聞きましたら地方自治体等は要らないんだということだったようですが、そのくらい重い設定されているわけですから、私は去年の1.76の雇用のときにそのままにしておくんじゃなくて、ハローワークに障害者のアルバイトの求人を出して、データの打ち込みとか、いろんなことでやっぱり充足するんだと、正職員だけじゃなくて、臨時雇用も含めて、そこを守っていくんだというちょっと気概が欠け

ているように思うわけですが、再度質問ですが、26年4月は新しく2名採用されるということなんで、全体の人数は何人必要かということと、雇用者、障害者の、そこを再度お伺いします。

時間もなくなってきたんですが、農業については約3億円近くが減少する可能性があるわけで、大変大きい影響なわけですね。これは、農家のほとんどが金銭的に影響を受けるし、そのことによって商店街とか市のいろんな問題に3億円というのは大きいわけで、大変遺憾だと思っているわけですね。飼料米については、部長が言う問題がある、それから余りもうからないと。10万5,000円もらえるというのはかなりの多収を上げないとだめなんで、大体かなり多くいっても8万円ぐらいの交付金しか期待できないと。だとすれば、加工用米のほうが県で出した資料によると所得が1万円ぐらい高くなるという資料も出ているので、その辺は無理強いほしくないかなというふうに感じました。

あと、中間管理機構についてですが、大変な額、補正も含めて700億円投入されるわけで、これをぜひかつての組織のように破綻しないように、農地の流動化とともに頑張っていたらいいという意見です。

時間もないので、最後に部長が野菜や花卉の振興に力を入れるべきだという方向を出しました。やっぱりこういうものをつくるのは、路地よりハウスのほうが、同じ労力を出しても収量も高いし高品質のものがとれるということで、ぜひ……ハウスというのは昔は坪1万円以下で建てられたんですが、今は1万5,000円から2万円、倍近くになっちゃったんです、資材が高騰して。ぜひ行政が援助しないと、100坪のハウスを建てるのにそれなりの車1台買う分の経費が必要だという時代ですので、ぜひ支援策をつくっていただければというふうに思っていました。

以上です。

○川浪茂浩副議長 福祉部長。

○工藤 勝福祉部長 第6期介護保険事業計画の方針についてお答えをいたします。

介護保険事業計画は、保険給付の円滑な実施を確保するため、3年ごとに見直しを行うことが義務づけられております。平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険事業計画は、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年に向け、地域包括ケア計画として位置づけて、第5期で取り組みを開始した地域包括ケアシステム構築のための取り組みを承継、発展させるとともに、在宅医療、介護連携等の取り組みを本格化していく方向で検討しております。平成37年の介護サービス水準、給付費や保険料水準を推計して記載し、中長期的な視点も含めた施策の実施に取り組むことが必要とされております。当市におきましては、委員20名で構成されております五所川原市高齢社会対策検討委員会を

開催し、高齢者が住みなれた地域で生活を継続することができるように、介護、医療、生活支援、介護予防を充実させる各種施策を盛り込み、計画を策定したいと考えております。

それから、配食交流サービスについてであります。利用者の状況としては平成24年度が44人、平成25年度は今年1月までで37の方が利用されております。御質問の1食500円の利用者の負担を市が対処して軽減できないかということでございますが、事業者である五所川原市社会福祉協議会と協議をしながら、民間で配食サービスを行っている状況も勘案し、その可能性について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○川浪茂浩副議長 民生部長。

○高橋勇公民生部長 乳幼児医療の自己負担の無料化についての御質問でございますが、現在4歳から6歳までは入院1日につき500円、外来が1カ月につき1,500円負担されておりますけれども、これらも全て無料ということで調整に入っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○川浪茂浩副議長 総務部長。

○小田桐宏之総務部長 法定雇用率2.3%を満たすためには12名の障害のある人が必要と考えてございます。また、障害者限定枠の雇用形態については、現在のところ正職員のみ公募しておりましたが、今後は障害者雇用の促進という観点から、期限つき臨時職員、非常勤職員といった臨時的任用職員の任用についても検討してまいりたいと考えてございます。

○川浪茂浩副議長 経済部長。

○島谷 淳経済部長 施設園芸、パイプハウスでの取り組みであります。この施設園芸は農家所得向上の面で大きな可能性を秘めているものと考えております。本県では、野菜等産地生産・販売力強化事業として簡易ハウスや機械等の施設に対する補助事業を実施しております。しかしながら、補助率が4分の1以内となっていることから、取り組み主体の負担が大きく、なかなかこの取り組みに積極的になれないというような実態もあることから、市が単独で補助率3分の1までかさ上げ助成し、少しでも事業に取り組みやすくなるよう、新年度予算に予算計上しておりますので、ひとつよろしくをお願いいたします。

以上です。

○川浪茂浩副議長 1番、花田進議員。

○1番 花田 進議員 どうもありがとうございました。乳幼児医療費については、4歳

から6歳の分は自己負担を無料にするという方向だということで確認し、それから27年からは現物給付を実施するという確認できて、大変うれしいと思っていました。

それから、私がかねて思っていたハウスの助成が若干拡大するということは、農業者にとっても希望の持てることではないかと思えます。よろしく事業を推進していただければと思い、これで質問を終わります。

○川浪茂浩副議長 以上をもって花田進議員の質問を終了いたします。

---

◎散会宣告

○川浪茂浩副議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時51分 散会

平成26年五所川原市議会第2回定例会会議録（第3号）

---

◎議事日程

平成26年3月6日（木）午前10時開議

第1 一般質問（3人）

18番 阿部 春市 議員

20番 加藤 馨 議員

5番 山田 和宗 議員

---

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎出席議員（24名）

1番 花田 進 議員	2番 鳴海 初男 議員
3番 山田 善治 議員	4番 三潟 春樹 議員
5番 山田 和宗 議員	6番 木村 慶憲 議員
7番 成田 和美 議員	8番 吉岡 良浩 議員
9番 伊藤 永慈 議員	10番 山口 孝夫 議員
11番 木村 博 議員	14番 稲葉 好彦 議員
15番 松野 武司 議員	16番 寺田 武造 議員
17番 桑田 茂 議員	18番 阿部 春市 議員
19番 福士 寛美 議員	20番 加藤 馨 議員
21番 木村 清一 議員	22番 川浪 茂浩 議員
23番 磯辺 勇司 議員	24番 工藤 武則 議員
25番 平山 秀直 議員	26番 葛西 収三 議員

---

◎欠席議員（2名）

12番 古川 幸治 議員

13番 秋元 洋子 議員

---

◎説明のため出席した者（27名）

市 長	平山 誠敏
副市長	三上 裕行

総務部長	小田桐宏之
財政部長	佐藤明
民生部長	高橋勇公
福祉部長	工藤勝
経済部長	島谷淳
建設部長	菊池司
上下水道部長	對馬隆博
会計管理者	岩川静子
教育委員長	阿部育也
教育長	長尾孝紀
教育部長	岩崎明彦
選挙管理委員会 委員長	白川昭麿
選挙管理委員会 事務局長	田中馨
監査委員	山本將雄
監査委員 事務局長	前田晃
農業委員会 会長	斎藤靖裕
農業委員会 事務局長	小山内洋一
総務課長	宮崎昌子
財政課長	三橋大輔
市民課長	新井勝博
保護福祉課長	長尾功一
農林水産課長	小山内秀峰
公園管理課長	荒関博司
上下水道部 総務課長	諏訪秀清
教育総務課長	今義律

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長	佐藤文治
------	------

次 長 片 山 善一朗

◎開議宣告

○三潟春樹議長 おはようございます。ただいまの出席議員24名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めます。

◎日程第1 一般質問

○三潟春樹議長 日程第1、一般質問を行います。

質問は再質問を含め3回までとなっております。質問、答弁とも簡潔明瞭に願います。

それでは、18番、阿部春市議員の質問を許可いたします。18番、阿部春市議員。

○18番 阿部春市議員 一登壇一

おはようございます。平成26年第2回定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。

最初に、明るい話題を御紹介したいと思います。NHKテレビ全国放送で、朝8時15分から始まる「あさいち」という番組があります。これに昨年12月12日に当市の立佞武多の館で提供しているつくね芋三昧というつくね芋をふんだんに使った定食が取り上げられたことを知っている方もおありかと思えます。先日このテレビ効果を館に行き確認しましたら、来館者は12月から今年1月にかけて10%の増となったそうです。そして、つくね芋定食は連日20個ずつの販売が続いたとのこと。また、つくね芋は農協から取り寄せ、売り上げが3倍ほど増加し、今なお続いているとのことでもあります。ネットでNHK「あさいち」を見ると、「冬の新名物！“つくねいも”」というタイトルで次のようがありました。「立佞武多の館では数年前から12月から3月の冬の時期だけに売り出される変わった芋があります。見た目はジャガイモのようだが、味はナガイモを濃厚にしたようなつくね芋です。関西の料亭や和菓子屋では高級食材として使われています。そのつくね芋を今、五所川原市ではまちの新たな特産品として売り出そうとしています」となっていました。メディアの力は、さすがに大きいものと実感した次第であります。このことで、さらに経済効果が高まることを期待したいと思います。

さて、質問の第1点目は、市の活性化対策として当市のグルメ料理についてであります。この件に関して、平成20年12月定例会で取り上げ、実現に向けて検討するという趣旨の答弁をいただいています。あれから大分時間も経過していますが、その後どのよう

になっていますでしょうか。北海道新幹線函館駅開業が間近になり、北海道との連携が近々の課題となっております。観光客を食いとめるためにどうすればよいのか、青森県でも本腰を入れて取り組んでいる状況にあります。

また、先月には新潟県上越市に行ってきました。友人である山崎市議員に上越市内を案内してもらいましたが、北陸新幹線も工事が進んでいまして、上越妙高駅は既に完成し、開業を待つばかりの状態でありました。こうした状況の中で、いかに誘客活動を進めるべきかは、我が広域圏としても大きな課題だと思っております。当市では、ブランド推進協議会を設置して五所川原らしいブランド品づくりに努めていますが、料理にもそれが必要と思います。観光客は、地元料理を食したいと思って訪れています。B級グルメと言いたいところですが、こだわることなく対応すべきとも思います。観光振興のためにも早目の五所川原らしい対応が待たれるところでありました。食は観光の早道とも言われます。市内の観光関係者からは、しじみラーメンが好評を得ていると聞き及んでいます。この件に対して、これまでの経過を含めて答弁を求めたいと思います。

質問の第2点目は、新年度予算についてであります。その1は、交付税についてです。平成25年度当初において、国の総務省は国家公務員が給与を削減したので、地方も引き下げるように要請がありました。その減額分は復興財源に充てる、これに応じなければ交付税を減額すると発表していました。その結果、地方自治体全体の73%に当たる1,311自治体が削減しました。中には、要請拒否や検討中もありました。県内では、41自治体のうち28自治体が7月から給与の削減を実施しています。そして、以前から国の水準並みに削減しているので、必要ないとして実施しなかったのが8自治体でありました。当市も削減に踏み切り、私も賛成した一人ですが、その理由は自主財源に乏しく、依存財源に頼らなければならない状況であり、やむなく賛成したのであります。そして、3月3日の報道によると、これに従わなかった自治体に対して制裁措置を実施する方針を固めたと報道されています。考えてみると、国の政策としてこんなやり方でよいのか疑問を持つものであります。こうした経過を踏まえ、新年度予算の交付税は前年度比で1.5%、額にして1億7,000万円ほど減額になっていますが、その内容の説明を求めます。

次に、今後の財政を考えると一番大きな要因は、平成27年度から始まる合併算定替えであります。このことに対して地方公共団体が緩和策を求めたり、いろいろな動きがあるようですが、間近に迫ってきましたので、具体的な緩和策が期待できるのか、今後の見通しについて質問します。

その2は、消費税対策についてであります。来月から3%アップする消費税が当市の財政に与える影響はどうか、その説明を求めます。弘前市では、市民の負担を少なくし

ようと補助金や給付金を市独自で支給すると新聞報道されました。私は、さきの1月23日に弘前市の葛西市長の講演を聞く機会がありました。弘前市アクションプラン、そして7つの約束はすばらしいと思いました。そして、市長いわく学校給食費は据え置く、その分は光熱費の節約で賄うと言っていました。葛西市長は弘前市民と向き合って、よい汗をかいているなと感じた次第であります。この件で私が心配するのは、社会的弱者と言われる生活保護者と非課税者であります。市全体の世帯数の44%を占めているのであります。新年度に当たり、何らかの市独自の支援策があってもよいのではないかと思うのでありますけれども、どのように考えていますでしょうか、質問します。

質問の第3点目は、教育行政についてであります。その1は、義務教育の教科書選定について質問します。文科省の下村大臣は、昨年11月に社会科教科書の検定基準を改正して近現代史で政府見解の尊重を求める方針を表明しました。今後は、改正に向けた対応に入っていくものと思います。

そこで、当市で現在使用している教科書は、どのようなプロセスを経て採用しているのか、その説明を求めます。

次に、副読本について質問します。深浦町の米内山和代さんは、世界遺産の白神岳頂上にある公衆トイレの清掃活動が認められ、来年度から使われる青森県の小学校向け道徳の副読本に掲載することに決定したとのこととあります。同じ山登りをする者としてうれしく思いました。自然や動植物を大切にするだけでなく、白神岳への感謝の気持ちから清掃活動に取り組む姿勢が評価されたものであります。米内山さんは、子供たちが自然との共生を考えるきっかけになればうれしいと話していました。これも明るい話題だと思います。当市においても歴史や文化を取り入れた副読本をつくるべきと思いますが、いかがでしょうか。

その2は、寄贈品等美術品の管理について質問します。昨年八戸市では、寄贈を受けた美術、工芸品16点が紛失していたことが発覚しました。あってはならないこととあります。ある新聞社が県と各市町村に対して管理状況について聞き取り調査を実施し、その内容が発表されました。それによりますと、ずさんな管理実態が一部市町村にはあったとのこととあります。当市では問題ないとは思いますが、管理状況がどのようになっているのか説明を求めます。

その3は、金木高校市浦分校についてであります。この件については、地元住民の声として、また卒業生の願いとしてお届けしたいと思っております。市浦分校の生徒数は、全校で19名と伺っています。生徒数は少ないのですが、いじめ等で行く場がない生徒の救済もしているようであり、存続を強く希望しています。今後についてどのように考えてお

られるのか質問します。加えて地域と密着した特色ある教育内容にしたいと思うのであります。例えば介護、ホームヘルパーの資格取得の養成をすとかであります。限定するものではありませんが、何か資格の取れるものを検討してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

質問の第4点目は、市長の政治姿勢についてであります。その1は、市職員の時間外勤務の状況と休暇、代休の取得状況について説明を求めます。昨年12月の青森県議会で議員の質問に対して、県職員は1人1カ月平均10.6時間の時間外をしていて39人が公務災害認定基準を超えたと答弁していました。この39人というのは、いろいろな理由があるにせよ、これはすごいことであります。

そこで気になったのが、当市の場合はどうかであります。12月15日の市の広報に人事行政の状況が掲載されました。それを見ますと、休職者が平成24年度は8件とありましたが、公務災害認定基準とのかかわりはないのかであります。説明を求めたいと思います。

その2は、職員の人事交流についてであります。2月15日の新聞報道によりますと、弘前市と八戸市は来年から人材の育成のため、観光や産業振興など得意分野をお互いに学ぶことを目的に人事交流を実施すると報じられていました。人材の育成は、常に求められている行政の課題でもあります。当市では、人材育成基本方針を定めて対応に当たっているところであります。しかし、内部研修だけでは一定の限界があると思います。そういうことから、私は以前に民間との人事交流をすべきと提案してきた経過にあります。また、弘前市では外部から商工と法務を担当する2名を人材登用したと言われます。さらには、県から職員派遣を依頼するのもよいのではないかと思います。やろうと思えばいろいろあるわけで、人材育成のため積極的に人事交流を進めるべきと考えます。それが「活力ある・明るく住みよい豊かなまち」実現の近道になると思うのであります。市長は、どのように考えておられるのか答弁を求めます。

以上で1回目の質問とします。

○三潟春樹議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 ただいまの阿部春市議員にお答えいたします。

職員の資質向上を図るため、民間あるいは他市との人事交流を実施できないかとの趣旨の御質問でございますが、人事交流ではありませんが、民間でなければ得られない経験や気づきにより柔軟な発想力や先見性を醸成するとともに視野の拡大にもつなげることを目的とし、平成24年度及び平成25年度に公益社団法人青森県観光連盟に職員を1名

派遣しております。

また、他市との人事交流についてでございますが、お互いの持つ地域特性を学び合い、社会課題やニーズを交流自治体同士で共有することは、これからの市政運営に対し効果が見込まれるため、災害協定を締結しております茨城県鹿嶋市、あるいは三重県亀山市との人事交流を視野に入れ、まずは意見交換等により実施の可能性を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三淵春樹議長 教育長。

○長尾孝紀教育長 では、私のほうから教科書と副読本に関係した内容について御説明申し上げます。

まず、教科書の選定作業についてお答えします。義務教育の小中学校で使用する教科書は、市町村教育委員会が4年ごとに国の検定に合格した教科書の中から使用する教科書を採択しております。平成26年度は、小学校で使用する教科書の採択年度となっております。西北教育事務所管内のように複数の市町村教育委員会がある場合は、各教育長等で構成する採択地区協議会を設置し、その協議会に選定作業を委ねております。

選定作業については、協議会の承認を得た指導主事、校長、教頭、または教諭のうちから各教科おおむね5人が研究調査員として、検定を終えた教科書の中から内容、分量、表記等について、県教育委員会の指導、助言を受けて使用する教科書を調査します。それぞれの教育委員会では、その選定に従って4年間使用する同一の教科書を決定しております。

次に、地域の歴史や文化等を取り入れた副読本についてお答えします。学習指導要領、社会科の小学校第3学年及び第4学年においては、地域の地理的環境、人々の生活の変化や地域の発展に尽くした先人の働きについて理解できるようにし、地域社会に対する誇りと愛情を育てることが求められております。教育委員会では、今回の学習指導要領の改訂を受け、子供たちが本市の歴史や文化、自然、先人の業績等について学ぶことができるよう、既存の社会科副読本を改訂し、平成26年4月には市内の小学校3年生、4年生の全児童に配布します。また、平成27年度以降も全ての小学校3年生に配布を予定しております。

市の教育基本目標であります「ふるさとを愛し、ふるさとの文化を育む・心豊かでたくましい人づくりをめざす」ために、今回改訂した副読本には新しく五月女范遺跡の資料も掲載するとともに、太宰治記念館「斜陽館」、立佞武多等の歴史や文化、自然、先人の業績等にかかわる資料を約20件ほど盛り込んでおります。各学校においては、社会科

の学習にとどまらず、道徳や総合的な学習の時間等においても活用を図ることによって、郷土に対する愛着と誇りを涵養することができる副読本になるものと考えております。

以上です。

○三潟春樹議長 経済部長。

○島谷 淳経済部長 食による誘客対策についてお答えいたします。

議員御提言のとおり観光で訪れるお客様が楽しみにしている一つに、その土地ならではの食がございます。食は、観光の基本的サービスの一つで、地域の特性を色濃く反映するものであり、その土地を訪れる際の重要な楽しみであると考えます。これまで市内レストランなどで地域食材を活用して提供されているものとして、しじみラーメンや馬刺し、市浦牛ステーキを初め、つくね芋を食材にしたつくね芋三昧、菊芋ランチ、しじみの汁焼きそば、しじみスパゲティー、ごしょ山宝汁などがあります。中でも先ほどお話がありましたようにつくね芋三昧は、昨年12月にNHKで放送されたところ、全国からつくね芋を購入したいという電話が殺到しまして、短期間で大量に販売されたと伺っております。

市では、これまでしじみや馬肉などの地域食材を活用した創作郷土料理を関係施設等に提案し、その中には馬肉と市浦牛を使用した時雨煮など商品化されたものもございます。

また、昨年からは五所川原市商工会議所青年部、金木及び市浦商工会青年部、五所川原青年会議所の方々がスクラムを組み、昭和30年代より津軽一円で食されているサバ缶でだしをとる煮込みうどんに、ごしょ煮込みうどんと命名し、当市のB級グルメとして売り出すための活動を展開しております。現在市内ホテルのレストラン1店舗で提供されておまして、今後の普及活動に期待をしているところであります。

また、先月、2月8日、9日の両日、北海道新幹線開業に向け、道南からの誘客を図るため、江差町のなべまつりに出展したところ、大変好評であったということも伺っております。

県内の地域グルメを見ますと、八戸せんべい汁や十和田のバラ焼き、黒石つゆ焼きそばなどがございます。最近では、昨年6月にデビューした深浦町のマグロステーキ丼が話題となりまして、県内外から多くの観光客が訪れ、地域活性化に大きく貢献しており、地域が一体となった取り組みを展開しております。当市でも先ほど御紹介したようにさまざまな取り組みや趣向を行ってきましたが、これからはその絞り込みのときを迎えていると思っております。市内各観光施設や料理飲食業生活衛生同業組合五所川原支部、商店街振興組合連合会、そして観光協会などと連携を図り、早期に五所川原の食はこれ

だというものを確立して観光と食が一体化した活動、サービスに取り組んでまいりますので、議員におかれましても今後の御助言、御指導をお願いいたします。

以上です。

○三潟春樹議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 地方交付税についてお答えいたします。

平成25年度の普通交付税交付額において、一本算定と合併算定替えでは12億1,800万円の差が生じてございます。これに対しまして、合併市町村特有の財政需要の実態を踏まえた普通交付税の算定方法の見直しとして、現在国において平成26年度から5年程度の期間をかけ、支所の運営経費や消防サービス経費の基準、標準団体の面積拡大など交付税の算定方法を見直すこととしています。平成26年度から支所に要する経費の算入については、合併前の旧市町村の役場を1つの支所とみなし、標準的な支所経費として1支所当たり2.4億円程度と見込み、所管区域の人口の多寡、本庁からの距離に応じてその額を増減した額を一本算定とした交付税額に3年かけて3分の1ずつ加算することとされており、5年程度の期間をかけ見直すとしていることから、詳細はこれからとなりますが、合併算定替えと一本算定の差額は縮小するものの、単純に交付税額が増額するわけではございませんので、その効果は平成27年度からの段階的に縮減される額が緩和されるにとどまると考えております。

次に、消費税対策についてお答えいたします。初めに、このたびの消費税8%に引き上げに伴う地方交付税等の一般財源に対する影響からお話しさせていただきます。地方交付税にあっては、このたびの消費税引き上げによって法定率が消費税率換算で現行1.18%が1.40%に引き上げられることとなります。しかし、平成26年度地方財政計画において、国税5税分の法定率分、または平成25年度からの繰越金等を活用しても資金不足が生ずることから、平成13年度から発行を認めてきた臨時財政対策債に国においては2兆6,438億円を求め、総額16.9兆円、対前年度比で0.2兆円の減、率にして1%の減となっております。この状況を踏まえまして、当市新年度予算においては地方交付税、臨時財政対策債、合わせて対前年度比で2%の減、額にいたしまして2億5,500万円の減、総額127億3,800万円を予算計上しております。

次に、地方消費税交付金についてでございます。地方消費税については、現行1%から1.7%に引き上げられることとなります。平成26年度地方財政対策において、地方消費税の伸びは12.7%と地方消費税の引き上げ率より低く抑えられております。その理由といたしましては、地方消費税交付金は、例えば前年度の1月から3月分までを翌年の6月払いとなる四半期の後払い方式となること、さらには駆け込み需要が見られることか

ら平年度化しないとして地方消費税の引き上げ率より低く抑えられてございます。この状況を踏まえまして当市新年度予算においては、地方消費税交付金については対前年度比12.7%の増、額にして7,028万8,000円の増、6億2,373万7,000円を予算計上しております。

また、この引き上げ分の地方消費税収入については、社会保障4経費、その他保障施策に要する経費に充てるとして普通交付税基準財政収入額に全額算入されることとしていることから、当市を含む地方交付税交付団体には留保財源として一切残らないこととなります。地方消費税の引き上げ分を一般財源として享受できるのは、財政力が比較的高い地方交付税不交付団体に限られることとなります。

次に、市税についてですけれども、今回の消費税の引き上げによって直接影響は受けるものではないんですが、平成26年度予算の市税に伸びを示しているのが個人市民税、固定資産税、軽自動車税であります。個人市民税については、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として平成26年度から35年度までの10年間に限り、市民税の均等割税額が500円引き上げられたためでございます。

次に、固定資産税については、専用住宅建築棟数が平成24年度から25年の9月まで増加したことによる家屋分の税額が伸びたためでございます。

それから、軽自動車税については、軽4輪乗用自家用車が平成24年度から25年度まで登録台数が伸びているために税額自体を増額させていただいたわけでございます。これは、固定資産税及び軽自動車税ともに、これは消費税引き上げ前の駆け込み需要と考えられることから、27年度以降の税収の落ち込みを心配しなければなりません。

このような状況を踏まえまして、当市新年度予算において市税総額については対前年度比1.7%増、金額にして8,445万9,000円の増、51億4,213万9,000円を予算計上しております。地方交付税、それから臨時財政対策債、それから地方消費税交付金、市税の総額では対前年度当初予算で1億101万円の減となっており、一般財源が非常に厳しい状況にございます。このような平成26年度当初予算における一般財源が、消費税が8%に引き上げられたものの厳しい状況にあることから、市の一般財源のみでの消費税の引き上げに伴う市独自の弱者支援策を講ずることは非常に難しい状況にはあります。

このような状況から、過疎対策事業債を活用した当市独自の取り組みといたしまして、消費税率引き上げに伴う新規住宅建築工事の反動減を緩和するとともに、人口増加や優良な住宅資産の増加を図るために、これまで下水道処理区域外における住宅の増改築に限っていた合併処理浄化槽設置の一部助成制度を新築住宅にも対象を拡大して当初予算

に150基分、7,500万円程度を予算計上しております。繰り返しになりますけども、新築住宅に対しての一部助成は現在五所川原市に住所を有する方に限りません。新たに五所川原市に住所を移し、お住まいいただけるのであれば対象として考えたいと考えております。

○三潟春樹議長 教育部長。

○岩崎明彦教育部長 当市が所蔵する美術品の保管場所及び展示場所にお答えいたします。

購入及び寄託、寄贈された美術品には、絵画、書、彫刻、工芸、オブジェなどがございます。これら美術品の保管場所は、立佞武多の館2階美術展示ギャラリーの収蔵庫であります。

なお、この一部の美術品につきましては、同館2階のギャラリー展示室で展示や市役所庁舎、公民館、図書館などの公共施設に展示するなど活用を図っております。

管理方法につきましては、取得方法、種別、作者名、作品名などの作品情報のほかに、所在などの移動や保管情報をデータベース化した美術収蔵品台帳により一括管理をしております。

なお、今後も市民共有の貴重な財産でありますので、美術品につきましては管理に万全を期してまいります。

次に、市浦分校の今後の方針についてお答えをいたします。金木高等学校市浦分校は、昭和28年に旧相内村が教育の充実と高等教育における地域の利便性を確保するために村独自で設置し、県教職員の派遣のもと運営されてきたのが始まりであります。合併後も市が設置者として運営をしております。

現在の生徒数は、年度募集40人で全校120人の定員に対し19名であり、16%という状況になってございます。県教育委員会からは、県立高等学校教育改革実施計画に沿った推進を図りたいとして、平成19年度に募集停止が打診されております。その際には、市としてはしばらく入学者の動向を見守りたいとして募集停止の延伸をお願いしてまいりました。その後も入学者が極めて少なく、平成23年9月には改めて募集停止について協議したい旨、打診がございました。

なお、この時点においても教育委員会としては、地域と密着した学校であることから地域の方々の御理解を得るための時間をいただきたいということで回答しております。

今後であります。これまで地域とともに歩んできた歴史的背景はあるものの、県教育委員会が既に市浦分校以外の分校の廃止を進めていることから、現状での存続はかなり厳しく、特に市浦分校の40人募集枠数が西北五地区の高等学校募集枠に少なからず影

響が及んでいることもまた現状であります。このことから、地元市浦地区の皆さんから御意見を伺うために、平成24年10月には説明会を開催しておりますが、地域の皆さんから厳しい状況は理解できるが、一年でも長く存続できるように努めてほしいとの御意見をいただいております。

県教育委員会との協議の中では、募集停止となっても在校生が卒業するまでは学校は運営されることは確認しておりますが、生徒数の確保をどう図るか、厳しい状況となっております。さらに、本年度に入ってから県教育委員会から強い要請がありましたが、今年度は創立60周年記念事業もあることから協議の場の設定は難しいなどとして理解をいただいたところであります。ただ、こうした協議の中にあっても新入生がないという事態となった場合には、県教育委員会としての判断が下されるものと受けとめております。いずれにいたしましても、本市としても大きな課題でありますので、地域の方々、市の関係部局、県教育委員会とも協議を重ねながら判断してまいりたいと考えております。

次に、市浦分校の学校運営についてお答えいたします。市浦分校では、生徒が卒業後も社会的、職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現できるよう力をつける、いわゆるキャリア教育の推進と充実を図る取り組みを行っております。内容は、ワープロ検定や介護福祉研修のほか、2年生が長期休暇中にインターンシップなどの体験を行うなど、進路への関心、意欲を高めるよう工夫をしながら学習意欲に結びつけていけるよう取り組んでおります。

また、個々の進路希望に合わせ、資格取得に向けた補習授業も行っており、家庭や関係機関とも連携しながら生徒個人意思を尊重し、希望する進路へ進めるよう学校運営を努めております。

以上であります。

○三潟春樹議長 総務部長。

○小田桐宏之総務部長 本市職員の平成24年度及び今年度の時間外勤務の状況についてお答えいたします。

平成24年度は、上下水道部を除く職員481名のうち、その約66%に当たる317名が時間外勤務をしております。1人当たりの1カ月平均は4.62時間となっており、時間外勤務の多い部署としては土木課、総務課、収納課、税務課、秘書課が挙げられます。

次に、今年度につきましては、4月から12月までの状況を申し上げますと、上下水道部を除く職員470名のうち、その約65%に当たる304名が時間外勤務をしております。1人当たりの1カ月平均は、24年度と同程度の4.74時間となっており、時間外勤務の多い

部署としましては総務課、収納課、土木課、秘書課、商工観光課が挙げられます。今後年度末及び新年度を控えまして、各部署においては業務の繁忙期を迎えることとなりますことから、今年度の時間外勤務については今後さらに増えていくものと想定されますので、その推移を注視してまいりたいと考えてございます。

次に、休職8件の内容についてでございます。平成24年度の休職8件の内訳について申し上げますと、全て私傷病であります。そのうち5件が精神的な病によるものとなっております。

以上でございます。

○三潟春樹議長 18番、阿部春市議員。

○18番 阿部春市議員 御答弁ありがとうございました。

まず、グルメ料理について、今ほど経済部長から早目に対応したいということでありますけれども、これ高速道路並みに時速80キロでぜひ対応していただきたいということを再度この場からお願いをしたいと思います。

次に、新年度予算の関係について、もう一点質問させていただきます。交付税の関係について。総務省は、複数の市町村が連携して地域活性化を図る、いわゆる定住自立圏構想に参加した自治体には交付金を大幅に増額するということを決定しております。これは、圏域でお互いに連携するという、そのことでいろんな事業がやれるという利点があるわけであります。当市としての対応はどのようになっているのか質問します。

それから、市長の政治姿勢についてでございますけれども、今総務部長から3点について報告がありました。まず、休暇の取得についてでありますけれども、これ県内他市と比べた場合どうかということなんです。

それから、時間外については先ほど答弁ありましたけれども、各課によって濃淡があります。いわゆる用務範囲の見直し検討が必要ではないのかと思うんですけれども、その辺どのように考えているのか再度質問します。例えば土木課の場合は、除排雪に対する時間外は、これはやむを得ないし、あるいは災害とかの対応というの、これもまたやむを得ない。あるいは、また選挙の関係で投開票が行われる、職員が時間外になった、これは必要なことなんで、この部分についてはいいんですけれども、それ以外の部分で一体どうなのか。多いところには用務範囲の見直しもしなければならないのじゃないか、こういう考えですので、質問します。

それから、再任用制度について、これ来月から実施します。前回の一般質問で稲葉議員も質問してありますけれども、来月スタートします。最終的にどのようになったのか。前の答弁だと19名というふうなことになっていましたけど、何か減ったというふうなこと

とも聞いていますし、最終的に職種、これがどういうふうなことで検討なされているのか質問します。

それから、人事交流について。これ市長言われるとおり、職員のスキルアップが必要だと思うんです。これから大きな課題は、交付税絡みの行財政改革、これも進めなければならぬ大きな課題だと思うんです。そのためには、やっぱり職員のスキルアップというのは、これ避けて通れないと思うんです。ぜひさっきの答弁で了解するわけですので、前に進めていただきたいなと、このことをお願いして再質問とします。

○三淵春樹議長 市長。

○平山誠敏市長 定住自立圏構想でございますが、定住自立圏構想は人口減少時代を迎える中、中心市と周辺市町村がみずからの意思で1対1の協定を締結することを積み重ねた結果として形成される圏域ごとに集約とネットワークの考え方のもと、互いに連携、協力することで圏域全体の活性化を図ることを目的とする国の政策であります。

総務省が示した定住自立圏構想推進要綱によれば、周辺にある市町村と地域全体に受ける人口定住のために連携しようとする中心市が、圏域として必要な機能の確保に関して中心的な役割を担う意思があることを明らかにするため、中心市宣言書を作成し、公表する必要があるとされております。また、中心市と周辺市町村が協定を締結し、中心市が同要綱に基づいて定住自立圏共生ビジョンを策定した場合には、一定の財源支援措置が受けられることとなっており、最近の報道等によりますと特別交付税措置として中心市は最大4,000万円から8,500万円に、周辺市町村は1,000万円から1,500万円に増額する方針が示されたものと認識しております。

当市を含めた当圏域の広域行政に関して申し上げますと、つがる西北五広域連合が進める自治体病院機能再編成、西北五環境整備事務組合が進めるごみ、し尿処理、五所川原地区消防事務組合による消防行政など、各圏域で広域的な課題の解決に向け連携し、事業を推進してきたところであります。また、これら一部事務組合等が進める建設事業等の財源につきましては過疎対策事業債などを活用し、地方債の返済金額の一部が普通交付税の基準財政需要額に算定される有利な財源を活用してきたところであります。このように当圏域では、広域的な行政事務組合を組織し、事務の共同処理や広域連合行政による連携体制のもと、事業を円滑に推進してまいりました。今後新たな広域的行政需要が発生した際には、本制度の活用も解決策の一つとして検討してまいりたいと考えております。

○三淵春樹議長 総務部長。

○小田桐宏之総務部長 初めに、職員の休暇の取得状況についてお答えしたいと思います。

職員の年次有給休暇につきましては、通常1年で20日付与されることとあわせて未使用分を翌年に限り繰り越すことにより、年間最大で40日の使用が可能となるものであります。その取得状況につきましては、平成24年1月から12月までの1年間で1人当たり平均13.2日を取得しておりまして、繰り越し分を含めた職員全体の総付与日数に対する消化率は34.5%となっております。平成25年につきましては、1人当たり平均13.1日を取得しておりまして、消化率は34.3%となっております。

次に、県内の年次有給休暇の取得状況についてでございますが、平成24年の年間1人当たりの平均取得日数は、県内の他市について申し上げますと、青森市が11.1日、弘前市が8.0日です。八戸市が10.8日、黒石市が12.4日、十和田市が12.9日、三沢市が8.8日、むつ市が10.1日、つがる市が14.7日、平川市が9.0日となっております。また、県職員が10.9日となっているほか、全国市町村の平均は平成23年で10.2日となっております。

次に、時間外勤務の多い部署について配置人員の見直しを検討する必要があるのではないかといった御質問でございます。人事異動に際しましては、これまでも各所属長と人事配置についてヒアリングを行っているほか、各職員に異動の希望等を記入させる自己申告書を提出させているなど職務の内容の把握を行いながら、職員個々の職務が過重な負担とならないよう人員配置、異動を行っております。今後におきましても、適材適所、適正な人員配置に努めて組織の活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、再任用の職種の内容についてでございます。今年度の定年退職予定者の主な職種につきましては、要綱の中で定めておりまして、窓口業務、相談業務、それから学校給食調理員、学校用務員などを想定しております。現在の状況としましては、平成26年4月1日の任用に向けまして、既に再任用を希望する退職予定者と個別に面接を行いまして、その結果17名の方に対しまして再任用決定の内定をしているところであります。今後は、一般の職員とあわせて配属先の内示を行う予定となっております。

○三潟春樹議長 18番、阿部春市議員。

○18番 阿部春市議員 答弁漏れだと思っんですけども、県の公務災害認定基準、これに該当する人は五所川原の職員ではないということで確認してよろしいんですか、そのことだけ、1点だけ確認して私の質問を終わります。

○三潟春樹議長 総務部長。

○小田桐宏之総務部長 該当する職員はないと確認してございます。

○三潟春樹議長 以上をもって阿部春市議員の質問を終了いたします。

次に、20番、加藤磐議員の質問を許可いたします。

○20番 加藤 磐議員 一登壇一

加藤磐でございます。合併10周年を迎える節目の今議会で質問の機会をいただき、まことにありがたくお礼申し上げます。それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

最初は、金木地区中心街の町並みづくりについてでございます。内容に入ります前に御紹介したいと思います。一昨年、平成24年3月17日付、日本経済新聞のN I K K E I プラス1、何でもランキング、訪ねてみたい文人ゆかりの地という記事が発表されました。選者は、大手交通公社の幹部職員を初め、写真家、あるいはツーリスト、名立たる13名の方と1団体がそれぞれ日本国内全般を見て点数をつけたわけでありまして。その結果、太宰治と我が青森五所川原が990ポイントで堂々の1位でございました。講評を紹介させていただきます。「1位の五所川原市と2位の花巻市は、太宰治と宮沢賢治という今も新しい読者を獲得し続ける東北を代表する作家の出生地だ。2人とも熱心なファンが多く、人となりや作品に大きな影響を与えた故郷を訪ねる人が後を絶たない。太宰は繊細な感性と人間の弱さが漂う作風が、時代を超えて悩み多き若者世代の共感を呼ぶ」。あるいは、個別の評論では「太宰の含羞と誇りの原点が垣間見える」、あるいは「桜が咲く時期などは、周辺でのどかな津軽地方の雰囲気も味わえる」。繰り返しますが、訪ねてみたい文人ゆかりの地で我が五所川原市がトップで掲載されたのが一昨年でございました。そして、昨年度、隣の西沢旅館が市の決断により購入されました。

本題でございますが、このような高い評価を全国版で言えるようになったのもNPO法人かなぎ元気倶楽部を初めとする関係者の皆さんの努力、そしてまた青森県の大きな後押しがあったたまものでありますが、何よりも町村の合併がその基盤をなしていること確信いたします。五所川原市、金木町、市浦村の合併なくしてこのベストワンはなかったと痛感しております。

さて、先ほど述べましたように当市では西沢家を取得いたしました。その地続きである金木総合支所の建て替えも予定されており、また支所の隣には老朽化、あるいは使用されなくなった保健センター、旧水道事業所、車庫、そしてまた商工会館等もでございます。人口の減少、流出にのみ目をとられることなく、人を呼び込み、人が行って歩いてみたい場所、そしてそのことが住民、地域に自信と誇りを持てる、そのような空間をつくるための整備が合併10周年を転機として必要と考えております。

平山市長におかれましては、続投の意欲をさきの12月議会で表明されました。この地域、空間を統合的に、一体的に再生あるいは創建することは、この地域にとって最も肝要なことだと思っております。そこで、平山市長の力強い御見解を伺うものでございます。よろしく願いいたします。

次に、芦野公園及び動物園の整備についてお尋ねいたします。これもNIKKEIプラス1、今年の2月22日発行でございますが、何でもランキング、お花見を楽しむ鉄道や船ということで発表されました。その中で、津軽鉄道は6位にランクづけられています。5位までは写真が入っておりますが、6位、津軽鉄道、写真掲載しておりませんので、悔しいのでこの評論については述べません。

そこで、園内の整備、特に老朽化したつり橋、これは鉄製でございますが、つり橋、浮き橋等が著しく老朽化しております。この修復、あるいはほかのもので代替するか、担当者の市の考え方をお尋ねいたします。

それから、公園の中に動物園がございますが、この動物園はもはや動物園の名を体しない廃止直前の状態にあるわけでありまして、今こそ身近な動物が子供たちの目に触れ、そして手に触れることができるような形にしていきたい、こう思います。このことについてお尋ねします。

次に、園内樹木の整備でございますが、動物園の周辺にありますドイツウヒも大木になっておりますために、動物園の中に日が差し込むことはなく、その結果動物園内の道路、歩道もいつも湿っていて滑ると、そういうふうにもなっております。先般松野さんの主催されている団体で慶応大の米田雅子教授の講演を聞く機会に接しましたが、その中で強調されていることは、樹木は植えっ放しでは命がなくなる。絶えず50年、60年、その生息状況によって間伐、もしくは使用していかなければ肝心の二酸化炭素の吸収も量が少なくなっていく。つまり日当たりをよくし、風通しをよくする。そういうことから、先ほど申し上げました動物園内のドイツウヒは思い切って伐採するのが必要ではないか。あるいは、シラカバの集団もございますが、非常に生育が早い木でありますけども、木質がやわらかいために根元にアメリカシロヒトリだと思っておりますが、穴が随分あいているのが見受けられます。そうしますと、風等によりまして倒れる危険もあるかと思っております。そういうことで、担当の方の考え方をお聞きしたいと思っております。

それから、次の総合病院でございます。2月26日、これは社名を挙げてもいいんだか。よくわかりませんので、地元紙の一番世話になっている新聞の社説、つがる総合病院について住民の負担解消に努める、極めてもっともな話であり、重い責任を感じております。何事も新しく踏み出すときは、太宰流に言いますと大いなる期待と不安の両方があるわけでございます。しかし、この場ではこの不安解消に努めよ、これを心に置きながらお聞きしてまいりたいと思っております。

最初に、診療科目は幾つになるのか。そして、そのスタッフ人員、この医師の数については、昨日会派代表の伊藤議員の質問に答える形で38名で始まるということがござい

ましたけども、この内訳。各科の、特に内科、消化器系を中心とした内科の先生、あるいは呼吸、循環を中心とした科の先生、そしてまた新たにこのたび開院されます口腔外科、そしてつい先ごろまで医師確保が極めて難しいと言われております小児科、婦人科の医師、このようなことについてお知らせ願いたいと思います。そして、また医師の技術を発揮するにも機械が必要なわけでありますから、この開院に当たり導入されます最新の機器についてお尋ねいたします。

その次に、かなぎ病院はつがる総合病院のサテライト病院の位置づけにあるわけですが、このサテライトの担うべき医療とは何か。そして、またそのかなぎ病院が役割を果たすためにはスタッフと医療機器の充実が必要と考えておりますが、その内容はどうかでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○三潟春樹議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 加藤磐議員の御質問にお答えいたします。

新市建設計画において、金木地区の整備方針として斜陽館や津軽三味線会館、芦野公園などは年間を通して観光客が見込まれることから、引き続き周辺環境や関連施設の整備を進め、公共施設の立地や商業の集積が進んでいることを生かし、市の副次的な都市的なサービス拠点として重点的な整備を進めることとしております。

また、五所川原市総合計画基本構想においては、本市は津軽三味線発祥の地であり、作家太宰治の生家、斜陽館、十三湊遺跡群、五所川原立佞武多といった歴史文化資源に恵まれており、これらは誇りを持って継承していくべきものと位置づけております。これらの方針に基づき、市では斜陽館を初めとする観光施設を中心に、福祉施設や公園の整備など金木地域における事業を展開してまいりました。

今後は、金木総合支所周辺地域において、さらなる観光振興と地域住民の日常生活の利便性を確保するため、既存の都市機能の維持継続を図りながら、商業、業務活動の活性化を促進するため、予定されている総合支所建て替えに合わせ、周辺整備の具体的な方向性について検討していくこととしております。

市町村合併から早いもので10年を迎えようとしておりますが、五所川原、金木、市浦の3地域がそれぞれの個性を生かしつつ、地域全体の発展のために引き続き努めてまいり所存であります。

よろしく願いします。

○三潟春樹議長 教育部長。

○岩崎明彦教育部長 御質問の中に西沢旅館ということがございましたので、旧西沢家住宅の今後の整備方針についてお答えをいたします。

登録有形文化財建造物、旧西沢家住宅は、太宰治記念館「斜陽館」の隣接地にあり、往時の姿をとどめる貴重な建造物として、市ではその保存と活用を図ることを目的に昨年度購入しております。当委員会では、今年度から活用方法を検討するに当たり、広く地域の方々の御意見を反映させるべく旧西沢家保存活用計画検討会議を設置するなど、保存の方法や活用に向けた計画書の策定作業を進めているところでございます。

旧西沢家住宅は、文化財として貴重な施設であることはもちろんのこと、金木中心地区にあり、観光集客施設として、また地域活性化施設として位置づけることができることから、観光客の休憩スペース、小規模なイベントスペースといった活用形態も視野に入れながら検討をしております。旧西沢家住宅主屋の整備につきましては、今年度実施いたしました耐震診断に基づき、補強や修復手法の検討を重ね、公開に向けては敷地全体での活用を基本としながら、敷地内にある新住宅は解体することでスペースを確保し、蔵につきましては建物を生かした利活用を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○三瀨春樹議長 建設部長。

○菊池 司建設部長 芦野公園動物園につきまして、身近な動物や子供たちが触れることのできる動物を増やしたらどうかとの御質問についてお答えいたします。

芦野公園の動物園では、現在ヒグマ、猿、ウサギ、ヤギ、烏骨鶏や金鶏烏などの鳥類を飼育展示しております。近年、世界的な鳥インフルエンザや口蹄疫などの流行により、県からその対策として衛生面の強化や隔離監視などが求められております。その一環として、烏骨鶏などの鶏舎の網目も従来より細かい1.6ミリに張りかえたところでございます。

さて、身近な動物を導入ということで、金木地区の山野に生息するキジやタヌキなどが想定されますが、これらは鳥獣保護法により捕獲等が禁止されてございます。また、芦野公園には保育園児等が多数遠足で訪れるため、子供たちが動物と触れ合える場を設けてはどうかという御提案につきましては、動物の衛生状態を絶えず管理、監督する獣医師や子供に危害を及ぼさない接し方などの正しい知識を持った人材の確保が必要となるため、現在ではそのような場を設けてございません。

施設の老朽化が周囲の景観に悪影響を及ぼしているとの指摘があることから、訪れる人が安全かつ安心して楽しめるよう、展示内容に沿った施設の改修を今後も進めてまいります。

次に、芦野公園、園内の樹木が高過ぎるので剪定をすべきではないかとの御質問についてお答えいたします。芦野公園の園内の樹木、特にドイツトウヒ、シラカバ等は、植樹以降間伐等の作業を行ってこなかったことから、樹高が高くなるに従い、その間隔も狭くなっております。さらに、樹高が高くなると日光を遮るため、どうしても樹下が湿りがちになるとともに、やや薄暗い印象を来訪者に与えます。また、現在行っている害虫防除や人力による剪定作業にも支障を来してございます。このことから、今後高所作業車を使用し、計画的かつ効率的な剪定作業を実施してまいります。よろしくお願いたします。

それから、もう一点ですが、芦野公園内の老朽化したつり橋及び浮き橋の現状に対する認識と今後の対処についてお答えいたします。桜松橋は、昭和55年の竣工以来30年以上経過しておりまして、老朽化が各所に見られ、訪れる多くの方からさまざま御指摘をいただいております。

そこで、平成23年度に桜松橋の大規模な補修をすべく調査を行ったところ、補修額が多額に及ぶため、現在は補修工法や内容の見直しを検討しているところでございます。また、芦野夢の浮き橋も15年以上経過してフロート部分の不具合などにより、一部橋桁が若干傾いた状態になっております。浮き橋という特殊構造から、補修が可能な業者も限られるとともに補修額も多額になると考えられます。このことから、今後桜松橋や浮き橋の補修の実施に向けて、木橋等に架け替えた場合も含め、より経済的な補修方法を検討してまいりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

○三潟春樹議長 民生部長。

○高橋勇公民生部長 それでは、つがる総合病院に関連する御質問にお答えいたします。

まず、つがる総合病院の診療科目とスタッフの人員配置、そして整備される高度医療機器はどうなるのかという内容の御質問でございます。つがる総合病院は、西北五医療圏域における病院機能再編成において、急性期、高度専門医療を提供する中核病院となることから、西北中央病院を母体とし、移行することとされ、診療の専門分野については西北病院とほぼ同様となりますが、これまで第1内科、外科等と標榜してきた診療科を内科、外科の診療分野について、厚生労働省令で定めるところによるものとの組み合わせで標榜することにより、診療を行う専門分野区分をより明確にしております。

このことにより、旧第1内科は消化器内科、血液内科及び膠原病内科に、旧第2内科は循環器内科、呼吸器内科及び腎臓内科に、旧第3内科は内分泌内科、糖尿病内科及び代謝内科に、外科については一般外科、内視鏡外科、心血管外科、呼吸器外科、乳腺外科に、また小児外科、消化器外科を標榜し、産婦人科は産科婦人科とし、神経内科、形

成外科、整形外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、脳神経外科、麻酔科、リウマチ科、精神科は従来の科目どおりとし、新たに歯科口腔外科が新設となります。

なお、新設される口腔外科は、歯及び歯周組織の疾病について、口の粘膜、顎の骨や関節に起こるさまざまな病気を扱うこととなります。

次に、人員の配置については、26年度当初の見込み数で医師については、これは主たる医師ということですが、第1内科で6名、第2内科で4名、第3内科で2名、小児科4名、産科婦人科3名、それに外科が7名、さらに今申し上げました歯科口腔外科医が加わります。

次に、看護職については1病棟増分の50名増の314名、医療技術14名増の81名、事務職員等を含めた全職員数では68名増の458名となる見込みと聞いております。

また、つがる総合病院に新たに整備される高度医療機器の主なるものとしたしましては、国内最新である320列のCT、コンピューター断層撮影装置、そしてより高画質で短時間に全身を撮影できる3.0テスラのMRIのほか、血管造影撮影装置2台、これは循環器内科、脳神経外科用として整備してございます。

次に、かなぎ病院はつがる総合病院のサテライト病院の位置づけにあるが、かなぎ病院の担うべき医療は何かという御質問でございます。御承知のとおり西北五医療圏域における自治体病院再編は、圏域の自治体病院の医療機能を急性期、高度専門医療を提供する中核病院と、初期医療を中心に地域住民の医療ニーズに対応する病院として、診療所のサテライト医療機関に機能を再編し、互いの緊密な連携により圏域全体で医療を提供するものです。

このことから、かなぎ病院については救急を含めた地域住民に対する初期医療を提供するとともに、中核病院であるつがる総合病院の後方支援病院として、回復期リハビリテーション機能の整備を図ることとしておりますが、当該機能の整備には施設基準上、医師やリハビリスタッフを確保することから、現在は一般病床60床、療養病床40床の計100床としており、回復期リハビリテーション機能については、収益性と病院全体の医療提供体制との整合を図りながら、引き続き医師等必要なスタッフの確保に努めていくと聞いております。

また、高度専門医療の必要な患者を総合病院に紹介したり、急性期後の患者の入院医療を担うには連立医療機関との医療連携が肝要となりますが、このことについては診療情報の共有化を図るため、連立医療機関において電子カルテ及び地域連携システムが整備済みとのことであり、各連立医療機関地域連携室の担当者会議を保ちながら円

滑なシステムの運用と病院間連携に努めているとのことでもあります。

次に、最後です、かなぎ病院が役割を果たすためには、必要な医療機器の充実が必要と考えるが、その充実策についての御質問でございます。かなぎ病院は、西北五圏域、特に北五方面のサテライト病院として、地域住民に対する初期医療、急性期後の入院医療を提供するとされ、内科、外科の主要診療科に常勤医を置くほか、小児科、整形外科、婦人科、眼科、皮膚科の外来診療を行い、リハビリ部門を持っております。このことを勘案すれば、現行備えている内視鏡装置、超音波診断装置、CT、コンピューター断層撮影装置等の高度医療機器を維持、更新していく必要があり、今年度は国民健康保険調整交付金、直営診療施設整備分を活用して、多項目自動血球分析装置を更新したところであり、来年度はCT撮影装置、心電図検査装置等の医療機器の更新を予定していると聞いております。

以上でございます。

○三潟春樹議長 20番、加藤磐議員。

○20番 加藤 磐議員 それでは、再質問いたします。

第1の金木地区中心街の町並みづくりにつきましては、市長の選挙、6月に予定されておりますけども、それまでにぜひまたきょうの御答弁から1歩でも2歩でも踏み込めるよう検討を続けていただきたいと思っております。

2番目の芦野公園及び動物園の整備でございますが、丁重な御答弁をいただきましたけども、1つ自分で言い忘れたことがございますので、改めて要望いたします。実は、動物園の横に梅の木が多数あるわけですけども、この梅の木は非常に実がよくなる梅なんです。ところが、なった後、黒い斑点が全部漏れなくつきまして、そして落ちてしまう。当初は、町民でも拾っていたり、自由でございましたからあれですけども、どうしても、どう使うにしてもよくない。どうもこれは、梅の実がよくなる割には花が少ないんです。この公園に食用の梅を植えた金木町の負の遺産であるんですけども、これを、思い切ってその梅の木を伐採してしまったらどうかと。そこ、桜祭りのイベントなんかがありますときに、その周辺には売店が縄を張る、そしてそこで買ったものを梅の木の下の原っぱで家族がいわゆるごぎを敷いて観桜会やる場所なんです。ところが、その梅の木が、非常に樹高が逆に低くて、そこに行った利用したいと思う人の顔に当たりやすい場所にある。だから、あれを全部伐採したほうが良いと私は思います。専門家に聞きますと、それは豊後梅、実をとるための梅で、それを健全に食用に資するためには冬期間、雪のあるうちに消毒からしていかなきゃならん、そういう非常に手間のかかることであります。逆にそれを伐採してしまうと、そこが非常に広い原っぱになり、さっき申

し上げましたように座敷をとることができる、そういうこともぜひ検討いただきたいと思います。

それから、病院でございませう。今お話を伺って、特に心強く思いましたのは小児科、産科、あるいは第1内科6人、第2内科4人、これは非常に今の医師不足の中では極めてこの病院が期待されているあかしだと思ひます。皆さん御存じのように青森市民病院で呼吸器のお医者さんが退職と申しますか、4月から診療が不可能になりました。それは、記事によれば2名でございませう。この急性期にかかわるものは、24時間開設しなければならぬわけでありませうから、2名では対応が不可能と。少なくとも3名。ところが、この4名、6名というのは非常にこの病院に対する期待が大きい。この1点をもつてしても、この期待に応えるべく担当の方たちには頑張つていただきたい。

それと、導入された機器についても、今までは申し込み、CTにしてもMRIにしても申し込んでから実際に診断してもらうには1カ月余りかかっていると。この導入で非常に早く診断、そして医療行為が早くできる。かなぎのサテライトに至つては、今までCTはありましたが、その診断が10日から2週間かかる。かかったのが現状であります。つまり機械があつて状態がわかつて、その解析するまで日にちがかかっているわけでありませうから、その写したままの状態では治療待ち、的確な治療ができない、そういう現状でございませう。今回サテライトになったのを契機に、新しいものが入り、そして早い治療行為ができること。

そこで、担当者にお聞きしますが、かなぎのサテライト及び中央病院で診察を受けても同じような時間で治療行為に入れるということ、これは最後にお答えいただければありがたい。その前に、かなぎの例えはりハビリ機能でございませうが、りハビリの今現在、かなぎではりハビリが療法士1名だったわけでありませう。この議会でも取り上げた記憶がございませうが、丸坊主にされたとかなんとかということ、非常にごちゃごちゃして、そしてその結果1名だと。このりハビリというのは、総合病院で治療を受けた人の自宅に帰るまでの必須の通過しなげならぬ時期でございませう。この1名もしくは2名の作業員で土曜日、いわゆる療法士さんも勤務者でございませうから、当然土曜、日曜、祝日、そういうものは保障されねばなりません。そうでなければ体がもちませう。しかし、りハビリが今必要とされている方には、祝日はないわけでありませう。つまりその作業士さんの都合に合わせて療法ができない日が出てくると、これでは非常に回復が遅い。りハビリは早ければ早いほど、絶えることなく続けていかなければ、行く行くはその患者の退院した後の生活の質につながるわけでありませう。そういう点で、このスタッフ、とりわけりハビリの分野で、ぜひこれを増員することを喫緊の課題とし

ていただきたいと思います。

最後に、大いなる不安と期待、両方を持ってお世話になりたいと思っています。とりわけこれは、社説さんとはまたちょっと違うんですけども、もちろん誰のための病院、医療かということは住民のものであります。しかし、それと同時にそこに働く人たちが生きがいと誇りを持って勤務していける職場になることもあわせて心から願っております。

以上であります。

○三潟春樹議長 建設部長。

○菊池 司建設部長 芦野公園内の梅の木 of 措置についてお答えいたします。

園内の開閉式テント横の敷地に梅の木が約30本ほど植えられております。かつて梅干しの特産化を目指して植えられたものと聞いておりますが、黒星病や灰星病などの病気に長年罹病した結果、木の栄養状態も悪くなっております。当地は、遠足や祭りの際にはお弁当を広げてくつろぐ光景がたびたび見られることから、今後梅の木を伐採し、市民等が広く使える場所にしてまいりたいと考えますので、よろしくお願い申し上げます。

○三潟春樹議長 民生部長。

○高橋勇公民生部長 かなぎ病院の場合、CTなどの画像診断に日数を要して患者さんに御不便をおかけしているということで、広域連合立の病院となった場合は、その中核病院と同等にスピーディーに対応できないかとの内容の御質問でございます。

これは、議員御指摘のように、かなぎ病院では専門の放射線科医がおりませんので、約7割を弘前市にある常勤放射線科医のいる病院へ画像フィルムを持参し、読影依頼をしていたため画像診断に時間を要し、患者さんに御不便をおかけしていたということでございます。これを解消するために、平成24年12月に広域連合立医療機関との間でネットワークを構築し、デジタル画像データ伝送による遠隔画像システムを医療設備整備事業費補助金を活用して整備、稼働しているということでございます。よって、現在では翌日、または翌々日には結果の説明ができるということで、業務の効率化や患者様への利便性向上が図られているということでございます。

それから、かなぎ病院のリハビリテーションについては、4月からつがる総合病院より理学療法士と作業療法士1名派遣すると、増員するということになっておりますので、御理解願いたいと存じます。

○三潟春樹議長 20番、加藤磐議員。

○20番 加藤 磐議員 実は、質問の通告して以来、聞き取りの中で担当の方にもお話を聞かせていただいたわけですけども、民間の医師と、この中央病院が単に手伝いとかそ

うということじゃなくて、本当の意味で連携していただきたい。それは、例えばこの前まで西北にいらした眼科の先生で、非常に高度な手術技術を有している方が開業されることによって退任される。そういうふうになりますと、この地区というのは非常に有名な先生にはそろそろとみんなついていく。そして、結果的にはいかに開業医といえどもあつぱあつぱすると、そういうことも懸念されます。そういうことですので、この際総合病院、高度な手術を要する場合は総合病院の中で機器を使ってやっていただく。そして、診療報酬は総合病院に入れていただいて、そしてその報酬は別途やると、そういうふうには、たまたまその先生の例を述べましたけども、市内に開院されている先生方、そういう技術と設備と交互に新たに組んでいける、提携できる、そういう形を連合でもぜひ御検討いただきたいと要望いたします。

以上であります。ありがとうございました。

○三潟春樹議長 以上をもって加藤馨議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11時48分 休憩

午後 1時04分 再開

○三潟春樹議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

5番、山田和宗議員の質問を許可いたします。5番、山田和宗議員。

○5番 山田和宗議員 一登壇一

至誠公明会の山田和宗でございます。平成26年第2回定例会に当たり、農業振興についてと新学校給食センター建設事業について、通告に従い一般質問をさせていただきます。

近年私どもを取り巻く社会情勢は、TPP問題を含め、雇用、景気、教育問題など課題が山積している状況にあります。こういう状況下において、本市の基幹産業である農業に対する政策が大幅に転換されることとなりました。特に米の生産調整については、廃止との文字はありませんが、5年をめどに行政による生産数量目標の配分に頼らなくても国が策定する需給見通しなどを踏まえつつ、生産者や出荷業者団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政、生産者団体、現場が一体となって取り組むとあり、5年後には生産者団体などが主体的に取り組むことになるものがあります。農業が元気でなければ本市の経済は循環しません。農業振興、そして農業所得向上に関し、なかなかこれといった施策を打ち出せずに農業所得が減少している現状

を何とかこの農政の大転換によって、本市の農業振興、そして農業所得向上に結びつけていければと願っているものでございます。

さて、本市の農業振興において、その独自性を考えるに赤～いりんごが挙げられます。

そこで、第1点目の質問ですが、これまで数回にわたり質問をしてきました赤～いりんごの品種、御所川原についてであります。これまでの取り組みと問題点、そして今後の方向性と取り組みについて御答弁をお願いいたします。新品種ができたということでもありますので、旧品種についてまとめということで質問をさせていただきます。

2点目は、新品種、栄紅についてであります。種苗登録の時期、農家への供給時期、供給量、市場への出荷時期について御答弁をお願いいたします。

3点目として、市として苗木の供給方法や販売を含めた取り組み方やかわり方について、どのような方向で考えているのか御答弁願います。

4点目は、野菜振興策についてであります。平成23年第7回定例会において、本市の野菜出荷額や生産量について御答弁いただきましたが、当時からどのように変化しているのか、また市としてどのような野菜振興策を行っているのか御答弁願います。

次に、新給食センター建設事業についてお尋ねをいたします。これまで学校給食センターの移転、新築計画につきましては、多くの議員の方々から一般質問がございました。これに対し、教育委員会からは、その現状と今後の整備に向けた考え方をそれぞれ御答弁いただき、新しくは昨年6月議会において用地の取得に関する議案が提案されるなど、ようやく具体的な動きを見ることができ、大変うれしく感じているところでございます。既に実施計画も着手され、本定例会には事業費、予算も計上されております。ここで改めて質問させていただきますが、新給食センターの位置づけ、現状の進捗状況、施設の規模、そして施設の内容と特徴、災害時の機能について御答弁をお願いいたします。

また、これまで課題とされてきました食器の問題や地産地消へ向けた取り組み、さらには食物アレルギー児童への給食の提供などといった課題に対しては、これまでの状況を踏まえ、新たな取り組みも大いに期待するところであります。具体的な取り組み内容がございましたら、ぜひとも御答弁をお願いいたします。

以上で壇上からの1回目の質問とさせていただきます、理事者側の誠意ある答弁をお願いいたします。

○三瀨春樹議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 ただいまの山田和宗議員御質問の栄紅への市としてのかかわり方についてお答えいたします。

市では、今後の6次産業化への可能性を検証する目的で、平成24年度から五所川原市6次産業化推進協議会を設立して現在に至っております。協議会では、栄紅を用いた新しい試みの提案として、生産者、加工団体、商社などを会員としたクラブ制の組織を立ち上げ、栄紅のブランド化による高付加価値を目指すとともに、ITを活用した顧客個人と直接的なコミュニケーションをとるダイレクトマーケティング手法を用いた販売戦略を検討しております。また、市の農産物や加工品も商品として取り扱う計画もあり、生産者や加工団体の所得向上が見込まれることから、市としても地域活性化事業として将来の農業、林業、水産業において次世代の地域雇用の受け皿を構築し、また特産品開発による地域の魅力拡大を図ることを目的に、2つの赤～いりんごを活用した新・地域再生マネージャー事業を実施し、6次産業化推進協議会との連携を図りながら、その支援を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○三潟春樹議長 経済部長。

○島谷 淳経済部長 赤～いりんご御所川原についてお答えいたします。

赤～いりんご御所川原は、平成3年度にサントリーへのワイン製造委託を初め、平成5年度からは長橋加工センターにおいてジャムの加工、生産の取り組み、平成12年度から梅沢りんごジュース生産組合によるジュースの生産が行われてきたところであります。また、平成15年度からはりんご生産農家へ御所川原の苗木無償配布を行い、作付拡大を図り、その生産量が増大するとともに地域の加工業者によるさまざまな加工品が開発され、販売されるようになりました。市では、平成24年度、五所川原地域ブランド推進協会を立ち上げまして、同年赤～いりんご関連ブランドとして赤～いりんごジュースゆめひみこなど5商品、翌25年度には立佞武多赤～いりんごどら焼きなど3商品を五所川原地域ブランドとして認定し、その販路拡大に向けた活動支援や認定ブランドマーク張りつけなどのPR支援を実施しているところであります。新たな販路など徐々にその成果が出てきているものの、まだまだ市内の加工組織は規模が小さく、経営基盤も弱いのが現状であります。今後とも生産者及び加工組織の育成に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、栄紅についてお答えいたします。新品種の赤～いりんご栄紅は、平成25年6月に種苗法に基づく品種登録を出願したところであります。平成26年度から事前の準備として農業センターにおいて年間2,000本の苗木を生産し、平成27年度から作付を希望する生産者への有償配布を予定しております。

なお、種苗登録後は、苗木の生産について専門業者への委託を検討するとともに、果

実の市場出荷が可能になるまでの間は新品種としての栄紅の情報発信、PR等、県と連携を図りながらその取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、野菜振興の振興策についてお答えいたします。平成23年第7回定例会においてお答えしました平成20年度から平成22年度の販売量と販売額の平均と平成25年度の実績を対比いたしますと、トマト、バレイショ、ナガイモ、キヌサヤ、ニンニクは、春先の霜や夏場の長雨などの要因により減少したものの、つくね芋は販売額で、またキュウリ、インゲン、ネギ、スイカなどは販売量及び販売額ともに増加している状況であります。現在当市の野菜指定産地として指定されている品目にトマト、バレイショがございます。指定された作物は、野菜価格安定事業に参加できることから、取引価格の下落時の補填が受けられるなど、生産者が安心して取り組むことができるというメリットがあります。今後作付が拡大する作物としてネギ、キュウリなどが挙げられますので、これらの作物も平成27年度の指定に向け取り組みを進め、さらなる野菜振興を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○三潟春樹議長 教育部長。

○岩崎明彦教育部長 学校給食センター建設事業についてお答えいたします。

給食センター移転、新築事業につきましては、これまで同様に学校生活の中でバランスのとれた食事を提供することで望ましい食生活を形成するとともに、食事の準備や片づけなどをみんなでもに行うことにより、思いやりや感謝の気持ちを養い、教師と児童生徒、児童生徒相互間の好ましい人間関係を深めるなど、児童生徒の心身の健全な発達を図るための重要な教育と捉えておりまして、これを目標に施設の整備計画を進めているところでございます。

新学校給食センターは、建設用地を市内金山地区の青森テクノポリスハイテク工業団地内に確保し、現在26年度着工に向けて地質調査を1月に終え、実施設計の最終段階に入っております。施設は4,500食の調理を可能とするセンターとし、用地面積1万8,366.94平方メートルの敷地内に鉄骨づくり2階建てで、延べ床面積は4,300平方メートルほどと見込んでおり、新たな設備としては炊飯設備と食物アレルギーに対応するための特別調理室を加えた施設となります。工事期間は、着工から完成まで18カ月程度と見込んでおります。

また、新施設の主な特徴であります。食物アレルギー対応食は微量混入など細心の注意が必要となりますので、特別調理室を2階に設置いたしました。

さらに、平常時は学校給食センターとして活用しますが、災害発生時等においては炊

き出し施設として附帯的に使用することも想定されますので、調理のための燃料につきましても検討を重ね、そうした非常時においても市内からの供給が容易であろうと思われる灯油とLPガスの2種類を使用することといたしました。また、電力については太陽光パネルによる発電により、事務室、会議室、特別調理室、見学通路等の電力を賄い、停電時に肉や野菜の冷蔵、冷凍庫へも対応が必要となりますので、非常用発電機も設置をいたします。

また、食育の一環として調理過程を見学できるコースも設けております。子供たちの食にかかわる教育研修や食の学び場としての機能を加えながら、いわゆる見学、食の学び、災害時の炊き出しのこの3つを附帯機能の中心として位置づけております。

次に、これまで指摘の多かった食器類についてであります。給食に適した食器と食物アレルギー対応食を入れる食器も新たに購入をいたします。

なお、食器、食缶の新規購入に伴いまして収納配送用のコンテナも容量が変わってまいりますので、新たに購入をいたします。

次に、地産地消への取り組みであります。米飯給食の回数を増やして地元産の米消費を図ってまいります。米飯給食の回数が増えることで、和食を中心とした給食の回数も増えますので、揚げ物の料理や加工品、冷凍食品の使用回数を減らして地元産の旬の野菜のほか、豆腐やみそなどを多く取り入れられる献立を考えながら、バランスのとれた安心して食べられる米飯給食を提供いたします。

次に、食物アレルギーのある児童生徒への対応であります。特別調理室を2階に配置したことで、一般給食と完全に隔離して安全、衛生的な作業動線を確保しております。既に本年度から県立病院の小児科の医師を講師に招き、学校長を初め養護教諭、担当の先生方を対象に研修会を開催しております。今後もこうした研修会を継続しながら協議を重ね対応してまいります。

以上が新給食センターの概要であります。今後もいろいろな諸問題に対しましては、先進事例を参考にしながら進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○三潟春樹議長 5番、山田和宗議員。

○5番 山田和宗議員 御答弁ありがとうございました。

赤～いりんご御所川原につきましては、市においてさまざまな取り組みをしていただき、生産者も非常に感謝していることと思います。どうぞ今後とも生産者の所得向上に向け、努力していただきたいと思っております。

ただいま本市の野菜出荷額や生産量、そして野菜振興策を御答弁いただきました。本市の農業は、言うまでもなく米づくりが主体であります。TPP交渉や政策の転換によ

って行き先が不透明な現状であり、特に米単作で農業を行っている方々からは不安の声が聞こえております。

本市の農業生産額については、米だけでなくりんご、花卉、野菜など米以外にも誇れる農産物がございます。腰の強い農業経営を推し進めていくためには、リスク回避のための複合経営が有効であるとよく耳にいたします。国の政策では、飼料米や加工米に交付金を出す方向になってきております。個人的な見解ということになります。農家所得向上のためには国の政策がどのような方向に向かおうとも、転作作物として野菜や花卉との複合経営や6次産業化が必要だと思っております。

そこで、再質問であります。市としてこのような現状を鑑みて、所得向上に向けてどのような取り組みをしていくのか、その辺について御答弁願います。

次に、野菜振興とも関連が多いにあるつくね芋についてであります。ごしょつがる農協が出荷している業者からは、現在の約10倍の出荷量が欲しいと言われているようでございます。旧五所川原地区においては、転作奨励作物として14年前から作付振興が図られ、本市の農業センターからは毎年ウイルスフリー種芋が農家に供給されているようであります。生産者からは、このウイルスフリーの種芋の供給がなければ、四、五年後に産地は消滅するだろうと伺っております。このウイルスフリー種芋の供給は、非常に重要な政策であると思っております。現状では、農業センターから販売された種芋を2年かけ自家増産し、3年目に市場出荷しているようであります。これは、生産者からの声であります。ウイルスフリー種芋の増産が図れば出荷時期の短縮を図ることができ、ひいては生産者の所得向上につながるということでありました。旧五所川原地区の振興作物であります。価格も安定しており、手間も余りかからない作物だということですが、ここ数年生産量は横ばい状態でありますので、ぜひ増産を図ってほしいと思っております。この辺についても御答弁をお願いいたします。

次に、新給食センターの建設事業については、着々と計画が進められているようで安心をいたしました。ただ、これまでも多くの議員の方々から質問があったように、現在小中学校へ通学している児童生徒の保護者だけでなく、多くの市民が期待を寄せている事業でありますので、しっかりとした運営ができるように努めていただきたいと思います。食は人なりと言います。食べ物によって人の健康も心も変わっていくのではないかと考えております。また、食育という観点から、地元でとれた新鮮で安全な食材を大いに活用してほしいと思っております。地元という表現はいささか曖昧なところがあり、市内なのか、県内なのか、また国産品といったものも含めるのか議論されるところであります。教育委員会ではどのように捉えて拡大を進めているのか、状況もあ

わせて御答弁をお願いいたします。

次に、皆さんも御承知のとおり、冬場になるとノロウイルスの発症が多く見られます。最近では、県外において学校給食にも提供されているパン工場、さらには給食サービス業者の工場が原因ではないかとされている集団食中毒が発生しております。ふだんから厳しく食中毒の対応を初め、危機管理はなされているとは思いますが、新給食センターにおいては、こういった食中毒や食物アレルギーに対してこういった危機管理体制を考えているのか御答弁願います。

以上で再質問といたします。

○三潟春樹議長 経済部長。

○島谷 淳経済部長 農家所得向上に向けた取り組みについてお答えいたします。

農業所得を増大させるためには、ニーズに対応した高品質化や高付加価値化に努めつつ、生産性の向上を図ることによって消費者、実需者に選択される農産物の生産、販売力を強化していくことが必要でありまして、それには経営感覚にすぐれた担い手の育成、規模拡大によるコスト縮減、産地の育成などによって初めて達成されるものであると考えております。市としましては、水稲主体型から水田を利用した反収当たりの単価の高い野菜等を取り入れた複合経営を推進し、露地栽培とあわせ気候の変動に左右されにくいビニールハウスでの栽培との組み合わせによる農業経営などへ誘導して農家所得の向上を図りたいと考えております。このため、初期投資が必要なビニールハウス導入時の助成等について、平成26年度の当初予算に計上させていただいたところでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから次に、つくね芋についてお答えいたします。現在つくね芋の作付面積は約10ヘクタールとなっております。農業センターにおいてウイルスフリーの個体を確保しつつ、センター内の圃場で種芋を増殖して、毎年160キログラム程度、JAごしょつがるを通して生産者へ供給しております。近年の作付面積は横ばい状況にありますが、それはなれない作物であるという不安や資材等の初期投資がかさむことに原因があるのではないかと考えております。しかしながら、つくね芋は市場の評価が高い作物でありまして、取引単価も高いものであります。市及び五所川原市農業再生協議会では、転作田に作付した場合、10アール当たり4万円の産地交付金を交付する措置をして、その作付拡大を目指しているところであります。

また、青年就農給付金事業を活用し、このつくね芋に取り組む新規就農者の参入もあることから、今後の作付拡大が大いに期待される状況にあります。JAなど関係機関と連携してつくね芋の取り組みに対して支援をしてまいりたいと思ひます。

なお、ウイルスフリーの種苗の増産についてでありますけれども、これについてはその増産が可能かどうか検討をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○三潟春樹議長 教育部長。

○岩崎明彦教育部長 地産地消の考え方と現状についてお答えをいたします。

当教育委員会では、地産地消はできるだけ近くのを優先することが原則であろうと考えておりますが、品目、品質上の品ぞろえを考えますと、産地の地域的な範囲は交通手段の発達した現代では県全体を地域として考えることができます。

文部科学省が発表した第2次食育推進基本計画では、学校給食においては都道府県単位での地場産物を使用する割合を平成27年度までに30%以上とすることを目標に掲げておりますが、当センターでは24年度実績で県内産使用率は56%に達しており、目標を上回っているところです。しかしながら、このうち市内で生産された食材の購入率はいまだ7%ほどでありますので、今後も米の消費拡大とあわせて、それぞれの野菜の生産ピーク時期を想定したメニューづくりなど対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、食物アレルギー対応の給食を提供するに当たっての誤食防止と管理及び事故への対応であります。まず誤食を防止するため、食物アレルギーの児童生徒には専用の食器で配膳します。ランチジャー等の配食容器を調達し、献立名、除去食品名、学校、クラス、氏名を表示できる仕様にした上で、給食時間は担任が喫食前に間違いなく配膳できたか、また事前に配布された献立表を確認し、誤食しないように注意を払う体制といたします。

また、学校での食物アレルギーの発症を防止するためには、児童生徒の食物アレルギーに関する正確な情報の把握が必要となります。今年も2月上旬に調査を実施しておりますが、その結果食物アレルギーのある児童生徒が214人、そのうち医師の診断がある児童生徒が114人という結果となりました。開始に当たっては、学校、保護者、給食センターが十分連絡をとり、3者の合意のもとで安全かつ確実に対応食を提供することになります。

新入生を迎える毎年4月には、異動に伴い他管から入ってくる教職員もいるなど多くの面で環境の変化が生じますので、特に危機感を持って管理の徹底に努めてまいりたいと考えております。

なお、保護者からの相談や診断が的確に行えるように、さらには事故への対処に備え、医師や消防救急隊と連携をできるだけとりまして対応委員会などの設置を検討しながら進めてまいりたいと考えております。

○三潟春樹議長 5番、山田和宗議員。

○5番 山田和宗議員 御答弁ありがとうございました。

地産地消は、今やどこの自治体においても重要な取り組み課題となっております。当然五所川原市も振興策をいろいろ考え、具体的な取り組みも着々と行ってきており、地元の野菜生産者の方々もそれぞれ取り組みを行っているところでございます。しかしながら、公的機関、施設においては地場製品の消費は進んでいない現状にあります。公共機関、公共施設に野菜を供給することは、非常に課題や問題が多いことは承知をしておりますが、難しいと言っているだけでは前進はありません。さまざまな課題解決のためには、行政内での横の連携や関係機関との連携も必要になってくるのではないかと考えております。

そこで、野菜振興策のために五所川原産の農産物を公共機関、公共施設に供給する仕組みづくりを地産地消を推進するための調査研究を行う委員会や研究会といった類いの組織を行政で立ち上げていくことを前向きに検討していただくことを提言、要望として強く求めます。経済部長、今まで何度か農業行政に対して質問をさせていただきましたが、御尽力をいただきましてまことにありがとうございました。今後とも地域経済発展のために御協力をお願い申し上げまして、私からの一般質問を終了させていただきます。

○三潟春樹議長 以上をもちまして山田和宗議員の質問を終了いたします。

これにて一般質問を終結いたします。

---

◎散会宣告

○三潟春樹議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 1時37分 散会

平成26年五所川原市議会第2回定例会会議録（第4号）

---

◎議事日程

平成26年3月7日（金）午前10時開議

- 第1 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（西北五広域福祉事務組合の共同処理する事務の変更及び西北五広域福祉事務組合同規約の変更について）から議案第38号 西北五環境整備事務組合同規約の変更についてまで
- 第2 請願第1号 特定秘密保護法の撤廃を求める意見書採択に関する請願書
- 

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎出席議員（24名）

1番 花田 進 議員	2番 鳴海 初男 議員
3番 山田 善治 議員	4番 三 渦 春樹 議員
5番 山田 和宗 議員	6番 木村 慶憲 議員
7番 成田 和美 議員	8番 吉岡 良浩 議員
9番 伊藤 永慈 議員	10番 山口 孝夫 議員
11番 木村 博 議員	14番 稲葉 好彦 議員
15番 松野 武司 議員	16番 寺田 武造 議員
17番 桑田 茂 議員	18番 阿部 春市 議員
19番 福士 寛美 議員	20番 加藤 磐 議員
21番 木村 清一 議員	22番 川浪 茂浩 議員
23番 磯辺 勇司 議員	24番 工藤 武則 議員
25番 平山 秀直 議員	26番 葛西 収三 議員

---

◎欠席議員（2名）

12番 古川 幸治 議員	13番 秋元 洋子 議員
--------------	--------------

---

◎説明のため出席した者（27名）

市 長 平山 誠敏  
副市長 三上 裕行

総務部長	小田桐宏之
財政部長	佐藤明
民生部長	高橋勇公
福祉部長	工藤勝
経済部長	島谷淳
建設部長	菊池司
上下水道部長	對馬隆博
会計管理者	岩川静子
教育委員長	阿部育也
教育長	長尾孝紀
教育部長	岩崎明彦
選挙管理委員会 委員長	白川昭磨
選挙管理委員会 事務局長	田中馨
監査委員	山本將雄
監査委員 事務局長	前田晃
農業委員会 会長	斎藤靖裕
農業委員会 事務局長	小山内洋一
総務課長	宮崎昌子
財政課長	三橋大輔
市民課長	新井勝博
保護福祉課長	長尾功一
農林水産課長	小山内秀峰
土木課長	蒔苗司
上下水道部 総務課長	諏訪秀清
教育総務課長	今義律

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長 佐藤文治

次 長 片 山 善一朗

◎開議宣告

○三潟春樹議長 おはようございます。ただいまの出席議員24名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号により進めます。

---

◎日程第1 議案第4号から議案第38号まで

○三潟春樹議長 日程第1、議案第4号 専決処分の承認を求めることについてから議案第38号 西北五環境整備事務組合理約の変更についてまでの35件を一括議題といたします。

総括質疑の通告はありません。

お諮りいたします。議案第5号 専決処分の承認を求めることについてから議案第28号 平成26年度五所川原市下水道事業会計予算までの24件については、全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会は、本日の会議終了後、直ちにこの議場において正副委員長の互選を行うよう、口頭をもって通知いたします。

次に、ただいま付託いたしました24件を除く11件については、お手元に配付しております議案付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

◎日程第2 請願第1号

○三潟春樹議長 次に、日程第2、請願第1号 特定秘密保護法の撤廃を求める意見書採択に関する請願書を議題といたします。

本請願については、今定例会の締め切り日までに受理した請願でありますので、お手元に配付しております請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

---

◎休会の件

○三潟春樹議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会審査及び議事整理のため、明8日から16日までの9日間は休会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 異議なしと認め、よって9日間は休会することに決しました。

ここで、私のほうからお願いを申し上げます。間もなく東日本大震災の発生から3年を迎えます。そこで、大震災で亡くなられた全ての方々を追悼するとともに、今回の震災を記憶にとどめるためにも震災の発生時刻である3月11日の14時46分に御家族そろっての黙祷をお願い申し上げます。

次回は17日定刻より会議を開きます。

---

◎散会宣告

○三潟春樹議長 本日はこれにて散会いたします。

午前10時23分 散会

平成26年五所川原市議会第2回定例会会議録（第5号）

◎議事日程

平成26年3月17日（月）午前10時開議

- 第 1 議案第29号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第30号 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第31号 五所川原市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第32号 五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第33号 五所川原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第34号 五所川原市長等の給料月額の特例に関する条例等を廃止する条例の制定について
- 第 7 請願第 1号 特定秘密保護法の撤廃を求める意見書採択に関する請願書  
（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第 8 議案第35号 金木高等学校市浦分校入学料及び授業料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第36号 五所川原市公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について  
（経済文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第10 議案第 4号 専決処分の承認を求めることについて（西北五広域福祉事務組合の共同処理する事務の変更及び西北五広域福祉事務組合規約の変更について）
- 第11 議案第38号 西北五環境整備事務組合規約の変更について  
（民生常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第12 議案第37号 市道路線の変更について  
（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第13 議案第 5号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度五所川原市一般会計補正予算（第5号））
- 第14 議案第 6号 平成25年度五所川原市一般会計補正予算（第6号）
- 第15 議案第 7号 平成25年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予

算（第3号）

- 第16 議案第 8号 平成25年度五所川原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第17 議案第 9号 平成25年度五所川原市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第18 議案第10号 平成26年度五所川原市一般会計予算
- 第19 議案第11号 平成26年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 第20 議案第12号 平成26年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計予算
- 第21 議案第13号 平成26年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計予算
- 第22 議案第14号 平成26年度五所川原市後期高齢者医療特別会計予算
- 第23 議案第15号 平成26年度五所川原市介護保険特別会計予算
- 第24 議案第16号 平成26年度五所川原市高等看護学院特別会計予算
- 第25 議案第17号 平成26年度五所川原市公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第26 議案第18号 平成26年度五所川原市神山財産区特別会計予算
- 第27 議案第19号 平成26年度五所川原市松野木財産区特別会計予算
- 第28 議案第20号 平成26年度五所川原市戸沢財産区特別会計予算
- 第29 議案第21号 平成26年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計予算
- 第30 議案第22号 平成26年度五所川原市喜良市財産区特別会計予算
- 第31 議案第23号 平成26年度五所川原市相内財産区特別会計予算
- 第32 議案第24号 平成26年度五所川原市脇元財産区特別会計予算
- 第33 議案第25号 平成26年度五所川原市十三財産区特別会計予算
- 第34 議案第26号 平成26年度五所川原市水道事業会計予算
- 第35 議案第27号 平成26年度五所川原市工業用水道事業会計予算
- 第36 議案第28号 平成26年度五所川原市下水道事業会計予算  
（予算特別委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第37 議会改革特別委員会の中間報告について
- 第38 発議第 1号 五所川原市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 第39 発議第 2号 手話言語法（仮称）の制定を求める意見書
- 第40 発議第 3号 雇用の安定を求める意見書

---

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎出席議員（24名）

1番	花田進	議員	2番	鳴海初男	議員
3番	山田善治	議員	4番	三潟春樹	議員
5番	山田和宗	議員	6番	木村慶憲	議員
7番	成田和美	議員	8番	吉岡良浩	議員
9番	伊藤永慈	議員	10番	山口孝夫	議員
11番	木村博	議員	14番	稲葉好彦	議員
15番	松野武司	議員	16番	寺田武造	議員
17番	桑田茂	議員	18番	阿部春市	議員
19番	福士寛美	議員	20番	加藤馨	議員
21番	木村清一	議員	22番	川浪茂浩	議員
23番	磯辺勇司	議員	24番	工藤武則	議員
25番	平山秀直	議員	26番	葛西収三	議員

---

◎欠席議員（2名）

12番	古川幸治	議員	13番	秋元洋子	議員
-----	------	----	-----	------	----

---

◎説明のため出席した者（27名）

市 長	平山誠敏
副 市 長	三上裕行
総 務 部 長	小田桐宏之
財 政 部 長	佐藤明
民 生 部 長	高橋勇公
福 祉 部 長	工藤勝
経 済 部 長	島谷淳
建 設 部 長	菊池司
上下水道部長	對馬隆博
会 計 管 理 者	岩川静子
教 育 委 員 長	阿部育也
教 育 長	長尾孝紀

教 育 部 長	岩 崎 明 彦
選挙管理委員会 委 員 長	白 川 昭 磨
選挙管理委員会 事 務 局 長	田 中 馨
監 査 委 員	山 本 將 雄
監 査 委 員 事 務 局 長	前 田 晃
農業委員会会長	斎 藤 靖 裕
農 業 委 員 会 事 務 局 長	小山内 洋 一
総 務 課 長	宮 崎 昌 子
財 政 課 長	三 橋 大 輔
市 民 課 長	新 井 勝 博
保護福祉課長	長 尾 功 一
農林水産課長	小山内 秀 峰
土 木 課 長	蒔 苗 司
上下水道部 総 務 課 長	諏 訪 秀 清
教育総務課長	今 義 律

---

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	佐 藤 文 治
次 長	片 山 善 一 朗

◎開議宣告

○三潟春樹議長 おはようございます。ただいまの出席議員24名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第5号により進めます。

◎日程第1 議案第29号から

日程第7 請願第1号まで

○三潟春樹議長 日程第1、議案第29号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第7、請願第1号 特定秘密保護法の撤廃を求める意見書採択に関する請願書までの7件を一括議題といたします。

本件に関し、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○吉岡良浩総務常任委員長 一登壇一

おはようございます。本定例会において総務常任委員会に付託されました議案6件及び請願1件について、去る3月7日、理事者側の出席を求め委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第29号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は来年度の五所川原市合併10周年記念事業として市民憲章及び市の花、鳥、木等を制定するため、五所川原市市民憲章等制定委員会を設置するとともに、当委員会委員の報酬の額を日額5,700円と定めるものであるとの説明に対し、当委員会の審議予定について及び花、鳥、木等の選定に当たっての基本的な考え方についての質疑があり、当委員会は10名以内の委員で構成し、答申まで5回、委員会を開催する予定である。市の花、鳥、木等の選定に当たっては、市のシンボルとして幅広い市民に未永く親しまれるものを選定するように努めるとともに、花、鳥、木以外にもふさわしいものがあれば選定の対象とすることも検討するとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は平成26年度から自治会振興交付金を創設することに伴い、行政連絡員を廃止するものであるとの説明に対

し、行政連絡員が行ってきた市広報の配布業務等の今後の対応について、新年度からの市広報の発行日について、市民への新たな情報提供の手段として本年7月開設予定のローカルコミュニティFM放送局との連携について及び災害時等において電気、通信等のライフラインが途絶えたときに備え、高齢者世帯や高齢者単身世帯等への簡易ラジオの配付の検討についての質疑があり、近年高齢化や過疎化に伴い、行政連絡員の人数確保が困難となっているなどの理由から、今回の行政連絡員の廃止に至ったところである。自治会振興交付金の実施に伴い、現在各町内会に対して説明を行っており、広報配布等についても町内会で円滑に行っていただくようお願いをしているところである。市広報の発行は、新年度から月2回から1回に変更となるが、発行日については前月の25日とする予定である。ラジオは、非常時において情報を得るために極めて有効な手段であり、また日常的な行政情報等を市民に周知する手段としても有効であるので、ローカルコミュニティFM放送局との連携について、今後経費等の情報が把握できた時点で検討していきたい。簡易ラジオの配付等については、現時点では検討段階に至っていないとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号 五所川原市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令の公布に伴い改正するものであり、主な改正内容は、1点目として公的年金からの個人市民税の特別徴収制度の見直し、2点目は株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の金融所得の課税に関する見直しであるとの説明に対し、さしたる質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号 五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は地方税法等の一部改正に伴い、金融商品に対する課税制度の変更に伴う所要の改正を行うものであり、主な改正内容は株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の金融所得の課税に関する見直しであるとの説明に対し、さしたる質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号 五所川原市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本年4月1日より固定資産に関する証明書書式の記載内容が変更され、それに伴い発行手数料を改めるものである。現状様式では、土地5筆まで、または家屋3棟まで個々に1枚の発行であるが、改正後は土地、家屋問わず6筆、または6棟までを1枚とし、証明書を発行することとなり、手数料の軽減につながるが見込まれるとの説明に対し、改正の経緯について、また固定資産関係以外の発行手数料の改正の見直しについての質疑があり、手数料の見直しは業務システムの大規模改修によるものであり、

法改正等によるものではない。戸籍等の市民課関係の手数料については政令で定められており、市独自で手数料の改正を行うことは困難であるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号 五所川原市長等の給料月額の特例に関する条例等を廃止する条例の制定についてであります。本件は五所川原市長等の給料月額の特例に関する条例、五所川原市職員の給与の特例に関する条例及び五所川原市議会議員の議員報酬の特例に関する条例について、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの期間を特例期間と定め、給料等の減額をしていたが、特例期間を終えるため条例を廃止するものであるとの説明に対し、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、特定秘密保護法の撤廃を求める意見書採択に関する請願書についてであります。本件は特定秘密保護法が国民主権、基本的人権、平和主義という日本国憲法の基本原則をことごとくじゅうりんする違憲立法であるため、法律の撤廃を求める意見書の採択に関する請願であります。審議の過程において、委員より本件について、本法律の趣旨が国家、国民の安全を保障するための秘密を特定し、保護するためのものであり、政府、官僚が恣意的に秘密を増やしたり、安全保障に関する情報を隠蔽したりするというものではない。また、本法律は国防や国益にかかわるものであり、その是非については国政の場や国民的議論の中で判断していくべきものであるとの理由から不採択とすべきであるという意見があり、採決の結果、全員異議なく不採択とすべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○三潟春樹議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。発言の通告がありますので、これを許可いたします。

1番、花田進議員。

○1番 花田 進議員 一登壇一

日本共産党の花田進です。特定秘密保護法の撤廃を求める意見書採択に関する請願書の総務常任委員長の報告に反対の討論を行います。

特定秘密保護法は、昨年12月6日に成立し、12月13日に公布されました。公布から1年以内に実施されることになっています。成立後に行われた共同通信社の世論調査でも次期通常国会以降に修正するとの回答は54.1%、廃止するが28.2%で、合わせて82.3%に上っており、この法案に対する国民の不安、知る権利侵害への懸念が強い状況が浮き

彫りになっています。民主主義社会の根幹である国民の知る権利や報道の自由の侵害、厳罰化、適正評価によるプライバシー侵害のおそれといたしたさまざまな問題点があり、国民主権、基本的人権、平和主義という日本国憲法の基本原則をじゅうりんする違憲立法であることから、当市議会でも廃止の意見書を提出することを議員の皆様強く呼びかけ、発言を終わります。

○三潟春樹議長 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第29号から議案第34号までの6件は原案可決、請願第1号は不採択であります。

ただいまの委員長報告のうち、請願第1号に対する賛成討論がありましたので、原案について起立により採決いたします。

請願第1号 特定秘密保護法の撤廃を求める意見書採択に関する請願書を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

○三潟春樹議長 起立少数であります。

よって、請願第1号は不採択と決しました。

次に、ただいまの1件を除く6件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 異議なしと認めます。

よって、ただいまの6件については委員長報告のとおり決しました。

---

◎日程第8 議案第35号及び

日程第9 議案第36号

○三潟春樹議長 次に、日程第8、議案第35号 金木高等学校市浦分校入学料及び授業料徴収条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第9、議案第36号 五所川原市公民館設置条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題といたします。

本件に関し、経済文教常任委員長の報告を求めます。

経済文教常任委員長。

○伊藤永慈経済文教常任委員長 一登壇一

おはようございます。本定例会において経済文教常任委員会に付託されました議案2件について、去る3月7日、理事者側の出席を求め委員会を開催し、審査いたしました

ので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第35号 金木高等学校市浦分校入学料及び授業料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正に伴い、平成26年4月1日より公立高校の授業料等の無償化が廃止され、公立、私立ともに所得に応じ就学支援金を支給する制度に一本化されることから、授業料等の有料化について改めるものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号 五所川原市公民館設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は今年度、中央公民館の大規模改修工事においてエアコンが設置されたことによりエアコンの使用料等を規定し、金木公民館においては字句を整理するものであるとの説明があり、これに対し、さしたる質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○三潟春樹議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

---

◎日程第10 議案第4号及び

日程第11 議案第38号

○三潟春樹議長 次に、日程第10、議案第4号 専決処分の承認を求めることについて及び日程第11、議案第38号 西北五環境整備事務組合理約の変更についての2件を一括議題といたします。

本件に関し、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○成田和美民生常任委員長 一登壇一

改めまして、おはようございます。本定例会において民生常任委員会に付託されました議案2件について、去る7日、理事者側の出席を求め委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

初めに、議案第4号 専決処分の承認を求めることについてであります。本件は西北五広域福祉事務組合の共同処理する事務について、新たに児童発達支援及び放課後等デイサービスに関する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、一般相談支援事業及び特定相談支援事業に関する事務を追加するため規約を変更したので、これを報告し、その承認を求めるものであるとの説明に対し、さしたる質疑もなく、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議案第38号 西北五環境整備事務組合規約の変更についてであります。本件は西北五環境整備事務組合の事務所を高瀬字一本柳1番地から岩木町12番地に改めるため、議会の議決を求めるものであるとの説明に対し、移動となる職員数について、事務所を変更する利点について及び異臭等の苦情があった場合の対応についての質疑があり、移動となる職員数は7名で、今回の住所変更により決裁や支払いなどの事務手続に要する移動がなくなることで事務効率はよくなる。苦情に対しては、中央クリーンセンターの現場でも対応できるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○三潟春樹議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第4号は承認、議案第38号は原案可決であります。

本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

---

◎日程第12 議案第37号

○三潟春樹議長 次に、日程第12、議案第37号 市道路線の変更についてを議題といたします。

本件に関し、建設常任委員長の報告を求めます。

建設常任委員長。

○木村慶憲建設常任副委員長 一登壇一

おはようございます。秋元委員長が欠席しておりますので、副委員長の私から御報告申し上げます。

本定例会において建設常任委員会に付託されました議案1件について、去る3月7日、理事者側の出席を求め委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第37号 市道路線の変更についてであります。本件は既に認定されている市道について、隣接する中央小学校と五所川原第一中学校の共同駐車場を建設し、学校敷地の一体化を図ることに伴い、路線の起点を移動させるものであるとの説明に対し、さしたる質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○三潟春樹議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

---

◎日程第13 議案第 5号から

日程第36 議案第28号まで

○三潟春樹議長 次に、日程第13、議案第5号 専決処分の承認を求めることについてから日程第36、議案第28号 平成26年度五所川原市下水道事業会計予算までの24件を一括議題といたします。

本件に関し予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長。

○磯辺勇司予算特別委員長 一登壇一

皆さん、おはようございます。去る7日の本会議において設置されました予算特別委員会は、同日議場において委員会を開催し、委員長に不肖私磯辺勇司が、副委員長に福士寛美委員が選任され、10日及び11日に理事者側の出席を求め、付託されました議案24件の審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

なお、当委員会は議員全員をもって構成されており、審査の過程における主な質疑はお手元に配付いたしております委員長報告資料のとおりでありますので、議案の内容、質疑及び答弁の詳細については省略させていただき、審査結果のみを申し上げますので、御了承願います。

初めに、議案第5号 専決処分の承認を求めることについては、質疑もなく、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議案第6号 平成25年度五所川原市一般会計補正予算（第6号）から議案第9号 平成25年度五所川原市介護保険特別会計補正予算（第3号）までの4件については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号 平成26年度五所川原市一般会計予算については、質疑に対する答弁がなされ、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号 平成26年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計予算については、質疑に対する答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号 平成26年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計予算及び議案第13号 平成26年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計予算の2件については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号 平成26年度五所川原市後期高齢者医療特別会計予算については、質疑に対する答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号 平成26年度五所川原市介護保険特別会計予算及び議案第16号 平成26年度五所川原市高等看護学院特別会計予算の2件については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 平成26年度五所川原市公共用地先行取得事業特別会計予算については、質疑に対する答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 平成26年度五所川原市神山財産区特別会計予算から議案第25号 平成26年度五所川原市十三財産区特別会計予算までの8件については、質疑もなく、全

員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号 平成26年度五所川原市水道事業会計予算については、質疑に対する答弁がなされ、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号 平成26年度五所川原市工業用水道事業会計予算及び議案第28号 平成26年度五所川原市下水道事業会計予算の2件については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で当委員会の報告といたします。

よろしくお願ひいたします。

○三潟春樹議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。発言の通告がありますので、これを許可いたします。

1番、花田進議員。

○1番 花田 進議員 一登壇一

日本共産党の花田進です。予算委員会の委員長の報告に対して、議案第10号 平成26年度五所川原市一般会計予算及び議案第26号 平成26年度五所川原市水道事業会計予算の一部に反対の討論を行います。

26年度の当初予算は約313億円で、前年度より10%余り少なくなっています。それは、つがる総合病院の完成に伴い56億円の市債が減少したことによるものですが、26年度の市債は49億円余りの発行高で、市の借金の返済額は48億円と26年度もプライマリーバランスは改善されていません。市の借金は、合併債や過疎債など返済の少ないものを利用し、財政健全化指標は悪化しないようではありますが、このような借金に異議なしと賛成できません。いずれにしても、負債残高が平成30年度まで増え続ける中で、病院経営がうまくいかなかったときの負担増、消費税増税に伴う市税の減収、合併算定替え措置がなくなることによる地方交付税の減額などを思うと、基礎的財政収支が赤字の状態では起債残高が増え続ける予算には賛成できません。

学校給食センターの建設や予防接種の拡大、就学援助の支給の拡大、リフォーム助成の継続など評価する事業もありますが、生活保護費の削減や乳幼児医療費の負担軽減は27年度以降無料化の方向が示されていますが、所得制限や対象年齢の拡大など思い切った対策が必要と考えます。また、市経済の活性化を図ることが重要ですが、そのうち雇用対策事業を見ても国や県の補助事業が主体で、市としての意欲を感じられません。財

政が厳しいという理由でしょうが、12月議会で決めた土地開発公社への債務放棄2億4,000万円や、ほとんど不要財産を抱える公共用地先行取得事業特別会計には3,000万円を出していることを考えると、一般会計の予算には賛成できかねます。

水道事業予算については、これまで必要以上に利益を上げており、値下げするべきであると4年間主張してきましたが、いまだに改善されていません。必要以上の利益を上げるとは、不要な市民負担を増やしていることであり、予算には賛成できません。25年度に料金体系の見直しを行う予定が26年度に延びているとのこと。一刻も早い改善を願うものであります。

以上の視点から、一般会計及び水道事業予算には一部反対します。議会がオール与党では市政に緊張感が失われます。多くの議員の皆さんの賛同をお願いし、発言を終わります。

○三潟春樹議長 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第5号は承認、議案第6号から議案第28号までの23件は、いずれも原案可決であります。

ただいまの委員長報告のうち、議案第10号及び議案第26号に反対討論がありましたので、原案について起立により採決いたします。

まず、議案第10号 平成26年度五所川原市一般会計予算を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○三潟春樹議長 起立多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 平成26年度五所川原市水道事業会計予算を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○三潟春樹議長 起立多数であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま可決された2件を除く22件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 異議なしと認めます。

よって、ただいまの22件は委員長報告のとおり決しました。

---

◎日程第37 議会改革特別委員会の中間報告について

○三潟春樹議長 次に、日程第37、議会改革特別委員会の中間報告についてを議題といたします。

本件に関し、議会改革特別委員長の報告を求めます。

議会改革特別委員長。

○松野武司議会改革特別委員長 一登壇一

皆さん、おはようございます。議会改革特別委員会の中間報告をいたします。

地方分権の推進により、地方自治体を取り巻く環境が大きく変わりつつある今日、まことの地方自治を確立するためには自主的な決定と責任をより一層高める必要があります、二元代表制の一翼を担う市議会が地域の発展と福祉の向上のために果たすべき役割は今後さらに大きくなることが予想されます。

市議会は、自治体の政策の立案や決定、事業の評価など議論を尽くして決定する場がありますが、政策が決定するまでの論点、争点の過程を明確にすることは、討論の場でもある議会の責務であります。

このような地方分権時代に対応した議会のあり方及び議会機能の充実を図る方策などについて調査研究を行うため、平成24年3月15日に議会改革特別委員会を設置し、平成25年第1回定例会において、それまでの協議結果について1回目の中間報告をしたところであります。その際、付議事項のうち代表質問制度及び議案に対する各議員の表決の明確化と公表の2項目について、決定事項として報告をさせていただきました。

本年度におきましても、平成25年12月11日及び平成26年2月20日の2回にわたり本特別委員会を開催し、一般質問における一問一答方式の導入について協議を行いましたので、その結果について御報告を申し上げます。

一問一答方式につきましては、答弁漏れが少ないこと、内容を詳細に聞くことができ、深い議論が行われること、また傍聴者にとって非常にわかりやすいなどの利点があり、その導入に向けて検討を重ねてきた結果、平成26年6月定例会から実施することで決定いたしました。その詳細についてであります。質問時間は質問、答弁合わせて60分、質問回数は無制限とし、1回目は壇上で一括して質問、2回目以降は自席で行うことといたします。

質問方式については、一問一答方式と従来の一括質問、一括答弁方式との選択制といたします。また、答弁側は議長の許可を得て、議員の質問に対して、質問の趣旨、内容の確認のため反問することができることといたします。

今後も地方分権時代に対応した議会のあり方及び議会機能の充実を図る方策などについて、具体的に改善を進めていくよう本特別委員会で議論を重ねてまいります。

以上で議会改革特別委員会の中間報告といたします。

○三潟春樹議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件の一般質問における一問一答方式については6月定例会から実施することで御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 異議なしと認めます。

よって、一般質問における一問一答方式については6月定例会から実施することに決しました。

---

◎日程第38 発議第1号

○三潟春樹議長 次に、日程第38、発議第1号 五所川原市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、提案理由説明、委員会付託及び質疑等を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 異議なしと認めます。

よって、本件は提案理由説明等を省略し、直ちに採決することに決しました。

採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第39 発議第2号

○三潟春樹議長 次に、日程第39、発議第2号 手話言語法（仮称）の制定を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、提案理由説明、委員会付託及び質疑等を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 異議なしと認めます。

よって、本件は提案理由説明等を省略し、直ちに採決することに決しました。採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

---

◎日程第40 発議第3号

○三潟春樹議長 次に、日程第40、発議第3号 雇用の安定を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、提案理由説明、委員会付託及び質疑等を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は提案理由説明等を省略し、直ちに採決することに決しました。採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

以上をもって今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

---

◎市長挨拶

○三潟春樹議長 市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。市長。

○平山誠敏市長 一登壇一

平成26年第2回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会も三潟議長を初め、磯辺予算特別委員長及び各常任委員長並びに議員各位の

御協力によりまして全議案とも滞りなく議決を賜り、厚く御礼申し上げます。

審議の過程において賜りました御意見、御提言などにつきましては、十分これを尊重し、検討いたしまして、今後の市政運営に反映してまいる所存であります。

本定例会で議決いただきました平成26年度予算は、厳しい財政運営を余儀なくされている中ではありますが、限られた財源で最大限の効果が発揮できるよう編成したものであります。

国政におきましては、いわゆるアベノミクスによる各種政策が推進されているほか、4月からは消費税率が引き上げられるなど、当市を取り巻く環境は大きく変化しております。こうした転換期のさなか、市といたしましては関係機関との連携をこれまで以上に密接に保ちながら、市民生活の福祉向上に資する各種施策を積極的に推進してまいりたいと考えております。

また、つがる西北五広域連合が事業主体となり、当圏域の重点事業として推進してまいりましたつがる総合病院がいよいよ4月1日に開院することから、医療機能の充実と医療サービスの向上が図られるものと確信しております。安定した経営基盤の確立と、よりよい医療サービスの提供のため、市といたしましても引き続き尽力してまいりますので、議員各位におかれましては特段の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、日増しに春めいてまいりましたが、議員各位におかれましては御自愛の上、市勢伸展のためますます御活躍されますよう祈念申し上げ、閉会の御挨拶といたします。

---

◎閉会宣告

○三潟春樹議長 これにて平成26年五所川原市議会第2回定例会を閉会いたします。

午前11時11分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成26年3月17日

五所川原市議会議長 三 潟 春 樹

五所川原市議会副議長 川 浪 茂 浩

五所川原市議会議員 吉 岡 良 浩

五所川原市議会議員 伊 藤 永 慈

五所川原市議会議員 山 口 孝 夫